

平成 23 年度
都市と地方の連携による
多様なライフスタイルの実現支援
に関する検討調査
報 告 書

平成 24 年 3 月

国土交通省 国土政策局 地方振興課

目 次

本 編

I. 調査の目的	1
II. 調査の方法と対象	4
1. 調査の方法	4
2. 調査の対象（選定事例）	5
III. 都市側の団体等による交流支援の事例	7
1. 企業・民間団体による交流支援の事例.....	7
2. 自治体を中心となった交流支援の事例.....	69
3. 各交流支援事例から見た交流支援推進の課題とポイント	133
IV. 都市側からの交流支援によるインパクトやメリットの分析.....	143
1. 交流支援が都市側の住民等の行動に与えたインパクト	143
2. 都市側の自治体、企業等が組織的な交流支援を行うことのメリット.....	146
3. 交流支援を行う都市側の自治体や企業等にとってのメリット	154
V. 多様なライフスタイルの提供に向けた国としての支援のあり方の検討	161

本 編

I. 調査の目的

これからの新しい国土像として、多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を目指すことが示されているが、その実現のためには、それぞれの地域において地域づくりの担い手となる人材の確保が必要である。

しかしながら、全国の総人口が減少する中で「定住人口」の増加を全ての地域で実現することはできず、「交流人口」「二地域居住人口」など、多様な人口の視点を持って地域への人の誘致・移動を促進することが必要となっている。

こうした中、国土交通省では、国民のライフスタイルの多様化に応える地域づくりを各地域が進めるための取り組みの一環として、二地域居住・地域間交流に係る都市部の住民のニーズやメリット・デメリットなどについて、主に受入側における受け皿整備の視点から調査を行ってきたところであるが、今後、持続的な都市と地方の連携や多様なライフスタイルに対応した地域づくりを促進するためには、都市側の視点にも着目した連携・交流への取り組み意識やメリットについても把握し、都市側、地方側、それぞれに効果が高い連携の実現に向けた取組の方法や国としての支援策のあり方について検討を行うことが必要である。

こうしたことから、本調査では、都市と地方との連携・交流について、特に都市部の側の取り組みに着目し、都市側の自治体や民間団体等と地方側の自治体等が連携した様々な連携や交流支援の取り組み事例を抽出し、これらの取り組みが都市側の住民等の行動に与えたインパクトや、交流支援を行う都市側の自治体や民間企業等にとってのメリットについて多角的な調査・分析を行い、国民への多様なライフスタイルの提供に資するような施策等のあり方について検討を行った。

【本検討調査における問題意識】

これまで、地方農村部をはじめとする多くの地域では、都市部の住民等のニーズを踏まえた二地域居住・地域間交流の受け皿整備を行って都市住民側にアプローチし、体験交流や移住・定住など様々な交流事業を展開してきた。しかし、地方側から不特定多数の都市住民に対するアプローチは、受入側の負担や疲労感を増大させ、交流事業が持続しなかったり、思うような地域活性効果が得られなかったりといった例も見られている。一部の地域では、地域のリーダー的人材や「新しい公共」の担い手団体等が中心となって、組織間の連携・交流にターゲットを絞った事業を展開し、一定の地域活性等の効果を得ている例も見られてきているが、こうした組織や人材を確保・育成できる地域はまだ少ないのが現状である。

一方で、都市側の団体等が、地方との連携・交流活動を積極的に支援したり、中心的な役割を果たしている例も見られてきている。こうした取組は、交流事業に係る地方側の負担や課題を軽減するだけでなく、都市側交流支援団体にも一定のメリットやインパクトをもたらすものであるといえ、これまでの地方側の受け皿整備を前提とした連携・交流では無い、都市側の視点にたった新しい連携・交流事業の枠組みとして、さらなる促進が期待できるものとなっている。

こうしたことから、本調査では、(個人、不特定多数では無く)ある程度のまとまった単位での連携・交流事業を、(地方側では無く)都市部の企業・団体等が積極的、主体的な役割をもって支援するような取組について、これら都市側の交流支援団体にどのようなメリットやインパクトがあり、どのような点がポイントとなるかを整理・分析し、今後の更なる促進に向けた課題、あり方について整理を行った。

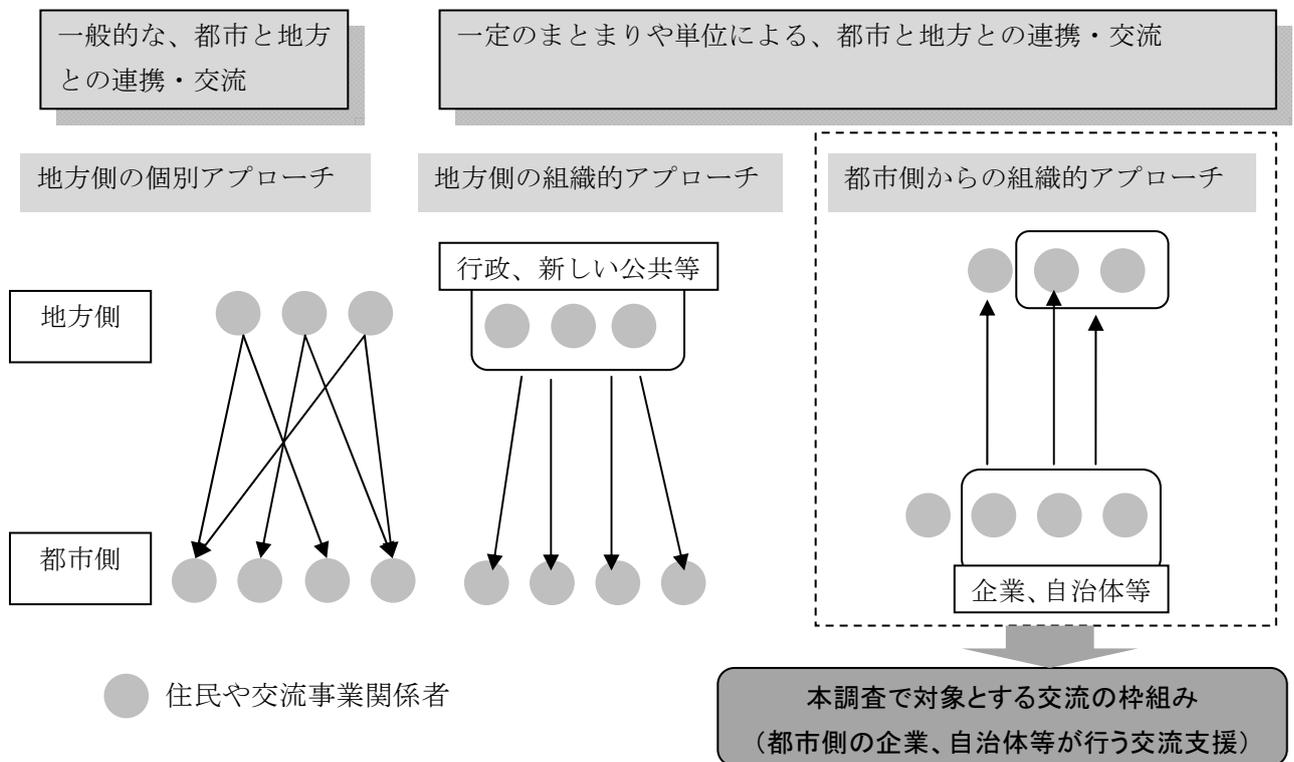


図 I-1 都市と地方との連携・交流のアプローチ・タイプの例

二地域居住・地域間交流等における現状と課題（地方側）

交流活動のアプローチ	交流の形態（単位）	メリット	デメリット・課題
地方側からのアプローチ	個別アプローチ （対象を特定しない、個人等も含む一般の交流等）	幅広い都市住民をターゲットとして、体験交流等の機会を提供することで、地域づくりや地域経済活性化の幅広い効果や集客が期待できる	不特定多数の都市住民のニーズに対応する必要があり、負担の増加、疲労感が大きい。結果として、持続が難しく、思うような効果が得られない 【負担感、非効率】
	組織的アプローチ （教育旅行等、ある程度のまとまり、単位を対象とした連携・交流）	交流者のニーズやモチベーションは基本的に一様であり、準備等がしやすい	受入れに必要なノウハウ、スキルを持った専従人材の確保や運営体制構築が必要 【担い手不足】



本調査における問題意識
（都市側からの交流支援により、
どのようなインパクト、メリットおよび条件等があるのか）

都市側からのアプローチ	都市側からの組織的アプローチにより、交流者にはどのようなインパクトがあるか	都市側のアプローチ主体（交流支援団体）には、どのようなメリットがあるか	上記のデメリット、課題の改善にどの程度寄与するのか 都市側の主体にとってどのような課題や条件があるか
-------------	---------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------------------------

図 I-2 本調査における問題意識

II. 調査の方法と対象

1. 調査の方法

本調査では、都市側の自治体や民間企業等と地方側の自治体等が連携した、住民等の様々な交流支援の事例を、交流の分野や組織形態の違い等に留意しながら 10 事例抽出・選定した上で、それら交流支援に取り組む都市側の自治体、民間企業等へのヒアリング調査を実施し、その取組の概要のほか、主に都市側の住民等の行動に与えたインパクトや交流支援を行う自治体や民間企業等にとってのメリット等を把握・分析した。

さらに、これら分析結果をもとに、国民の多様なライフスタイルの提供に資するような取組の方法と国としての支援策のあり方について検討を行った。

具体的には、以下の手順により調査・分析及び検討を行った。

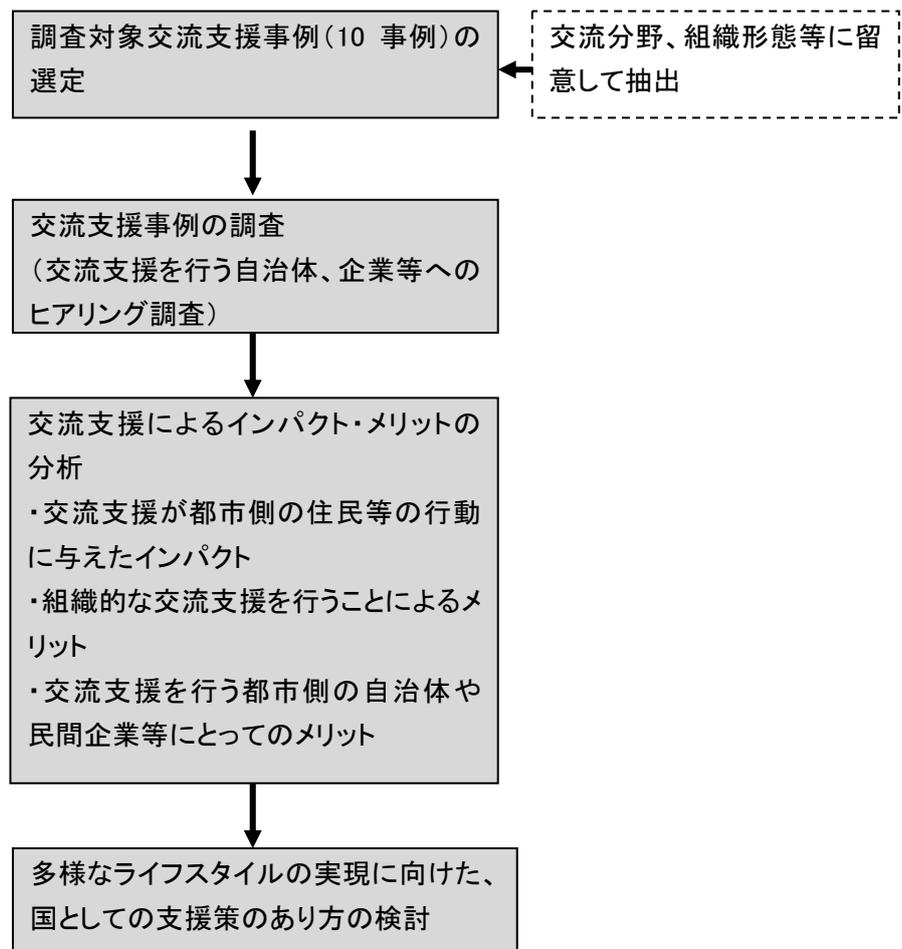


図 II-1 調査のフロー

2. 調査の対象（選定事例）

本調査では、都市側の自治体や民間企業等の観点からの交流支援の取り組み事例として、以下の10事例を抽出した。

【都市側の民間企業等による交流支援】

	都市側の 交流支援主体	交流者 (主な交流 支援対象)	連携・交流 先地域	交流等の概要	交流分野				
					防災・ 災害対応力	持続的継続的な 交流			
						教育学習	産品取引	環境保全	地域支援
1	株式会社エステム 【東京都】	小学生	北海道天塩町ほか	「海と顔の見える食育・学校給食」 地方漁村からの給食食材調達や小学校での漁師による出前授業等		○	○		
2	三菱地所株式会社（三菱地所グループ） 【東京都】	グループ社員、顧客（入居者）等	山梨県北杜市	「空と土プロジェクト」 CSRの一環として社員やビル入居者を対象とした農業体験交流を実施			○	○	
3	特定非営利活動法人全国商店街まちづくり実行委員会事務局 【東京都】	都市住民（会員）	長野県飯山市、魚沼市ほか	「震災あんぜんパック」 年5千円～1万円の会費で災害発生時の疎開先を確保。災害がなかった場合は疎開受入先の産品が届く	○		○		
4	ユーコープ事業連合 【神奈川県他】	顧客（会員）	東北各地	「まるごと産直」 産地単位でその産地の産品を全て「まるごと産直」品と認定し、まるごと産直の生産者と組合員・職員が顔の見える交流を実施			○		○
5	ドクターリセラ株式会社 【大阪府】	社員	島根県江津市	「社員研修とCSR」 社員研修とCSR相補の視点からの、農業や地域支援活動を通じた地元住民との交流					○

【都市側の自治体による交流支援】

	都市側の 交流支援主体	交流者 (主な交流 支援対象)	連携・交流 先地域	交流等の概要	交流分野				
					防災・ 災害対応力	持続的継続的な 交流			
						教育学習	産品取引	環境保全	地域支援
6	○流山市 【千葉県】	市民 (スポーツ 団等)	福島県相 馬市 相 馬市 信 濃町 長 野県信 濃町	「姉妹都市連携」 相馬市、信濃町と姉妹都 市である流山市が、震災 後、間を取り持つ形で信 濃町から相馬市への被災 地支援を媒介。それをき っかけに3市町での交流 が発展	○	○			
7	○北区 【東京都】	区民	群馬県甘 楽町	「食交流事業」 住民同士の交流の他、北 区の生ゴミからできた肥 料を用いた野菜等を給食 に利用するリサイクル事 業も実施			○	○	
8	○世田谷区 【東京都】	区民	群馬県川 場村	「世田谷・川場縁組協定」 締結30年。区民健康村で の体験学習のほか、森林 保全等の交流活動も実 施。災害時相互応援協 定も締結	○	○	○	○	
9	○狛江市 【東京都】	市民	新潟県長 岡市川 口地域	「ふるさと友好都市」 川口の特産品を定期的に 市民に届けるほか、災害 時相互応援協定を締結	○		○		
10	○相模原市 【神奈川県】	市民(小学 校)	岩手県大 船渡市	「被災地応援のための壁 新聞交流からの発展」 震災後、相模原市の小学 校の壁新聞が大船渡市の 小学校に贈られたのをき っかけに、小学生の訪問 や交流事業に発展	○	○			

III. 都市側の団体等による交流支援の事例

ここでは、都市側の自治体や民間企業等と地方側の自治体が連携した交流支援の事例を通じて、これらの支援が都市側の住民や関係者等に与えたインパクトについて把握・分析を行った。

1. 企業・民間団体による交流支援の事例

(1) 「海と顔の見える食育・学校給食」(株式会社エステム：東京都)

○事業の概要

株式会社エステムでは、平成 19 年ごろから、「海と顔の見える食育・学校給食」のサポートを行っている。この「海と顔の見える食育・学校給食」は、全国の漁協と都内の学校を直販でマッチングさせ、日々の学校給食をベースに各教科とリンクさせた食育実践の取り組みであり、漁村（漁協）にとっては 6 次産業化も含めた水産品の需要拡大、雇用創出、学校にとっては漁業体験や出前授業を通じた食育により各教科とリンクできるプログラムとなっている。

○企業概要

社名：株式会社エステム
設立：1970 年（昭和 45 年）
資本金：7,000 万円
従業員数：434 名（出向、派遣等含む） 平成 23 年 2 月 1 日現在
売上高：平成 22 年 9 月期実績 37 億円
事業内容：水処理施設維持管理、環境ソリューション、環境調査分析、 環境コンサルタント業務、広域管理システム、 公害防止および資材販売 ほか
事業所等：本社（名古屋市）、東京支店、三重支店ほか

高学年向けの授業では魚を知るだけでなく、例えば家庭科の授業と組み合わせることで、味やおいしさについての学習にまで発展させている。

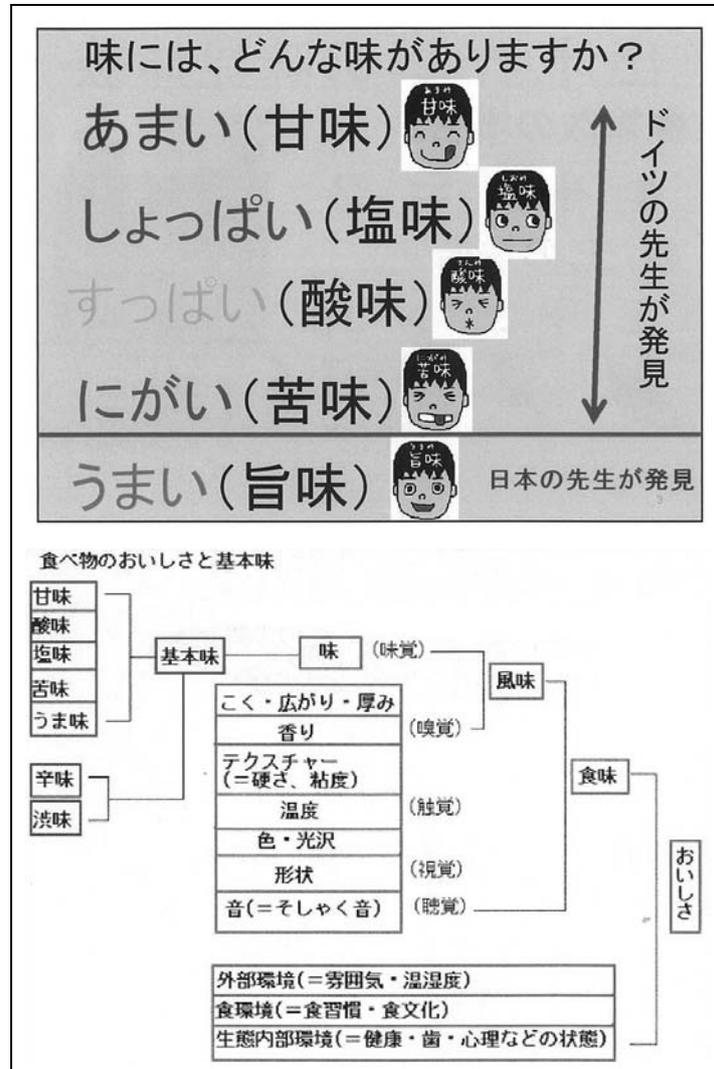


図 III-2 出前授業での配布資料例

出典：株式会社エステム資料

また、児童だけでなく父兄への意識間を促すため、保護者に対して食育授業で使う食材に関する情報提供も行い、交流事業が実施しやすい環境づくりも併せて行っている。

港区立青南小学校 保護者の皆様へ

10/2(木)の給食の食材の 山口県萩の”瀬つききあじ”と食育について

財団法人 漁港漁場漁村技術研究所

・水産庁所管の公益法人・財団法人 漁港漁場漁村技術研究所と申します。
当財団では、一昨年度から青南小学校さんの食育(魚食給食の普及)と社会科の水産の授業をサポートさせて頂いております。そのサポートの取組みは、①魚食給食の普及、②漁業関係者による出前授業の実施、③先生方の漁業体験 です。
一昨年度は、開校100周年のお祝い給食として北海道函館市南茅部産の真昆布と愛媛県愛南町産の鯛で、“鯛めし”を、昨年度は沖縄県南大東島のソデイカ漁師・菊池さんによる出前授業とソデイカの給食をサポートさせていただきました。
そして今年度は、夏休みの間に玉川先生と村谷先生に山口県萩市の萩地方卸売市場にて”魚のセリ”を見学していただき10月2日には”萩の瀬つききあじ”を使った給食と萩地方卸売市場の藤田市場長さんに来ていただき水産と萩の文化について出前授業をしていただきます。
今後とも先生方と共に青南小学校の食育に取り組んでまいりますので、宜しくお願いいたします。
それでは、10/2の給食に出る萩の”瀬つききあじ”を紹介いたします。



【萩市の位置】



【吉田松陰】



【武家屋敷】



【土堀と夏みかん】



◆ 萩の瀬つききあじ

萩のブランド魚No.1は、脂の乗った「萩の瀬付きアジ」
萩沖の岩礁帯に年中住み着き、ぼつりと肥えたマアジです。
萩のブランド魚種の筆頭格にあげられるのが、瀬付きアジです。通常の回遊性のマアジとは違い、萩沖に点在する天然岩礁に住み着いた定着性の種類です。岩礁帯が育む豊富なプランクトンや藻類を食べて育つ瀬付きアジは、ぼつりとよく肥えており、上質の脂が乗って最高品質とされています。
25センチ程度の中型が脂の乗りがよく、最も美味しいです。



【10/2 出前授業の先生】
山口県萩地方卸売市場
市場長 藤田 勲さん

藤田さんに
”萩の瀬つききあじ”の
おいしさのヒミツを聞きました。

おいしさのヒミツ 1

【漁場】

山口県の日本海には多くの瀬があり、そこにはえさとなるプランクトンがたくさんいる。そこで定着して育つから、脂ののって、おいしいんだ。

アカハ瀬
カキノ瀬
萩漁港
紅崎漁港
魚城
下関漁港

瀬つききあじの主な漁場と水揚げされる漁港

おいしさのヒミツ 2

【漁と市場】

アジを氷で冷やした海水の入った活間に入れたり、漁場に近い港に水揚げしてすぐにセリにかけたり、イキの良さを保つ工夫もおいしさの理由だよ。



【萩地方卸売市場】



図 III-3 保護者向けの出前授業資料例

出典：株式会社エステム資料

○連携先の漁村

連携先の漁村も現在は北海道天塩のほか、青森県十三湖、静岡県由比、山口県萩、高知県宿毛、鹿児島県垂水とも連携して取組んでいる。複数の漁村地域と連携することで、天候不良等で食材が調達できないというリスクが回避できる。また、漁村地域によって食材（魚種）が異なるため、バラエティを確保できる。



図 III-4 食育に協力している漁村地域

出典：株式会社エステム資料

○交流事業の費用負担

出前授業等の実施に係る費用は、各小学校が漁協に支払う給食食材の購入費（漁協からの直販）を原資としており、実質的な学校側の負担は無い。

かつては補助金を運営費に充てていたが、最近は学校給食への直販による資金確保のシステムが構築され、今後実施校を増やすことにより自立的な事業モデルが確立しつつある。

○交流の実施体制

実施・運営にあたっては、学校給食への直販、食育・出前授業のそれぞれを別の組織が実施主体となっている。

直販を担う NPO アイ環境研究は、(株)エステムの社内発 NPO であり、同社の環境活動や社会貢献活動の実施運営も行っている。

出前授業や食育を実施する(財)漁港漁場漁村技術研究所は、漁村振興の知識・ノウハウが多い水産庁関係の財団法人である。

(株)エステムは、これらの組織を含む全体コーディネイトを担っている。

食育推進体制図

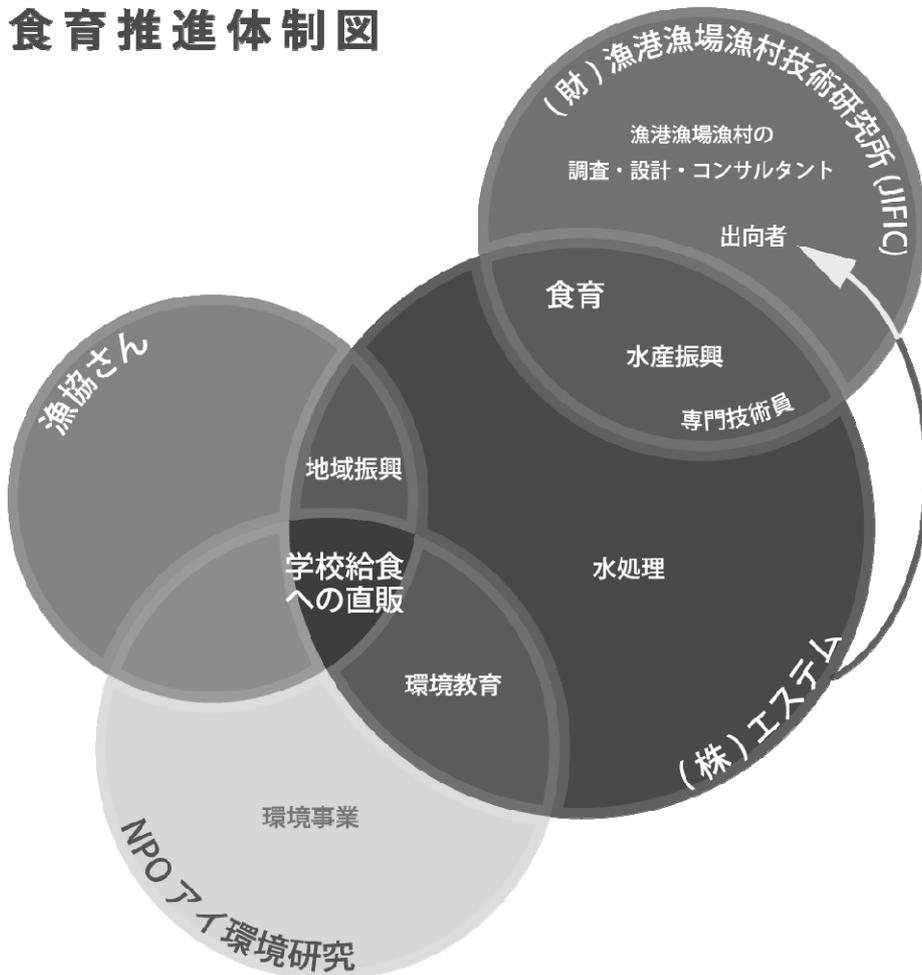


図 III-5 食育事業の推進体制

出典：株式会社エステム資料

○交流の特徴

取り組み当初は、小学校の栄養教諭（食育などの授業が出来る資格を持っている栄養士。東京都全体で30数名が該当する。）を天塩に招待し、加工場の視察や漁業関係者等との意見交換を行っている。

栄養教諭との関係を密にすることは、学校の管理職や調理スタッフの理解を得るための情報提供が重要である。そのため、漁村地域の漁師にも、丁寧な説明を心がけていただき、実践してもらっている。

漁村にとっては、地元の市場で扱えない小さいサイズの魚でも、直販によって収益に結び付けることができている。味が良くても値段が安いために商業ベースとしては取引されていなかった魚が、直販によって市場に提供されるようになることで、漁港側にとっても新たな流通にもつながっている。

また、交流を行っている小学校の中には、PTA 開催のお祭りで天塩の直販を行うなど、学校だけに留まらない活動となっている。

一方、この取り組みは、手間と費用がかかるものであり、ニーズや効果があっても、他の企業等が新規参入することは難しい面があるが、株式会社エステムには漁村地域との「信頼関係」が既に構築されており、これが取組のベースになっている。

② 交流事業が都市側に与えたインパクトとメリット

○教員への水産資源に対する理解醸成

食育授業を行うためには小学校教員の協力が必要不可欠であるが、教員の中には水産に関しての知識が少ない教員も存在することから、まず教職員向けに、夏休みなどを利用して漁業体験してもらっている。

漁業体験は、北海道天塩町のサケ漁、山口県萩地方卸売市場でのセリ見学、鹿児島県垂水市でのカンパチ養殖等、食育授業に協力している漁村で実施しており、漁業を体験してもらうことで社会科水産への理解は深まる。

○学校給食の残食率の低下

多くの学校では、以前、給食での魚食は残食率が高いため不人気であったが、食育を行うことによって残食率が低下してきている。例えば、中野区の小学校では、魚の残食がゼロ（ほとんどの児童が魚の皮まで食べる）となった。

また、栄養士や調理師が食材にこだわり、化学調味料を使わない、健康志向のメニューを検討するようになったなどの効果も見られている。「魚食」が増えることで、子供の味覚構築や生活習慣病の予防などにもつながっている。

また納品の際には加工する前の原魚そのものを一緒に送っている。これにより、栄養士も児童も、給食で食べた魚の「元の姿」がわかるという効果もある。

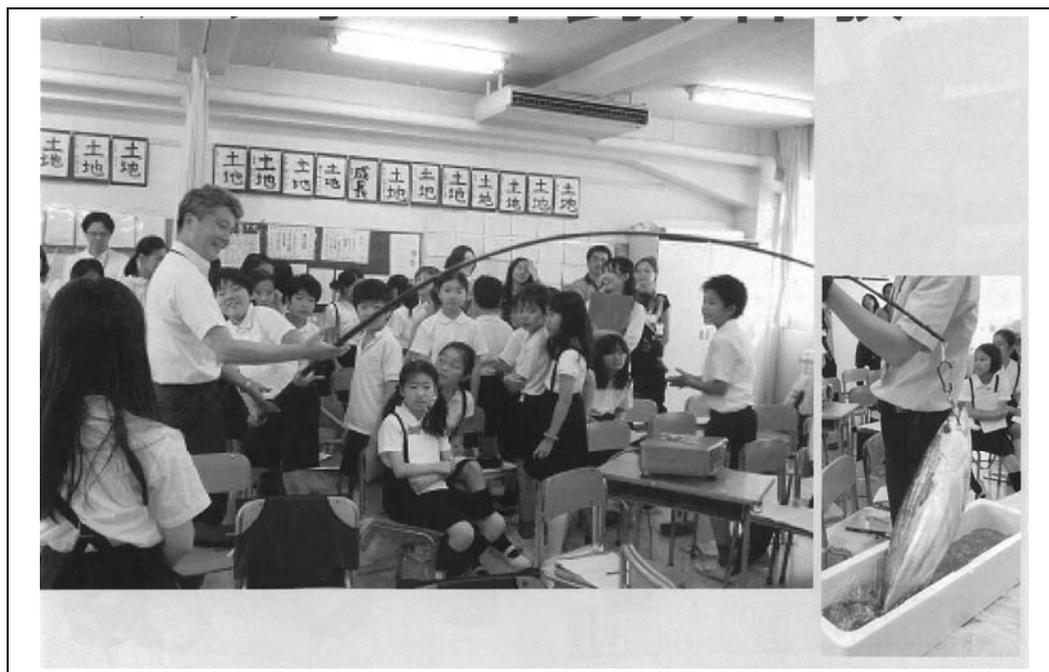


図 III-6 授業でのカツオー一本釣りの体験の様子

出典：株式会社エステム資料

○複数授業の連携と保護者への啓発

数年にわたる実績と経験から、現在では各教科とリンクできる食育プログラムとなっており、教育上のメリットは高い。特に社会科の授業では、海、水産資源、産業などと連携した教育が可能であり、食べること、生きることを教えることにつながっている。また、出前事業は公開授業で実施されるケースが多く、児童だけでなく保護者への啓発にも結び付いている。

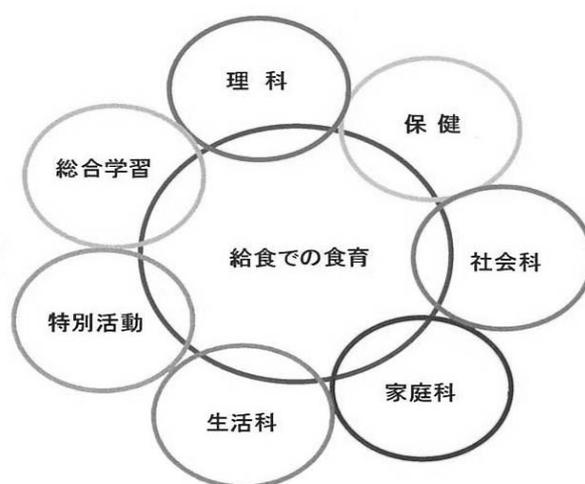


図 III-7 各教科との連携イメージ

出典：株式会社エステム資料

○直販による給食費用の抑制

魚の値段は産地での価格（浜値）から消費者に渡るまでの間に複数の関係者が介在するために数倍となる。そのため、学校給食では安価な輸入魚を使っていることが多い。しかし、学校で給食献立を考えている栄養士さんの多くが、食の安心安全からも生産者の顔が見える国産の魚を使いたいとの希望がある。

（株）エステムは全国の漁港において、獲れる魚の種類や価格、衛生管理状態を調査しており、そのデータに基づいて、漁協から学校への直販をサポートしている。そのため、直販費用を普段の給食費よりも押さえることができている。それにより、通常付き合っている魚の仕入業者に費用（差額）を還元したり、その費用差額で、他の良い食材を購入できる等の効果もある。

○企業の社会貢献

（株）エステムにとって、この交流事業は営業や利益に直接結び付くものではなく、社会貢献の観点から実践している（CSR）。

（株）エステムが普段付き合っている生産地の漁村漁港地域は、魚価の低迷により販路を拡大したいと考えていたが、ネットワークを有していなかった。この交流活動によって販路拡大につながり、新たな雇用（の場）の確保につながっており、結果として地域振興に寄与している。また漁業者自らが出前講座に出向き、魚を食べてくれる児童の顔を見ることができ、また栄養士や教員から直接意見を聞けることが、改めて漁の励みになっている。

つまり、この事業によって食育の普及や漁村地域の活性化につながっていることは株式会社エステムが意図した展開であり、漁村地域と学校との WIN-WIN の関係構築を確立させ、地域と学校とが自立的に連携・実施できるシステムを構築していくことが最終的な目的である。

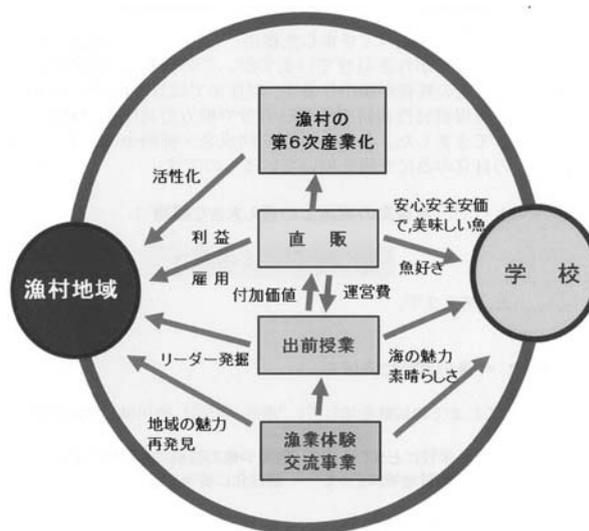


図 III-8 漁村地域と小学校の Win-Win な関係イメージ

出典：株式会社エステム資料

③ 今後の展開と課題

金銭的な支援や道具だけの支援では継続しないため、マッチングできる機関の役割が重要である。そのコア的な部分を NPO や (株) エステムが担っている。

長期的な計画を立てて、関係者が自立・共存できる状態で事業を展開する仕組みの構築が望まれる。

今年度を含めて 5 年以内に、「50 校月 2 回の産直給食」を目指している。50 校に供給するためには 5 地域が必要と考えており、協力してくれる漁村地域と交渉している。

これまでは北海道天塩と高知県宿毛の 2 地域を先行事例として実施しているが、徐々に 5 地域で実施予定である。

現在の対象小学校は 10 校。毎年 10 校ずつ増加させていく予定 (ロコミで 50 校集める予定)。

将来的には、漁村側が自立的に相手先を見つけられるようにしたい。また、現在は東京で展開しているが、東京の小学校で規模拡大を図るのではなく、名古屋や大阪など、他の大都市で展開することも重要であると考えている。違う要素をもつ漁村地域を組み合わせることによって、更なる波及効果が期待される。

一方、食育授業は高度な経験とノウハウが必要であり、人材育成が難しい分野である。今後は、退職教員等を活用することによって人材を増加させ、出前講座開催の機会を増やしていくことも必要である。また、異なる地域間を繋ぐ人材やコーディネイト役も必要となってくる。

漁村地域側でも、出前講座の実施等の事務局となる NPO 組織を立ち上げることによって、漁に出ることが出来ない漁師の受入場となることが期待される。

本業を通じて漁村とネットワークのある企業が、本業とは異なる食育のコーディネイトを社会貢献の一環として実施したことにより、学校にとって負担の少ない、魅力ある教育の獲得につながっているものといえる。

(2) 「空と土プロジェクト」(三菱地所株式会社：東京都)

○取組の概要

三菱地所株式会社は、地域の資源と企業の経営資源を融合させ、新しい価値を生み出していくことを通して地域活性化に寄与していくことを目標に、「都市と農山村が、お互いに元気になる社会」をめざした「空と土プロジェクト」を2008年から実施している。

この取組は、山梨県北杜市を拠点に活動を行うNPO法人「えがおつなげて」と連携し、三菱地所グループ社員・家族やグループ企業の顧客など、都市住民を対象とした様々な体験ツアーを開催しているほか、農産物・間伐材など地域資源と三菱地所グループの事業との連携プロジェクトも推進している。



図 III-9 「空と土プロジェクト」の連携イメージ

出典：三菱地所ホームページ <http://www.mec.co.jp/j/csr/index.html>

○企業概要

社名：三菱地所株式会社
設立：1937年（昭和12年）
資本金：7,000万円
従業員数：14141,373,214,071円（2011年3月31日現在）
事業内容：オフィスビル・商業施設等の開発、賃貸、管理 収益用不動産の開発・資産運用 住宅用地・工業用地等の開発、販売 余暇施設等の運営 不動産の売買、仲介、コンサルティング
従業員数 624名（2011年3月31日現在）（連結：8,001名）

① 交流事業の概要と経緯

2008年4月に、三菱地所グループ社会貢献活動基本方針を策定し、この方針にあった新規の活動として、山梨県北杜市との都市農村交流活動を開始している。

【三菱地所グループ社会貢献活動基本方針（2008）】

1. 社会的課題の解決と自らの成長
良き企業市民として社会的課題の解決を目指し、活動を通して自らも成長をはかります。
2. 三菱地所グループらしい活動の展開
事業領域の内外において、経営資源を生かした、三菱地所グループらしい特色ある社会貢献活動を展開します。
3. 社会との連携
対等、信頼、対話を基本として、さまざまな団体と連携して、透明でフェアな活動に努めます。
4. 重点分野
「地域社会との共生」「文化・芸術支援」「環境保全」「社会福祉」を重点分野として取り組みます。

出典：三菱地所ホームページ <http://www.mec.co.jp/j/csr/index.html>

【実施体制】

活動の企画・運営にあたっては、三菱地所株式会社 CSR 推進部と、山梨県北杜市に拠点を置く NPO 法人「えがおつなげて」が連携して取り組んでいる。

毎月1回定期ミーティングを開催し、協働で企画検討を行っている。ツアーの実施にあたっては、募集・集客及び当日の全体調整を三菱地所が担当し、山梨県北杜市の現場調整や当日の運営及び畑の管理等は NPO「えがおつなげて」が担当している。

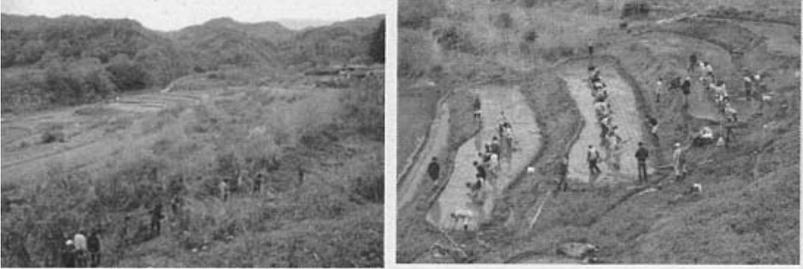
NPO「えがおつなげて」は、都市農村交流活動の運営ノウハウを有しているとともに、山梨県内で様々なネットワークを有しており、同法人との連携と役割分担が、活動推進の大きなポイントとなっている。

【実施状況】

2008年以降、現在（2011年度）までに計26回のツアーを実施している（延べ参加人数730人）。

三菱地所株式会社の社員向けツアーのほか、山梨県商工会連合会を事務局とするイベント「山梨県食材フェア」への協力（商業施設事業グループ）、構造用部材として山梨県産材製品の実用化（三菱地所ホーム）、マンション契約者や居住者を対象としたツアー（三菱地所レジデンス）など、社内各部及びグループ各社の協力による事業連携にも展開している。

表 III-1 「空と土プロジェクト」の主な活動実績

年度	主な活動内容
2008 年度	<p>○体験プログラムの実施 ・社員を対象とした親子収穫体験、間伐体験、開墾体験</p> <p>○事業連携の検討開始 ・山梨県産木材使用に関するヒアリングなど開始</p>
2009 年度	<p>○体験プログラムの実施 ・グループ社員、丸の内エリア就業者、マンション居住者を対象に開墾・田植え・種まき・草取り・収穫・河口まで一連の体験を実施</p> <p>○耕作放棄地が棚田や畑として復活</p> <div style="text-align: center;">  <p>開墾前の棚田と開墾作業</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>復活した棚田</p> </div> <p>○無農薬農作物の収穫と配布 ・玄米 14 俵、とうもろこし、じゃがいも、人参、さつまいも、大豆など ・9月：朝採りとうもろこし社員配布 ・10月：空土米の弁当販売 ・11月：「山梨の実り完熟フェア」（新丸ビル）</p> <div style="text-align: center;">  <p>空土ファームで生産される野菜</p> </div>

年度	主な活動内容
2010 年度	<p>○体験プログラムの充実 <コミュニティハウスづくりプロジェクト> ・「空土ファーム」の近くに、間伐材を活用し、休憩スペースとなる簡易な建物を三菱地所ホームの協力により製作 ・人事部の呼びかけで、三菱地所内定者が2名参加</p>  <p style="text-align: center;">コミュニティハウスづくりプロジェクト</p> <p><酒米づくりプロジェクト> ・遊休農地を開墾した棚田などで無農薬で酒米を育て、山梨県内の蔵元に醸造を委託 ・丸の内エリアの就業者などを対象に田植え&勉強会ツアー、稲刈体験ツアーを実施 ・日本酒は12月に仕込み、純米酒「丸の内」として丸の内エリアで提供・販売</p>  <p style="text-align: center;">純米酒「丸の内」と酒米づくり</p> <p>○事業連携の推進 <農作物の利用> ・山梨県食材フェア「おあんなって山梨」への協力 ・「食育丸の内」との連携 ・「青空市場」×「丸の内マルシェ」での野菜等の販売</p>  <p style="text-align: center;">「青空市場」×「丸の内マルシェ」</p> <p><森林資源の活用> ・三菱地所ホーム 構造用部材として山梨県産材の製品化推進 ・その他、マンション遊具、展示用パネルの額縁等での活用 <購入者のグリーンツーリズム> ・マンション居住者、住宅購入者向けの親子農村体験ツアー、森林体験ツアーの実施</p>

年度	主な活動内容
2011 年度	<p>○事業連携の更なる推進 <森林資源（山梨県産材）の活用> ・構造用部材として山梨県産材認証製品の実用化（三菱地所ホーム） ・2011年8月 山梨県産材利用拡大の推進に関する協定締結</p> <p><農作物（遊休農地）の利活用> ・山梨県食材フェアへの協力 ・レストランシェフの体験ツアーへの参加、協力 等 ・マンション契約者、入居者の会員組織を対象としたツアーの実施（2012年以降年4回実施予定）</p> <p><農業体験ツアー> 過疎化、高齢化が進む山梨県北杜市須玉町増富地区を活動フィールド（NPO えがおつなげてが地元地権者から土地を借り、「空土ファーム」として利用）として、以下の体験ツアーを実施</p> <p>○CSR ツアー（三菱地所グループ社員・家族対象） ヒマワリの種蒔き、BDF 精製実験を通して、グループ社員の自然エネルギーに対する意識向上を図るツアーを実施</p> <p>○空土バスツアー（三菱地所コミュニティ管理マンション居住者他対象） ・親子田植え体験、野菜収穫体験、親子森林体験</p>  <p>○酒米づくりツアー（丸の内エリア就業者（三菱地所管理オフィス就業者）対象） ・酒米稲刈り体験</p>  <p>○空土倶楽部特別企画ツアー（ツアー参加経験者による会員組織） ・収穫祭</p>

出典：三菱地所株式会社 CSR 推進部資料

写真は全て三菱地所株式会社 CSR 推進部及び空と土プロジェクト

HP<http://soratsuchi.com/index.html>

プログラム内容とスケジュール	
CSRツアー：自然エネルギーファームプロジェクト「収穫編」	
9:30	甲府駅出発
11:05	ひまわりの収穫
12:10	バス移動(車中で昼食:山梨県産大豆づくり弁当)
14:15	BDFづくりの実験、廃食油せっけんづくり体験(山梨大学)
16:10	ひまわりの種子の搾油見学(山梨大学)
17:00	現地出発
20:30	新宿駅スバルビル前到着、解散予定
※天候により予定を変更する場合がございます。	
持ち物	<ul style="list-style-type: none"> ・農作業ができる服装 (長袖・長ズボン・汚れても良い靴・軍手・タオル) ・レインコート、帽子、水筒など ※雨天の場合でも実施しますので、その際はレインコートをご用意ください。

図 III-10 CSR ツアーのプログラム内容とスケジュールの例

出典：空と土プロジェクト HP <http://soratsuchi.com/index.html>

表 III-2 これまでのツアー等の実施・参加状況

年度	ツアー	対象	新たな取組
2008年度	ツアー3回 (延べ参加人数 82名)	社員対象	
2009年度	ツアー10回 (延べ参加人数 233名)	グループ社員、丸の内 エリア就業者、マンシ ョン居住者	収穫した農作物の社 員等への配布
2010年度	ツアー7回 (延べ参加人数 225名)	グループ社員、丸の内 エリア就業者、マンシ ョン居住者、空土倶楽 部登録者	コミュニティハウス づくりプロジェクト (間伐材を活用した 工作物製作)、酒米づ くりプロジェクト 各種事業連携推進
2011年度	ツアー6回 (延べ参加人数 190名)	グループ社員、丸の内 エリア就業者、マンシ ョン居住者、空土倶楽 部登録者	外部評価、対外広報活 動の推進
	計 26回 (延べ参加人数 730名)		

出典：三菱地所株式会社 CSR 推進部資料

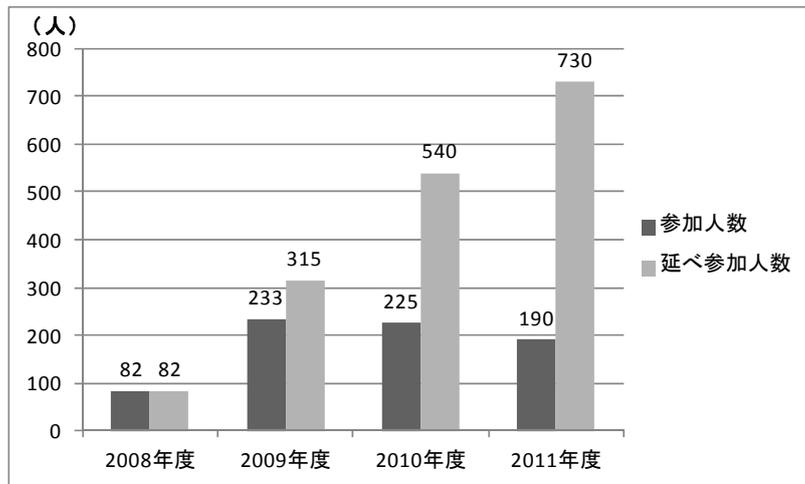


図 III-11 ツアー等の参加人数の推移

出典：三菱地所株式会社 CSR 推進部資料

【取組みの特徴】

- ・ 農村との連携・交流活動に係るノウハウや各種調整は、実績のある NPO えがおつなげてと連携して実施している。都市側の企業のみでの活動実施は難しい面が多く、地元拠点を置きノウハウやネットワークが豊富な組織との連携は重要なポイントとなっている
- ・ CSR 活動として開始された取組であるが、事業との連携を拡げていくことにより、活動の持続性を担保している。（一般的に、CSR 活動は経営環境が厳しくなったときに先に予算を削られる可能性が高い）

② 交流支援の実施による企業や参加者等にとってのインパクト、メリット

【参加者等へのインパクト（参加者の意見・感想）】

○農業や食への理解促進

- ・ 「地方の方と交流しながら、スタッフや参加者の方と楽しくみんなで作るものを作り上げる作業が楽しかった。不思議と初対面の方ともすぐに打ち解けられた。そして、食べ物にあらためて感謝するきっかけをもらえた一日になった」

○心身のリフレッシュ

- ・ 「都市で生活する我々が、悔恨や自然との触れあいを通じて、高齢化社会（過疎化）や環境問題を非常に感じられて良かった。また心身共にリフレッシュできた」

○子どもの環境教育

- ・ 「子どもがとても楽しめたのが良かったです。特に森林体験はインストラクターの方のお話が良かったです。子どもには、もっとこのような企画に参加させたいと思いました」

【企業としてのメリット】

○社員の社会貢献意識、社会的課題解決意識の醸成

- ・ 限界集落の耕作放棄地を活用した農作業体験、環境保全活動等を通じて、社員への社会貢献意識、地域社会との共生、環境保全等の社会的課題解決意識等の醸成につながったほか、社内でプロジェクトメンバー性を採用し、当初から事業活動との連携を図ったことで、幅広い関係者に事業を通じた CSR マインドを醸成した。

○社員同士のコミュニケーション活性化や人材育成

- ・ また、親子ツアー等では、社員間のコミュニケーションを図る機会になると同時に社員のリフレッシュの機会にもなった
- ・ 間伐材を活用したコミュニティハウス製作では、人事部の呼びかけで採用内定者も参加し、事業を理解する研修的な意義もあった。

○ステークホルダーとの関係づくり

- ・ また、国産材活用、マンション企画への寄与、利害関係者等との関係構築等を図ることができた。

③ 今後の展開と課題

- ・ 事業連携の拡大（不動産関連業としての特徴を活かした波及）
- ・ 各種取組の自立化（CSR 活動から、各事業部、グループ会社の取組への展開）

【参考1】空と土プロジェクトをきっかけとした事業連携の例

－「山梨県産材の利用拡大の推進に関する協定締結」－

人を、想う力。街を、想う力。

三菱地所グループ

街の力を、
地球の力に。

特定非営利活動法人
えがおつなげて
www.npo-egao.net

2011年8月31日

報道関係各位

三菱地所株式会社
三菱地所ホーム株式会社
特定非営利活動法人えがおつなげて

**山梨県、三菱地所、三菱地所ホーム、特定非営利活動法人えがおつなげて
山梨県産材の利用拡大の推進に関する協定締結**

三菱地所株式会社、三菱地所ホーム株式会社及び特定非営利活動法人えがおつなげての3者は、山梨県との間で、山梨県産材の利用拡大の推進に関する協定を本日締結しましたのでお知らせします。

本協定は、山梨県内の林業の持続的かつ健全な発展に資することを目的に、協定締結者が緊密な連携と協働による普及・啓発活動を推進し、川上（生産地）から川下（供給・販売）までが連携して山梨県産材のブランド力を高め、広くその価値を発信することで、山梨県産材の利用拡大を図るものです。

今後、協定締結者及び関係者間で山梨県産材利用に関する情報を共有し、ニュースリリース、広報活動等を連携して展開するとともに、ユーザーとなる都市部の住民を主な対象として、森林施業体験活動、スタディツアー、セミナー、ワークショップ等を連携して実施することで、県産材活用の普及・啓発活動を推進してまいります。

三菱地所では、CSR活動の一環として、「都市と農山村が、お互いに元気になる社会」をめざし、山梨県北杜市で活動を行う特定非営利活動法人「えがおつなげて」と連携して、都市と農山村がともに支えあう持続可能な社会の実現に向けて両者をつなぐ『空と土プロジェクト』を2008年度から開始。都市部の住民を対象にしたさまざまな体験ツアーを実施するほか、農作物・間伐材など地域資源と三菱地所グループの事業との連携プロジェクトを推進してまいりました。

また、三菱地所グループの注文住宅事業を担う三菱地所ホームでは、森林資源の適正利用、国内林業の持続的かつ健全な発展を図るため、トレーサビリティの明確な国産材の利用を進めてまいりました。そうした中、昨年9月の山梨県産材認証制度改正※により県外で生産加工される製品についても「やまなし県産材」表示を行うことが可能となったことを受け、山梨県産材認証製品の実用化を実現しました。

※ 県産材の素材の使用量が、%を超える木材製品については「県産材認証製品」として認証できることとした。

三菱地所グループでは、今後も木材や農作物などの地域資源と企業の経営資源を融合させ、新たな価値を生み出していくことを通して、地域の活性化に貢献してまいります。

以上

出典：三菱地所グループプレスリリース

【参考2】空と土プロジェクトをきっかけとした事業連携の例

－「空と土プロジェクト」とマンション入居者向けサービスの連携－

<p>人を、想う力。街を、想う力。 100年をつくる会社 三菱地所グループ in鹿島</p>	 <p>The Parkhouse</p>
<p>報道関係各位</p>	<p>2011年12月6日</p>
<p>三菱地所レジデンス株式会社 鹿島建設株式会社</p>	
<p>三菱地所レジデンスと鹿島建設による超大規模フラッグシッププロジェクト 「ザ・パークハウス 晴海タワーズ クロノレジデンス」 レジデンスアリーナ 2012年1月7日よりオープン！ 多彩な共用施設と充実のソフトサービスを備え、新たな都心のライフスタイルを提案</p>	
<p>三菱地所レジデンス株式会社と鹿島建設株式会社は、2012年1月7日、中央区晴海二丁目にて共同で開発を進めている「ザ・パークハウス 晴海タワーズ クロノレジデンス」のレジデンスアリーナ(販売センター)を開設します。今回オープンするレジデンスアリーナは、集合住宅の販売センターとしては日本最大級の延床面積約4,400㎡にもおよぶ販売センターであり、40㎡台から最大150㎡台までタイプの異なる5つのモデルルームを揃えています。</p>	
<p>「ザ・パークハウス 晴海タワーズ クロノレジデンス」は、晴海二丁目土地区画整理事業地内約3.0ha(第1期・第2期、計29,882.29㎡)において、2棟・総戸数約1,800戸規模で展開する「ザ・パークハウス」ブランドのフラッグシップとなるプロジェクトの第1期(1棟)として展開するものです。「the TOKYO of TOKYO」のコンセプトの下、都心の利便性を最大限に享受いただける物件として中央区晴海に誕生します。地上49階(住戸階は48階まで)・地下2階、総戸数883戸の大規模タワーマンション(高さ約175m)となる本物件は、住宅業界で初めてプロゴルファー石川遼選手と広告出演契約を締結。都内初の免震&長期優良住宅認定タワーレジデンスとして様々な防災機能の強化を図り、また世界的建築家リチャード・マイヤー氏が外観のコンセプトデザインをてがけるなど、フラッグシッププロジェクトにふさわしい様々な特徴を備えています。</p>	
<p>また、プロの料理人の総合監修によるキッチン&パーティースタジオや、キッズルーム、フィットネスルーム&ゴルフレンジ、セキュリティを一段高めた駐輪場(「オーナーズ・バイク・スペース」)などの共用施設も多彩です。さらに、三菱地所グループが展開する「食育丸の内」、都市農山村交流「空と土プロジェクト」などと提携したコミュニティ形成プログラム、マンション入居者専用シャトルバスの運行等、充実したソフト面のサービスも備え、新しい都心のライフスタイルの発信源となることを目指します。</p>	
	
<p>物件外観 CG</p>	<p>レジデンスアリーナ外観</p>

出典：三菱地所グループプレスリリース

(3) 「震災あんぜんパック」(NPO 全国商店街まちづくり実行委員会：東京都)

○事業の概要

NPO 法人全国商店街まちづくり実行委員会では、日本全国の商店街と連携し、年会費を支払うことで、災害発生時にあらかじめ登録・指定した地方の宿舎やホテルに「疎開」することができるシステム「震災あんぜんパック」を販売している。

購入者は、年 5 千円～1 万円の会費で、被災時に受入先として名乗りをあげた全国各地の施設（宿泊施設）で一定期間「お客様」として「疎開」が出来るという商品であり、11 都府県 18 地区漁村が疎開先となっている（平成 24 年 1 月現在）。

また、災害救助法が適用される震災（「豪雪」、「風水害」は対象外、地震保険の条件に準拠）が起こらなかった場合、実行委員会本部が選定した疎開受入先の地域特産品を、「ご無事特産品」として加入者に配る仕組みとなっている。

○組織の概要

名	称：特定非営利活動法人全国まちづくり実行委員会
設	立：2005 年 4 月 20 日（平成 17 年）
目	的：この法人は、生活環境改善、地域コミュニティ、街づくりに関する取り組みを行っている、又は関心のある市民、団体に対し、再資源化・資源有効利用、自然・省エネルギーの推進・普及に関する事業を行い、地球環境の保全、資源循環型社会の構築に寄与することを目的とする。
事業所等	：東京都新宿区、埼玉県戸田市 等

① 交流支援の概要・経緯

○交流の経緯

平成7年の阪神淡路大震災の後、東京都新宿区の早稲田商店会と、被災した神戸市長田区商店会との交流がきっかけとなって、平成14年に震災あんぜんパックの前身となる、地域間交流の事業として「震災疎開パッケージ」を企画した。

早稲田商店会では、大学夏休み期間の集客のためのイベント「エコステーション事業」等を展開することで全国の商店街との連携が深まり、地域特有の季節商品を情報発信し販売するシステムを構築しており、こうした商店街同士の連携が、「震災疎開パッケージ」の開発に結び付いている。

○「震災疎開パッケージ」（「震災あんぜんパック」の前身）の概要

この「震災疎開パッケージ」は、早稲田商店会が中心となって発足した「全国商店街震災対策協議会」により、震災を切り口にした都市と農村の地域間交流である。

1人年間5千円で「パッケージ」の会員になると、期間中に地震等の災害で災害救助法が発令され疎開開始条件に該当すると、疎開費用として中学生以上1人につき30万円相当（宿泊費と交通費）小学生以下1人につき15万円相当（同）が給付される。震災の被害がない場合は、1年に一度の更新の際、提携地域の特産品が送られる仕組みである。

また、商店会側では疎開先下見ツアーも開催し、農業体験交流によってあらかじめ都市側、地方側の交流の機会も提供している。平成14年には、防災功労者内閣総理大臣賞を受賞している。

表 III-3 「震災疎開パッケージ」の概要

加入料金	中学生以上 1人 5,250円(税込) 小学生以下 1人 3,150円(税込)
対象期間	4月1日～3月31日(1年間)
疎開先の選定	疎開受入先から2箇所を選定
疎開開始条件	災害救助法が発令された地域の加入者
疎開費用給付	中学生以上1人につき30万円相当 小学生以下1人につき15万円相当 ※宿泊費+指定方法で移動した交通費
震災未発生時	選定した受入先の特産品をプレゼント ※震災発生時は、特産品の提供は実施しない

出典：全国商店街まちづくり実行委員会資料

年会費の具体的な内訳（中学生以上の5千円の場合）は、地域の特産品費用として2,000円、協議会の基金として1,000円、傷害保険料として750円、受入先への販売手数料として550円、そして協議会の事務手数料として700円であった。

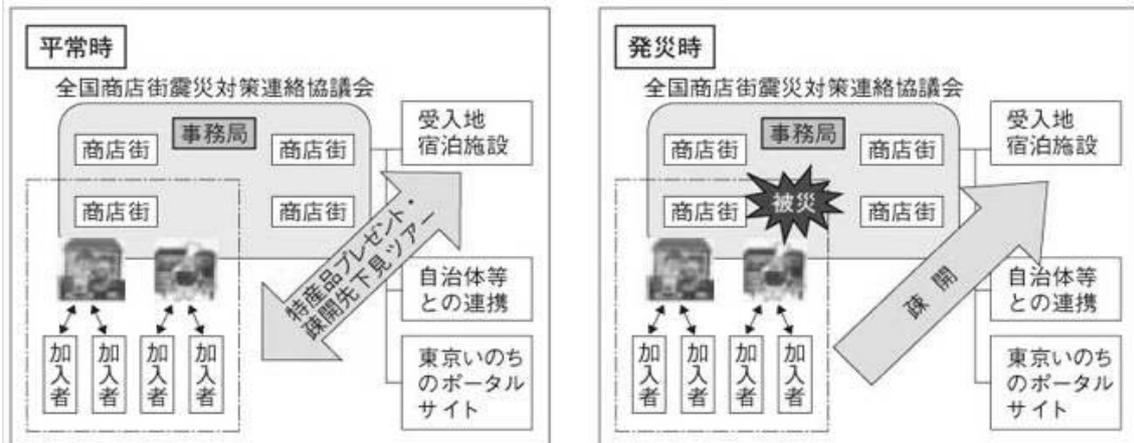


図 III-12 「震災疎開パッケージ」の特徴

出典：平成17年版防災白書

震災疎開パッケージ

1人年間5000円で、震災時遠方避難を可能にします！

全国商店街震災対策連絡協議会では、お一人様年間5000円で震災疎開パッケージを商品化しました。
被災時には、受入れ先として名乗りを上げた全国各地が一定期間「お客様」としてあなたをお迎えいたします。
辛い震災の被害がなかったら、一年に一度、東根王国東根の安全・安心な特産物の中からご希望の果物をプレゼントいたします。

もし震災が起きてしまったら・・・
東根温泉に安心して疎開

震災の場合の宿泊条件
①受け入れ可能人数・・・
空室のある限り受入（被災者優先）
②疎開可能日数（上限）・・・30日
③食事の有無・・・1日3食有

一年間震災がなかったら・・・
東根の果物をプレゼント
お届け先はご自由に指定出来ます

①さくらんぼ 6月中旬～下旬
②ぶどう 9月中旬～
③ラ・フランス 10月中旬～11月
④りんご 11月～12月

制度内容

制度内容	全国商店街震災対策連絡協議会 〒169-0051 東京都新宿区西早稲田1丁目9番21号
募集対象	各県下商店街役員および補助役員以上
疎開開始条件	地震・震災・津波を原因とする災害発生時が発生した地域の加入者
疎開費用負担	中学生以上1人につき3000円相当（宿泊費+送迎費+移動した交通費） 小学生以下1人につき1500円相当（宿泊費+送迎費+移動した交通費） 協議会での参加費のみ、他の中身の費用はかかりません。
代金	中学生以上 5,250円（税込） 小学生以下 3,750円（税込）（に避難場所申し込み費が 含まれており、参加費も含まれません。）※参加費は別途の案内となります。

全国商店街震災対策連絡協議会東根市商工会東根支部
事務局 〒999-3711 山形県東根市中央一丁目6番3号（町工舎内）
TEL0237-43-1212 FAX0237-43-1213
URL: <http://www.shokokai-yamagata.or.jp/higashine/>
Mail: higashi@shokokai-yamagata.or.jp

震災疎開パッケージの特徴

- ◆平素から
 - 地元の商品と日頃のコミュニケーションをとることによって、震災時に助け合える基盤を作ります。
 - 疎開先下見ツアー等から、疎開先希望地域にどんな人たちが暮らし、どんな風景、どんな美味しいものがあるのかを知り、地域への親しみを培っていただきます。
- ◆震災が起きてしまったら
 - 避難所での生活から、数日の間でも、心と体の休息のために疎開の場所を確保します。
 - 震災直後の混乱の中で、お子さまやお年寄り等を一定期間安全な場所へ避難できます。
 - 避難所で風邪をうつされたり、持病の悪化の心配があるときに、安全な場所で静養できます。
 - 疎開地域の人たちは下見ツアーや普段のコミュニケーションなどで顔見知りなので、安心して疎開できます。
- ◆私たちの町は
 - 山形県のほぼ中央部にあり、山形空港、東北中央道、仙台市中心部までは一時間という交通の要衝に位置します。また、佐藤幹雄の地として全唯一の生果園をもち、ぶどう、りんご、ラ・フランス、りんごとあらゆる果物を生産する、果物の町です。
 - 市内には日本一の大滝、酒蔵を利用して造られた歴史名産品白米、平成17年オープンの大滝をモチーフにした遊歩道は全面から注目されているなどの魅力です。
 - 数人旅や家族や企業「奥の細道」のゆかりの地、農上川、月山、東三寺の観光スポットに囲まれ、どこにでも気軽にかけられる奥内観光の拠点となっています。

総額1500円といわれる日本一の大滝

大滝

奥の細道

1. 疎開パッケージ開始内容

例：関東地方に大地震があり、東京23区に災害救助法発令
早稲田商店会加入者

Aさん 新宿区在住→疎開対象者 震災後指定避難所へ避難→心と体の休息のため2～3日疎開
Bさん 杉並区在住→疎開対象者 自宅一部被害だが自己責任で帰郷が安全なため子どもを安全なところに2週間避難、疎開先下見ツアーで知り合った仲間だから安心。
Cさん 八王子市在住→疎開対象者。

2. 運営費用の内容

全国商店街震災対策連絡協議会基金をもとに運営します。一定額を超える支払が発生した場合は超過額を共済等運営費用負担で補填します。大規模災害が発生し、疎開費用が基金を超過した場合は1人30万円以下となる可能性もあります。

3. 特産品プレゼント

特産品は次年度更新手続きの際に注文を受け付けます。震災が発生した年度は、疎開費用をまかなうため、特産品の受取はなくなります。

図 III-13 疎開受入先である山形県東根市の震災疎開パッケージのパフレット

出典：山形県商工会連合会



**震災
対策** 疎開先体験ツアー参加者募集

秋の福島 特別体験

紅葉・農業体験・交流会・溜上川ダム見学

もしもの……ときには、福島に来てみらんしょ

日時 平成20年 11月9日(日)～10日(日) 1泊2日

内容 農業体験・防災の学習など盛りだくさん!

参加費 <一般> **22,000円** <震災パッケージ参加者> **21,000円**
大人お一人(1泊4食付・4名様より1室となります。3名様以下でご利用を希望されるお客様は別途料金をいただきます。・貸し切りバス利用)

■募集人員 先着25名定員になりしだい締切とさせていただきます

■申込方法 必要事項を裏面の申込書にご記入の上、郵送または、FAXにてお申し込み下さい。

■旅行代金に含まれるもの ・日程に明記されている内容の費用 ・温泉入浴料 ・消費税及びサービス料



主 催 花も"み"もある福島震災疎開交流会
共 催 福島市
後 援 全国商店街震災対策連絡協議会
荒川区・福島県・福島商工会議所・福島商工会議所青年部
 旅行企画・実施 福島ツーリストサービス株式会社

日程

<1日目>
 東京発 → 四季の里(昼食、散策・ガラス工芸館等) → 花見山 → 土湯温泉 泊(交流会)

<2日目>
 土湯温泉発 → 源泉探検 → ビッキ沼・水芭蕉散策 → スカイライン・浄土平 → 果樹畑(昼食、農業体験・加工体験) → 飯坂温泉 泊(交流会)

<3日目>
 飯坂温泉発 → 館山(花見学) → 堀切邸見学 → 昼食クーポン(飯坂温泉街の食堂) → コラッセふくしま物産館 → 帰京

図 III-14 下見ツアーの実施例(平成20年、受入先:福島県)

○震災あんぜんパックの概要

「震災疎開パッケージ」への参加者が「個人（一人）」ではなく「家族（複数人）」であること等を踏まえ、夫婦型と家族型のタイプ区分等、より加入しやすい体系に改めるなどいくつかの改定・改良を行い、平成 22 年度からは「震災あんぜんパック」として改称・リニューアルした。

なお、「全国商店街震災対策協議会」は、平成 19 年に法人格を取得し NPO 「全国商店街まちづくり実行委員会」に名称を変更している（事務局：東京都新宿区）。現在、同 NPO は、「震災対策」のほか、環境活動、農商工連携等、商店街における多様なまちづくり活動を展開している。

表 III-4 「震災あんぜんパック」の概要

項目	内容	備考
購入条件・対象者	日本国内で、本協議会に参加している商店街、団体の周辺に居住し、相互扶助の精神に基づき、まちに根ざした震災対策の活動を行う目的を有する人全員が購入可	年齢、国籍不問
購入方法	NPO 法人全国商店街まちづくり実行委員会が指定した商店街や団体で申込可。 NPO のホームページ内からも申込可。	
費用、補助額	○2 名用「夫婦型」 （夫婦、ペア、親子など） 年会費 5,000 円 滞在費用総額上限 20 万円まで実費補助 ○3 名以上 5 名までの「家族型」 （同居の家族、親族、友人も可） 年会費 10,000 円 滞在費用総額上限 30 万円まで実費補助	「御無事お祝い品」として地域の特産品を贈呈 ※各タイプともに 1 人当り滞在費補助の使用上限額は 10 万円

出典 全国商店街まちづくり実行委員会資料

震災あんぜんパックのご案内

2011年3月11日、未曾有の大災害が起こりました。

いまだその被害の全貌は見え、東北のみならず日本全体が大きな危機に揺れ続けています。

災害が起きた時、あなたはどこに避難しますか？

狭くてストレスのたまる避難所の環境。

お風呂、食べ物、トイレ……

当たり前だった日常が一瞬にして奪われ、不自由な環境に身を置くことになるのです。



震災安全パック は地域間交流、農商工連携を目的に「震災疎開パッケージ」として早稲田商店会にて誕生。平成14年には防災功労者内閣総理大臣賞を受け、数々の改定・改良を重ね、平成22年度に「震災あんぜんパック」に改称致しました。

 <p>「震災あんぜんパック」ってどんなシステム？</p>	 <p>…で、費用はいくらぐらい？</p>
<p>NPO法人全国商店街まちづくり実行委員会は日本全国の商店街と提携しています。例えば…東京で大災害が起きたら…四国や九州など、被災した方が希望する地域にある商店街が用意した宿舎やホテルに「疎開」する事が出来ます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●【夫婦型】年会費5000円 滞在費用総額上限20万円まで補助 ●【家族型】年会費10000円 滞在費用総額上限30万円まで補助
 <p>でも、土地にいきなり行くのは不安…</p> <p>そんな方のために、定期的に「疎開候補地」を訪れるツアーを企画しています。予め行っておくと安心。いざとなった時、ひとつでもストレスを減らせるよう心掛けておくことが大切です。</p>	 <p>お金を払ったのに、災害が起こらなかったら？</p> <p>「御無事お祝い品」として地域の特産品などを送らせていただいています。</p>

【「まち場」主体の地域間交流として日本各地の商店会、観光協会、地域が、被災された皆様を「お客様」としてお迎えする活動にどうぞ御加入下さい。】

★今回の震災において、このシステムを使って初めて疎開された方がいます。

★この活動が原点となり「赤ちゃん一時避難プロジェクト」が行われています」(<http://baby.wiez.net/>)

受け入れ先等、詳細はホームページを御覧下さい⇒<http://www.m-shoutengai.com/shinsai/>

図 III-15 震災あんぜんパックのパンフレット

出典 全国商店街まちづくり実行委員会資料

表 III-5 震災あんぜんパックの受入先

受入先	疎開地	受入可能人数	疎開可能日数	食事の有無
山形県大蔵村 (株)新庄 TCM	肘折温泉	空室のある限り受入 (最大 200 名)	調整中	3 食
山形県最上町 (株)新庄 TCM	瀬見温泉 瀬見グランドホテル 観松館	空室のある限り受入 (最大 200 名)	調整中	2 食
山形県大石田町	あつたまりランド深堀 「虹の館」	空室のある限り受入 (最大 48 名)	15 日	3 食
山形県 上山観光協会	かみのやま温泉 29 施設	空室のある限り受入	6 泊～15 泊 (1 室利用人数 による)	2 食
山形県 東根市商工会	さくらんぼ東根温泉 旅館 19 施設	空室のある限り受入 (最大 100 名)	31 日	3 食
福島県 土湯温泉観光協会	観山荘	空室のある限り受入 (被災者優先)	調整中	調整中
東京都新宿区 早稲田商店会	リーガロイヤルホテル 東京	空室のある限り受入 (最大 200 名)	5 泊～10 泊 (1 室利用人数 による)	なし
神奈川県相模原市 相模湖町商工会	相模湖リゾートプレジ ジャーフォレスト	空室のある限り受入	10 泊	2～3 食
長野県飯山市	斑尾高原、飯山、 信濃平、戸狩温泉、 北竜湖	空室のある限り受入 (最大 1,000 名)	15 泊	3 食
新潟県魚沼市	入広瀬地区、 浅草岳温泉地区、 大白川地区	100 名	7～8 泊	3 食
愛知県春日井市 勝川駅前通商店街 振興組合	ホテルプラザ勝川	空室のある限り受入 (被災者優先)	15 日	朝食
京都府	リーガロイヤルホテル 京都	空室のある限り受入 (最大 100 名)	5 泊～10 泊 (1 室利用人数 による)	なし
和歌山県田辺市 商店街振興組合連 合会	ガーデンホテルハナ ヨ そごう旅館 他	最大 100 名	調整中	3 食
徳島県美波町 伊座利地区	倶楽部イザ～リ・キャ ンプ場管理棟	50 名	調整中	3 食 (地域住民と 連携)
宮崎県延岡市 延岡市協同組合 祇園町銀天街	延岡第一ホテル	50 名	15 泊	3 食

出典：全国まちづくり実行委員会資料

【参考】 「震災あんぜんパックスの会」規約

「震災あんぜんパックスの会」規約

平成22年3月

NPO 法人全国商店街まちづくり実行委員会

第1章 総 則

第1条(名 称)

当組織は、NPO 法人全国商店街まちづくり実行委員会(以下、実行委員会と表記する)が所管する団体で「震災あんぜんパックスの会」と称する。

第2条(目 的)

本会は、実行委員会の事業を具体的に進めるために立上げ、会員相互が安心・安全などの観点から地域間交流促進を図り、住みやすく、地域に密着して、楽しく、快適に暮らせるようなまちづくりを推進する。

第3条(本部・支部)

本会は、本部を新宿区西早稲田1-9-13に置く。必要に応じ支部を置くことができる。

第4条(活動)

本会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1)安心、安全、震災対策によるまちづくり
- (2)まちむら・地域間交流によるまちづくり
- (3)環境対策によるまちづくり
- (4)集い、にぎわいのあるまちづくり
- (5)基金の運用
- (6)全各号に定める事業の他、目的達成に必要な活動

第2章 会員の入会と脱退および除名

第5条(会員の種別)

本会の会員は、次のとおりとする。

- (1)正会員
- (2)賛助会員

第6条(正会員)

正会員とは、まちづくり活動のための当会の活動の運営を行う団体、組織を言う。

第7条(賛助会員)

賛助会員とは、当会の活動を賛助する個人、団体、組織を言う。

第8条(入 会)

- 1.会員たる資格を有する者は、入会金、年会費、所定事項を添えて、加入する事が出来る。
- 2.加入申込みにおいては、下記組織がその諾否を決する。加入は翌月1日とする。但し、申込日が月の後半の場合は、翌々月1日とする。期間は翌月、翌々月から3月31日までとする。
 - (1)正会員は、実行委員会の理事会の諾否を必要とする。
 - (2)賛助会員は、正会員の紹介を必要とする。

3.入会金

(1)正会員 1万円

(2)賛助会員 なし

第9条(年会費の納入)

1.正会員・賛助会員は、毎年4月1日の前に、次の会費を納入しなければならない

(1)正会員 1万円

(2)賛助会員 10万円

2.本会は、各々の年度の終わりに、加入会員への更新の案内をし、会員は加入の申込みと

次年度の会費の納入を事前にするものとする。

第10条(会員の脱退)

1.会員は、あらかじめ実行委員会に通知したうえで、翌々月1日に脱退することができる。

2.年会費を2年連続して滞納した場合

第11条(除 名)

本会は、会員が本会、実行委員会に損害を与え、もしくは名誉を傷つける行為があった場合は、会長の権限で除名することができる。

第3章 役員、職員

第12条(役員の種類・職務)

本会は、次の役員を置く。

(1) 会長 1名 (会長は本会を代表し、会務を統轄する。)

(2) 副会長 複数名を置くことができる (副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、また欠けたときは、その職務を代行する。)

(3) 名誉会長、顧問、参与を複数名を置くことができる (名誉会長、顧問、参与は本会の運営に対し大所・高所から見守り、発展に寄与する)

(4) 運営委員10名以内 (運営委員は役員会議を構成し、本会運営に必要な事項を審議する)

(5) 監事 2名以内 (監事は、会計および会務執行を監査する。人選は会長が指名する。)

第13条(役員の任期・選出)

1.運営委員および監事の任期は2年とし、正会員の中から選出する。ただし再任を妨げない。

2.会長は、実行委員会の理事長が兼務する。

3.副会長は会長が推薦し、役員会の承認を得なければならない。ただし再任を妨げない。

4.補充選出により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第14条(職 員)

本会に職員を置くことができる。

第4章 会 議

第15条(会議)

- 1.会議は運営委員会議とする。
 - 2.運営委員会議は、本会の最高議決機関であり、定時および臨時に開催するものとする。
- 第16条(定時開催)
- 定時会は、年一回開催するものとし、会長がこれを招集する。
- 第17条(臨時開催)
- 会長が臨時に必要と認めた時は運営委員会議を招集する。また運営委員の1/5以上の者が、審議事項を示して開催を要求したときは、会長は臨時開催をしなければならない。監事が開催を要求した場合は、会長は臨時総会を招集しなければならない。
- 第18条(議決)
- 議決は、運営委員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 第19条(議決事項)
- 1.運営委員会議の議長は、会長とする。
 - 2.運営委員会議においては、法または約款で定めるもののほか、収支決算、活動報告、その他運営委員会議において必要と認める事項を審議、議決する。
 - 3.運営委員会議は、本会の運営に当るが、予算を伴う活動や実行委員会の権利・義務を生ずる行為は、実行委員会の承認を受けなければならない。
- 第5章 見舞金、補償規定
- 第20条(災害補償規定)
- 正会員が別途定める補償規定に定める災害に遭遇したとき、当該補償規定に定める補償規定を適応する。
- 第6章 資産および会計
- 第21条(資産)
- 1.本会の資産は、会費、寄付金、基金およびその他の収入からなるものとする。
- 第22条(会計年度)
- 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。
- 第23条(承認)
- 毎年度の予算、決算および財産目録は、代表運営委員会議の承認を受けなければならない。
- 第7章 会則の改正および解散
- 第24条(会則の改正)
- 1.本会則の改正は、運営委員会議の議決を経て、実行委員会で決定する。
 - 2.会則の議決は、出席者の2/3以上の者の賛成を必要とする。
- 第25条(解散)
- 1.本会の解散は、運営委員会議の議決を経て、実行委員会で決定する。
 - 2.本会の解散は、正会員の2/3以上の者の賛成を必要とする。

出典：全国商店街まちづくり実行委員会資料

○「赤ちゃん一時避難プロジェクト」への展開

東日本大震災では、震災による被害に加えて、「放射能に対する不安」というこれまでにない被害が発生した。被災地では病院も不足していたため、生後間もない赤ちゃんとお母さんであっても退院を余儀なくされ、仮設住宅での生活を強いられることとなった。

このような環境を改善するために、赤ちゃんや小さな子供がいる被災者（特に母親）が安心して過ごせる場所を提供するという目的で、中越地震では被災地となった新潟県湯沢町が受入先となり、「赤ちゃん一時避難プロジェクト・湯沢町へ」が行われた。宿泊（ホテル個室）、食費、医療費などが無償提供された。



赤ちゃん、小さなお子さんを抱えるお母さんへ
お母さんが安心して過ごすことが
小さなお子さんにとって何よりの栄養です

赤ちゃんと安心

赤ちゃん一時避難プロジェクト・湯沢町へ

- ◎ 費用は無償 ▶ 宿泊、食事、医療費など無料で提供！
エリアにより移動の支援もいたします。下記問合せ先までご相談ください。

- ◎ 小さなお子さんとお母さん、ご家族を ▶ 大家族も歓迎！

- ◎ 湯沢町が自治体全体で受け入れ ▶ 自治体、宿泊施設、地域の全面支援で安心。

- ◎ ホテルの個室をご用意 ▶ ホテルエンゼルグランディア越後中里温泉 (<http://www.angel-g.co.jp/>) を予定。

- ◎ 小児科医や看護職、チャイルド minder などがサポート

- ◎ 滞在期間は7月25日までを予定 ▶ 短期間の滞在も可能です。

- ◎ 部屋数にはまだまだ余裕があります

・湯沢町民よりみなさまへ「私たちが中越地震では全国のみなさんに助けてもらった。困った時はお互いさま」

【お問い合わせはこちらどうぞ】

- 赤ちゃん一時避難プロジェクト
電話 **080-5063-0954** (メール) baby@wiez.net
- 湯沢町 電話 **025-784-2505** <8:30-17:00>
湯沢町公民館（「赤ちゃん一時避難プロジェクトの件で」とお伝えください）
▶ 公式HP <http://baby.wiez.net/> ▶ 公式ツイッター http://twitter.com/move_baby/

【赤ちゃん一時避難プロジェクト・湯沢町へ 実行委員会】 湯沢町 町長 上村清隆
 NPO 法人 全国商店街まちづくり実行委員会 理事長 安井潤一郎 <http://www.m-shoutengai.com/>
 NPO 法人 日本ファーストエイドソサエティ 代表 岡野谷純 <http://jfas.umin.ac.jp>
 アトム通貨実行委員会仙台支部 [NPO 連携] GANBARO↑MIYAGI / 宮城復興支援センター センター長 茂木秀樹
<http://www.gakuwarinet.com/ganbaro/>、NPO 法人災害人遺棄支援会 (HuMA) 理事長 鶴田幸 <http://www.huma.or.jp/>
 ・支援して下さる小児科医・保健師（看護職）・チャイルド minder・心のケア専門家も募集しています。

図 III-16 「赤ちゃん一時避難プロジェクト・湯沢町へ」パンフレット

出典：全国まちづくり実行委員会

○「富士河口湖町への一時避難プロジェクト」への展開

赤ちゃん一時避難プロジェクト同様、乳幼児や児童のいる家族も大きなストレスを溜めており、特に子供たちが放射線などを気にすることなく遊べる環境を提供したいとの要望から、「富士河口湖町への一時避難プロジェクト」を実施した。

このプロジェクトも、複数のNPO法人や富士河口湖町の協力の下、無償で提供された。

小さなお子様を抱えるご家族のみなさま 富士河口湖町への一時避難 プロジェクト！

東日本大震災が発生してから3ヶ月が経過しました。被災された皆様は、毎日不安な生活を強いられていると思います。特に、小さなお子様をお持ちのご家族の方は、心配も大きく大きなストレスも抱えているのではないのでしょうか。ご家族みなさんで、安全で安心して避難できる富士河口湖町で心の栄養を補給しませんか？

費用：無償
期間：1泊2日（6月25日（土）～26日（日））※3食付
看護師も同行します。
送迎：「赤ちゃん一時避難プロジェクト」でお迎えに上がります。
募集人数：最大40名（40名になりましたら締め切らせていただきます。）
共催：NPO法人富士山地域創造
NPO法人全国商店街まちづくり実行委員会
NPO法人ファーストエイドソサエティ

お問い合わせ：富士河口湖町役場政策局（0555-72-6023）渡辺
お申込先：NPO法人富士山地域創造
TEL:0555-72-8222 FAX:0555-72-8225

..... 申込書

富士河口湖町への一時避難プロジェクトへの参加を申し込みます。

代表者氏名・年齢	氏名（ ） 年齢（ ）
住所	
電話	
参加者の氏名・年齢	氏名（ ） 年齢（ ）
	氏名（ ） 年齢（ ）
	氏名（ ） 年齢（ ）
健康上の心配なことなど	

～行程～

6月25日（土）	08:00 いわき市 集合 富士河口湖町へ	食事
	↓	
	12:30 富士河口湖町到着 河口湖オルゴールの森屋食&せれモニ	昼
	↓	
	13:30 河口湖オルゴールの森をお楽しみ下さい。	
	↓	
	14:45 オルゴールの森発 北原ミュージアムへ	
	↓	
	15:00 河口湖北原ミュージアムをお楽しみ下さい。	
	↓	
	15:45 北原ミュージアム発 ホテルへ	
	↓	
	16:00 ホテル着 チェックイン 湖畔散策や温泉をお楽しみ下さい。	夜
6月26日（日）		食事
	09:00 宿舎で朝食 西湖いやしの里根場へ	朝
	↓	
	09:30 西湖いやしの里根場をお楽しみ下さい。	
	↓	
	11:00 宿舎へ移動	
	↓	
	11:30 宿舎で昼食	昼
	↓	
	12:00 チェックアウト 富士河口湖町発	
	↓	
	17:30 いわき市 へ到着	

UKAI 河口湖オルゴールの森
富士を望む河口湖畔、徐々に包まれた「河口湖オルゴールの森」は、中世ヨーロッパの歴史的にも貴重なオルゴールをコレクションした、紅葉名所です。

河口湖 北原ミュージアム
富士山の麓、河口湖の「幸せな時代の僕たち」と題する博物館。おちおちのみならず、自給時代の記念から時代が変化する、北原ミュージアムの歴史をすべてアイテムが展示されています。

西湖いやしの里根場
ここはかつて日本一美しい華やかな集落でした。数峰富士と神秘的な湖、茶屋を建てる西成の地に、21世紀の豪華な里がいやしの里として甦りました。

富士河口湖町では、みなさんの心のリフレッシュのために、官民が協同してお出迎えいたします。一日も早い被災地の復興を心より願います。

図 III-17 「富士河口湖町への一時避難プロジェクト」パンフレット

出典：全国まちづくり実行委員会

② 交流支援が都市側に与えたインパクトとメリット

○地震対策の意識喚起

「震災あんぜんパック」のきっかけとなった阪神大震災で、家の倒壊・家具の転倒が原因で多数の死者が出た教訓から、「耐震補強工事」や「家具の転倒防止対策」が必要であると考え、自宅の地震対策を促すための手段として「震災疎開パッケージ」を開発した。従って、「震災あんぜんパック」加入者に対して、震災あんぜんパックを使うためには被災しても生きることが前提となっていることを伝え、地震対策への意識喚起につながっている。

福島への下見ツアーでは、参加者に対するアンケート調査を実施している。その結果、ツアー参加者が実施していると答えた震災対策は4種類以上であり、防災意識が高いことがわかる。

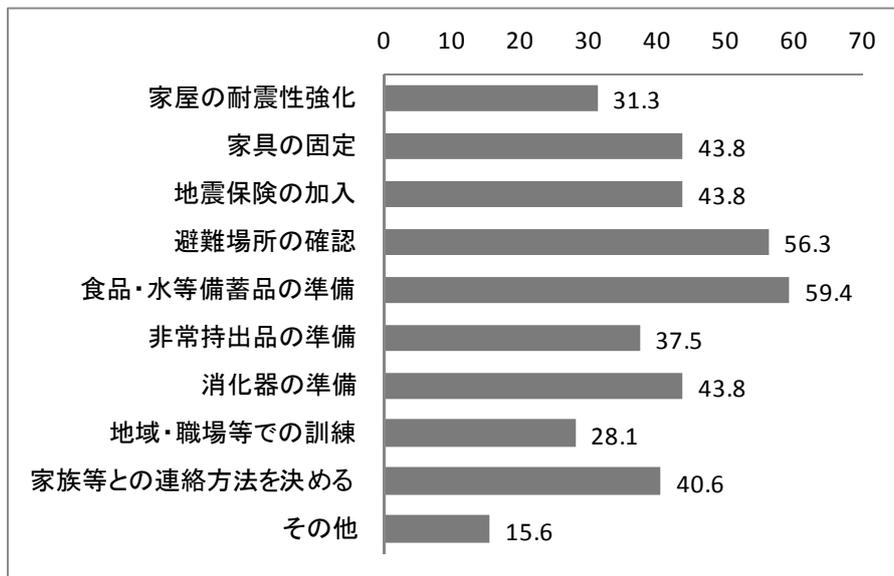


図 III-18 下見ツアー参加者が実施している震災対策 (N=32)

出典：花も“み”もある福島震災疎開交流会資料

【参考】震災疎開パッケージ 下見ツアー参加者の意見

- ・ 都市側にこの程の試みが地道に行われていることのPR(啓蒙)活動が更に必要と感じました。
- ・ すばらしい構想と思います。このような考えが、各地に広がれば防災対策のみならず、古きよき日本の再生、戦後失われた日本人の心を取り戻すことができるのではないかと思います。ただ、あえて意見を申し上げれば「疎開」という言葉にややひっかかり、何か他のよい言葉はないかと思います。次回も参加したいと思います。
- ・ 関係者の一体となった活動に強い安心感と心強さを感じ、感謝の念を抱きました。本当にありがとうございました。
- ・ 参加させて頂いてこの活動がもっと発展し、いい方向に続いていくことを願っています。又、とても福島が身近に感じ何かあったら頼っていいのかな？と安心感も感じました。いろいろとこの事業にかかわって下さった方に感謝いたします。ありがとうございました。
- ・ ツアーに参加するまでこのような事業が有ることを知りませんでした。この事業が広く知られ各方面が広く関心を持って、実行にうつせるようになることを願っています。
- ・ 新潟の仮設住宅を見て、ますますこの「防災連携」が大切と思いました。どんな風にしたらはよくわかりませんがツアーを通して私などは田舎を知ることになります。
- ・ 大都会に生活する者にとり地方との連携は大切な欠くべからざる事だと思います。先日もテレビで八日間位は自分で過ごせる様に日頃から心がける事が必要と言っていたが、当然の心がけと想っているこの頃です。具体的は思案等が実現されるのを期待したいものです。それに自分がどの様に関われるか、又関わりたいものと思います。
- ・ 大変有意義な事業です。参加させていただきありがとうございました。
- ・ 大都会の東京が震災になった時疎開先として、御地がこのような企画をやって下さる事にありがたいと思います。しかし、その時、どのような交通手段で当地までやって来られるのか、本当に困難な時にあまりにも遠いのではないかと、その点が不安です。経済的にも負担が多く感じられます。お世話になりたいという気はありますが、どの方法で脱出可能でしょうか。はじめて参加して二泊三日の旅、あたり前の観光旅行と違って、皆さまで一生懸命な事に感動しました。田舎の香り、多少手伝った桃花つみ？田舎のない都会人にはとても有意義な毎日でした。地元の方が連日お付き合いくださったのはとても良かったです。これからは、若い人達を対象になさると、いきいきとした事に若い人達もなるでしょう。私も娘や孫に話して聞かせます。クーポン券もよかったです。
- ・ 時代が求めるもので大変良い事業ではないか。特に都市部と地方でのコミュニティ作りは色々の事から大切ではないかと思われる。

○いざというときの安心

首都圏で地震が発生した場合、首都圏の避難所には地元住民だけでなく「帰宅困難者」も数多く詰めかけると考えられており、畳一畳で大人二人のスペースしかないと言われているが、パックに加入していることで、「ゆっくりと避難して英気を養える」という安心感につながるなどの効果もある。

「震災疎開パッケージ」の参加者は約 100 名程度であったが、東日本大震災発生後に加入希望者が増加し、平成 23 年度は 70 組 200 人が加入している。問い合わせも多く、平成 24 年度はさらに加入者が増加すると予測されている。

震災あんぜんパックに加入することで、加入者の負担は大きく減少する。加入者は、震災発生時に避難する場所を 2 箇所登録してあり、登録してある宿泊施設には「必ず避難できる」という安心感がある。この仕組みを加入者個人で行おうとした場合、そもそも宿泊施設に対して、「いつ行くか分からない」宿泊予約をすることができない、という課題がある。

次に震災が発生した際、宿泊施設には多数の電話が殺到し、つながりにくくなることが想定される。そのため、「宿泊できる」という保証もなく目指す宿泊施設に向かうこととなる。また、宿泊施設に到着したとしても、宿泊施設が営業できない状況下にある可能性もある。仮に、第一候補として向かった宿泊施設に宿泊できない場合、次の宿泊施設を探すこととなる。「震災あんぜんパック」に加入していれば、事務局に電話連絡を入れるだけでよく、宿泊施設の確認を取ることなく宿泊施設に向かえばよい。

宿泊施設での宿泊費用も「震災あんぜんパック」から支払われる。宿泊施設によって詳細は異なるものの、数日分の宿泊費は「震災あんぜんパック」に含まれており、また施設によって回数は異なるが、食事の提供も含まれているため、滞在中に必要なその他費用だけを負担すればよく、仮に手元に十分なお金がなくてもある程度の日数は安心して避難生活を送ることができる。

通常時は、「震災あんぜんパック」に加入していることによって、希望する場合は地元との交流を行うことが可能となる。受入地域が企画した「下見ツアー」に参加したり、ツアーとは別に個人で訪問したりすることによって、受入地域内に知り合いを作ることが可能となる。実際に避難した場合も、相手を知っているのと知らないのではその対応が大いに異なると思われる。

○加入者と疎開受入先の交流

加入者が選択した地域から送られる特産品（ご無事お祝い品）や各地域企画の「疎開先下見ツアー」を実施し、震災時には安心して疎開できる関係が構築されるために、加入者と受入側がコミュニケーションできるようにしている。

ツアーに参加したことをきっかけに疎開受入先に観光に出かけ、さらに交流を深めている加入者も存在し、疎開受入先を「第二のふるさと」と思うことによって「気持ちのゆとり」につながるなどの効果もある。また、疎開受入先にとっても、地域活性化につながっている。



図 III-19 ご無事お祝い品の一例

宿泊施設としては、「いつになるかわからない」宿泊を、個人のお客さんに対して個別に対応することはほぼ不可能である。しかし、震災発生時には、事前登録された避難者が来ることがあらかじめわかっているため、そのための準備をしておくことが可能となる。

次に震災発生時は、事務局から宿泊者情報についての連絡が入るが、各個人からの電話は入らないため、フロントの対応もスムーズになる。宿泊施設は、到着した避難者の身元確認だけを行えばよいので、非常に負担が軽減される。

また、宿泊費用についても事務局に請求するため、宿泊施設が被害を受けることはない。仮に災害救助法が適用される震災の場合は、1泊3食で5千円が国から支給される。

○顧客の維持・拡大（商店街の活性化）

早稲田商店街がこの仕組みを構築したのは、商店街と加入者（＝地域住民）がコミュニケーションをとることにより、震災時に助け合う地域づくりも意図したからである。地元住民（＝お客さん）に対して「商店街の売り物は安全・安心」であることを伝えるとともに、商店街の信頼性もあがり、顧客の維持・拡大といった商店街の活性化にもつながっている。

パックに加入している他地域の商店街と繋がることで、仕入れや更なるネットワークづくりが構築されている。例えば、早稲田商店街の「こだわり店舗」では、約 40 地域と連携しており、産地直送の商品を販売することで、他店舗との差別化が図られている。

さらに、受入先のひとつである愛知県春日井市が、地域通貨「アトム通貨」に加盟（2011 年）するなど、地域通貨が使える地域が増えるなどの効果も生まれている。

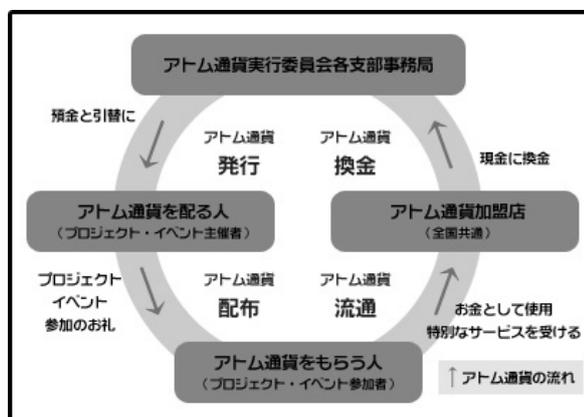
【参考】アトム通貨

アトム通貨は早稲田・高田馬場の街で、地域コミュニティーを育み、街を活性化させるために生まれた地域通貨です。漫画『鉄腕アトム』の中で、2003 年 4 月 7 日に高田馬場でアトムが誕生したという設定がされており、ちょうど 1 年を経た 2004 年 4 月 7 日、地域の人たちの手によってアトム通貨が誕生しました。

早稲田・高田馬場ではじめたこの運動をより多くの人と実践すべく、2009 年度（第 6 期）より流通エリアを広げ、地域通貨としては例を見ない全国展開を図りました。今後も多くの地域の参加でアトム通貨のネットワーク拡大が期待されます。

【アトム通貨 4 つの理念】

- (1) 地球環境にやさしい社会
- (2) 地域コミュニティーが活発な社会
- (3) 国際協力に積極的な社会
- (4) 教育に対し真摯に取り組む社会そしてこの 4 つの理念に沿って行われる、さまざまな社会貢献活動を支援します。



出典：アトム通貨 HP

事務局は、年会費の中から損害保険会社に掛け金を支払い、残りは震災が発生しなかったときは「御無事お祝い品」や事務局運営費として、発生した場合は諸経費として利用している。

通常時は、商店街利用者に対して「震災あんぜんパック」を宣伝するとともに、その前提となる家屋等の震災対策を促すなど、常に商店街利用者に声をかける機会が得られ、利用者サービスにつながると同時に顧客確保にもなっている。

震災が発生した場合は損害保険会社から保険金が支払われること、また、災害救助法が適用される震災の場合、国からは1泊3食の費用として5千円と、避難場所までの交通費も負担されること、全ての会員が被災者になる可能性は低いこと、等の理由から事務局として大きな費用負担が発生するわけではない。

震災が発生しなかった場合は、「御無事お祝い品」をお送りしているが、その費用は年会費に含まれており、事務局として大きな費用負担が発生するわけではない。

○商店街同士の連携

NPO 全国商店街まちづくり実行委員会に加盟している各商店街にもメリットがある。まず、「震災あんぜんパック」に加入することで、地元の商店街利用者からの「信頼」がさらに得られると同時に、これまで「全く縁のなかった方」に対して地域を売り込む機会が得られる。また、「震災あんぜんパック」に協力してくれる宿泊施設（観光協会）との連携も図ることができ、共同で新たなイベント開催等集客ツールを開発することも可能となる。実際、過去は「受入地・下見ツアー」を開催し、避難予定者との交流が図られた事例がある。また、避難予定者が定期的に宿泊客として訪問・滞在するなど、受入地にとってのメリットも発生している。

「震災あんぜんパック」加入地域間の連携も図られることで、他地域の特産品を常時店舗で扱ったり、物販イベントを開催するなどの経済効果も見られる。また、震災が発生しなかったときは「御無事お祝い品」として地域の特産品が会員に配付されるが、その費用は年会費の中から賄われているので、受入地にとっての負担はない。

③ 今後の展開と課題

震災あんぜんパックを売ることが目的ではなく、地震対策への意識喚起や商店街と地元住民、あるいは加入者と疎開受入先との間の「コミュニケーション」を図ることを目的に開発された「保険的な商品」である。また、地震がないときには「ご無事お祝い品」という名目で疎開受入先に選んだ地域の特産品がもらえる仕組みとなっている。

現在は 11 都府県 15 の疎開受入先があるが、さらに疎開受入先が増加する予定となっており、下見ツアーなどをさらに実施していく予定である。

課題としては、この仕組みが「共済」にあたるのではないかという指摘を金融庁から受けたこともあり、さらに加入者が増えた場合には、体制や運用について、再検討することが必要になることが挙げられる。

(4) 「まるごと産直」(ユーコープ事業連合：神奈川県など)

○事業の概要

ユーコープ事業連合では、生産から食卓までつながる取り組みをすすめるために産直事業を行ってきたが、もっと生産者と消費者である組合員の距離を縮めることを目的に、産地見学ツアーが実施されている。

また、産地全体との連携強化を図る目的で「まるごと産直」の取り組みが実施されている。現在、「まるごと産直」の対象となっているのは「JA ふらの」と「ながさき南部生産組合」の2団体であり、組合員と生産者の交流である「産地確認会」だけでなく、ユーコープ事業連合の職員が産地に短期滞在し、生産者から農作業の指示を受け、農業体験を行う「産地研修」などが行われている。

○ユーコープ事業連合の概要

名称：生活協同組合連合会ユーコープ事業連合
 設立：1990年3月
 概要：ユーコープ事業連合は、神奈川、静岡、山梨、3県にまたがる6つの生協、うらがCO-OP、海員生協、コープかながわ、コープしずおか、市民生協やまなし、富士フィルム生協によって構成されている。
 6つの生協に加入している組合員の暮らしに貢献するために、商品・サービスの供給事業を中心とした事業活動をすすめている。
 事業所等：神奈川県横浜市港北区、山梨県甲府市、静岡県静岡市 等

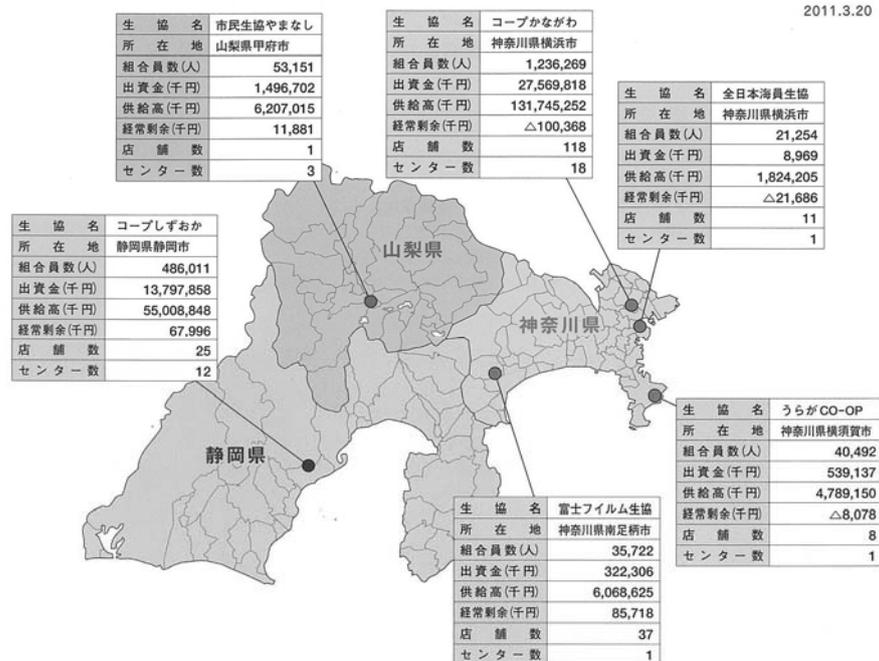


図 III-20 ユーコープ事業連合の会員生協の概要

出典：ユーコープ事業連合のご案内(2011年度)

事業概要：コープは参加者（組合員）がお金を出し合い(出資)、利用し、運営している、組合員の組織である。組合員の利用で生まれた剰余(利益)は、

- 1)コープの将来の発展のために積み立てる
- 2)みんなで利用するお店や宅配を運営するために使う
- 3)組合員へ還元する

という方法で分配されている。

組合員数：177.5 万人

供給高：1,930 億円

出資金：429 億円

出荷高：1,493 億円

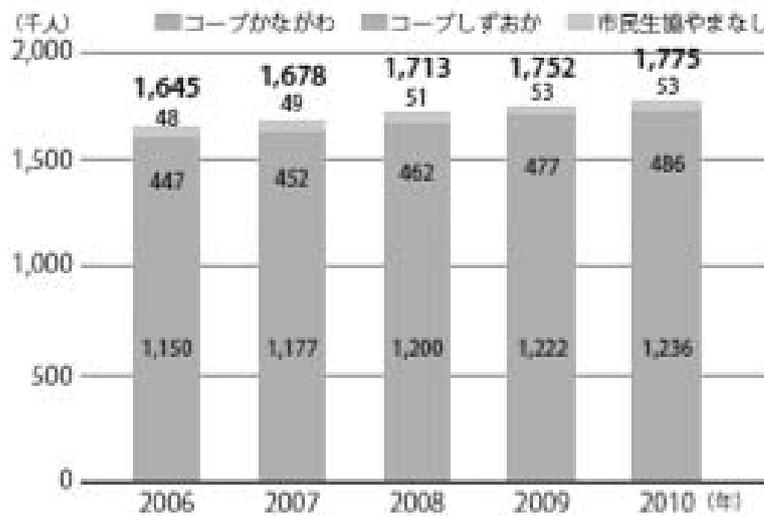


図 III-21 生協の組合員数の推移

出典：ユーコープ事業連合のご案内（2011 年度）

① 交流支援の概要・経緯

○交流の経緯

ユーコープ事業連合では地域密着型の地道なネットワークを通じて、組合員とともに「食の安全」や「食料価格の高騰」、「日本の食料自給率」などの問題と向き合ってきた。

昭和49年の鹿児島経済連との産直豚から始まり、産直の取り組みはすでに150以上の産地と農産・水産・畜産・米などの商品に広がっていたが、平成22年の閣議決定「食料・農業・農村計画」等を受け、農業の応援を強化することとなった。

そこで、生産から食卓までつなげる取り組みをすすめるために産直事業を行ってきたが、もっと生産者と消費者である組合員の距離を縮めることを目的に、産地見学ツアーを実施することとした。

○まるごと産直事業のきっかけ

ユーコープ事業連合では3つの基本「安心感、良質感、低価格」を大切にしながら、「食と食料」に関する様々な取り組みを展開することとし、そのひとつとして「顔が見える産直～まるごと産直～」を開始することとなった。

表 III-6 ユーコープ事業連合の「食と食料」に関する取り組み

アクションその1	顔が見える産直 ・「産直」と、さらに「まるごと産直」へ
アクションその2	田んぼを守る ・稲作と畜産がつむぐ食料の自給率アップ
アクションその3	地球の元気のために ・循環型社会をめざして
アクションその4	世界に笑顔を届ける ・コープの国際貢献活動 ・途上国への食糧支援
アクションその5	もっと県内産 ・適地適作、地産地消で手をつなぐ

出典：ユーコープ事業連合 HP

○まるごと産直の対象地域

現在は「JA ふらの」と「ながさき南部生産組合」の2団体と契約している。
その結果、23品目を取り扱うに至っている。

表 III-7 ユーコープ事業連合の「食と食料」に関する取り組み

取引相手	主な生産物と特徴
ながさき南部生産組合	現在、約150軒の農家がトマト、レタス、ブロッコリー、タマネギ、小ネギ、イチゴ、インゲン、ミカン、キュウリ、メロン、オクラ、カボチャ、ジャガイモなどを作っている。 その作物はどれも特別栽培基準で栽培されている。
ふらの農業協同組合	作物の栽培に適した土にするために、稲わら、家畜の糞尿などを堆肥にした土と、昼夜の温度差が大きいという環境をうまく生かして、おいしい野菜を育てている。 産直商品はミニトマト、ピーマン、にんじん、たまねぎの4品だったが、まるごと産直を開始した平成22年度からは、とうもろこし、アスパラ、かぼちゃ、メロン、ほうれんそう、だいこんなどが加わった。

出典：ユーコープ事業連合「産直データブック2011」

表 III-8 まるごと産直の取扱品目と出荷時期

産地	品目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
ふらの	ミニトマト												
	ピーマン												
	にんじん												
	たまねぎ												
	アスパラガス												
	レタス												
	軟白ねぎ												
	とうもろこし												
	ほうれん草												
	じゃがいも												
	にんにく												
	切りみつば												
	ゆりね												
	ながさき	トマト											
たまねぎ													
じゃがいも													
小ねぎ													
根しょうが													
スティックブロッコリー													
まるごとボックス													
レッドメロン													
黒小玉すいか													
へそすいか													

出典：ユーコープ事業連合「産直データブック2011」

○まるごと産直の特徴

まるごと産直は、生産者と組合員のお互いのメリットがないと成立しない。生産者にとっては、消費者の声を聞くことで「やりがい」を感じ、よりよい商品提供に繋がる。そのため、生産者は店舗での取り組みや組合員の集まりに参加するなど交流を深めながら産直の商品を育てている。

組合員にとっては、生産者の顔が見えることで「安全・安心」となり、値段だけに左右されず、「出どころ確か」な商品として購入するようになる。

ユーコープである程度の「量」を確保する必要があるため、コストも抑える必要がある。そのため、収穫量が多いときは、安売りをしないで売る努力をしている。その結果、生産者からの信用を得ることが出来る。

逆に収穫量が少なくても、値上げを抑えることが出来る。その結果、組合員からの信頼を得ることが出来る。

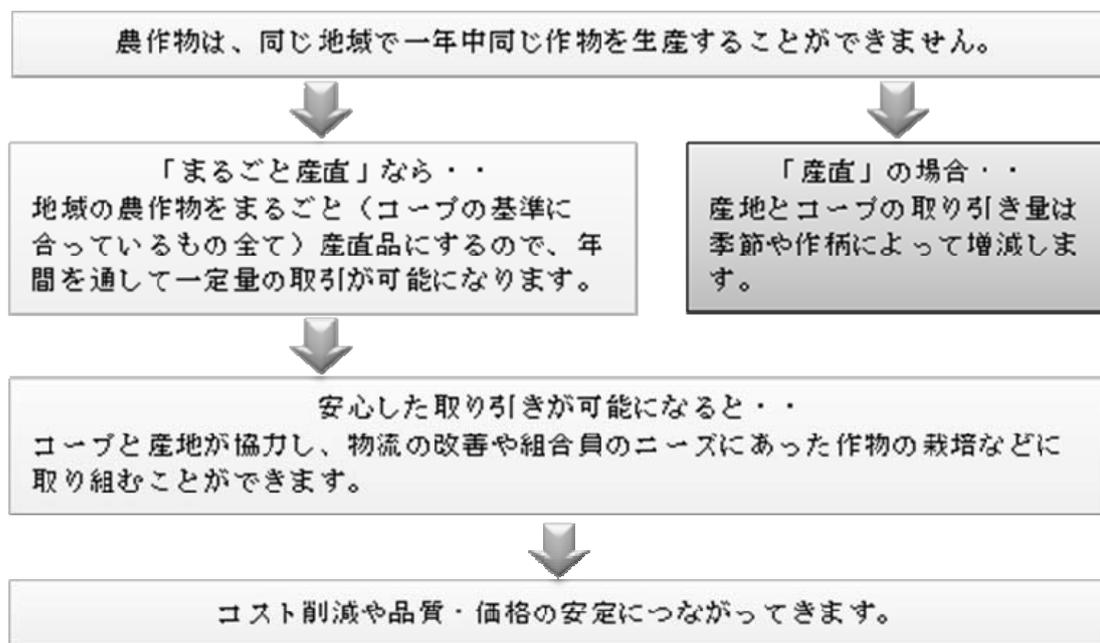


図 III-23 まるごと産直の特徴

出典：ユーコープ事業連合資料

○産地とユーコープ事業連合での交流事業

まるごと産直では、産地の生産計画にコープが主体的に関わり、栽培情報や市場像場などのリスクに対して、双方で対等な関係で対処することを目的に、「まるごと産直現地合同商談会」を実施し、1年間の作付け計画等を話し合っている。



(出典)「産直データブック 2011」

また、コープの産直（グリーン・プログラムを含む）商品の産地での取り組みを、実際の体験を通じて学習し、いっそう理解を深めることを目的に、ユーコープ事業連合の職員向けの「産地研修」も実施している。

例えば、2009年と2010年の5月、および2011年の10月に、ユーコープ事業連合の宅配センターの職員合計32名がながさき南部生産組合の生産者のもとに宿泊し、収穫や点検、栽培などの作業を体験する、ファームステイに参加した。



(出典)ユーコープ事業連合 HP

表 III-9 産地と職員との交流会開催実績（2010年度）

開催月	産地	主な商品	開催内容	参加人数
4月	JA ふらの	野菜・果物	まるごと産直合同商談会	5人
4月	ながさき南部生産組合	野菜・果物	まるごと産直合同商談会	5人
5月	ながさき南部生産組合	野菜・果物	ファームステイ	10人
5月	JA いわて花巻	米・豚	飼料用米田植え	14人
7月	JA いわて花巻	米・豚	飼料用米給与現地総括会	13人
10月	JA 岩手ふるさと	米	岩手ひとめぼれ稲刈り	5人
10月	JA いわて花巻	米・豚	飼料用米稲刈り	8人

出典：ユーコープ事業連合「産直データブック 2011」

○組合員向けの活動

組合員に提供する活動として、食育事業や産地の生産者との交流事業である「産地確認会」、「コープ食と食料報告・交流会」等を実施している。

表 III-10 主な組合員向けの活動（2010年度）

事業名	参加生協	事業概要
食育活動	コープかながわ	「伊勢原米作って食べちゃう会」「ヤマのがっこう」「食育体験ツアー」「たべる、たいせつ絵画コンクール」などの食育活動を実施した。 いずれも、親子で体験して学ぶ活動であり、幅広い世代が参加した。
小学校への食育講師派遣	市民生協やまなし	甲斐市内の小中学校授業「大豆からの豆腐づくり」に食育講師を派遣し、児童に食べることとつくることの楽しさや大切さを伝えている。 2010年度の食育講師の派遣は7件であり、前年度と比較して2倍の派遣数となった。
産地の生産者との交流「産地確認会」	コープかながわ コープしずおか 市民生協やまなし	「コープで体験・学ぶ会」や工場見学を行い、知る・学ぶ・交流する活動を実施。 2010年度は3生協をあわせて2,218名の組合員が延べ74の産地・工場を訪問した。 生産者との交流や農作業体験・生産現場の見学などを通じて、生産者と組合員の交流が深まった。 また組合員に「産地の後継者育成募金」の呼びかけを行い、富良野の子どもたちをコープの店舗へ体験実習に招いた。
コープの生産者とともに報告・交流会「コープ食と食料報告・交流会」	コープかながわ コープしずおか 市民生協やまなし	「～食と食料アクションプログラム～コープの生産者とともに報告・交流会」を2010年12月上旬に4会場で開催し、155名の組合員が参加した。 生産者の皆さんからは、コープとともに進めている取り組みについて、組合員の皆さんからは産地確認会に参加した感想などを報告した。 生産者と組合員が同じテーブルにつき、生産者のご苦勞や安全・安心の取り組み、産地の思いを直接伺うことで相互理解が深まった。

出典：ユニーコープ事業連合「CSR報告書 2011」

「産地確認会」は、組合員の代表者を産地に招待し、生産の現場や収穫の様子などを確認する会である。施設や帳票の転換・確認まで組合員に体験させることでより安心して商品を利用できることを直接伝えている。また、組合員は産地確認会での体験や感想などを広報誌に投稿する。同じ消費者である組合員による「ロコミ」効果もあり、商品の販売量・売り上げ増加に寄与することが期待されることもあり、産地確認会が継続実施されている。

表 III-11 「産地確認会」「産地の思いをうけとる会」の開催実績（2010年度）

開催月	産地	主な商品	開催内容	参加人数
7月	JA ふらの	ミニトマト	産地確認会	12人
7月	JA いわて花巻	ひとめぼれ	産地確認会	13人
10月	横浜ファーム君津農場	味菜卵	産地の思いをうけとる会	26人
10月	JA さが	はぐくみ鶏	産地の思いをうけとる会	16人
合計参加者数				67人

出典：ユーコープ事業連合「CSR報告書 2011」

表 III-12 「生産者とともに報告・交流会」の開催実績（2010年度）

開催月	参加産地	開催場所	参加人数
12月	JA ふらの、 ながさき南部生産組合、 JA いわて花巻	山梨市市民文化センター	26人
12月		静岡 あざれあ	41人
12月		新横浜ユウホール	49人
12月		プロミティあつぎ	39人
組合員参加者数			155人
生産者参加者数			延べ47人
合計			202人

出典：ユーコープ事業連合「CSR報告書 2011」



コープの指定産地米 岩手編 産地訪問紀行 vol.2

「うちの米が一番おいしい」
JA Iwate Deigo 生産者 熊井さん



「熊井さんのお米、白米を
持って前掛けします!!」
JA 岩手さんさど 熊井さん



JA Iwate Deigo・JA 岩手さんさど CO-OP 特別栽培米 岩手ひとめぼれ

《CO-OP 特別栽培米 岩手ひとめぼれの産地情報》

CO-OP特別栽培米
ひとめぼれの産地
JA Iwate Deigo
JA 岩手さんさど
JA Iwate Deigo

CO-OP 特別栽培米岩手ひとめぼれのふるさとは岩手県の中南部から南部、北上産地を中心とした地域で栽培されています。昼夜の温度差が大きいので、甘みのある良質なお米が獲れます。JA 岩手さんさどとJA Iwate Deigoの産地には、北上産地をはじめとした

栽培する過程も含めて「商品」です！ ～JA Iwate Deigoにて～

7月11日(月)～12日(火)、コープの指定産地米CO-OP特別栽培米岩手ひとめぼれの産地を、組合員6人が訪問しました。

(コープがかわ平野 遊子さん、鈴木涼子さん、村山敦子さん、コープがかわ河合 洋子さん、小林文枝さん、市民生協やまなひ 岸谷比佐子さん)

現場では「JA Iwate Deigoの花巻の皆さんや、生産者の1人、熊井さんにお話を伺い、熊井さんの田んぼを見学しました。また収穫した米を保管する「花巻東部カントリーエレベーター」も見学。
安全・安心なお米を育てるための取り組みや思いを伺いました。



熊井さん(右から2人目)の田んぼを訪問した6人の組合員

JA Iwate Deigo全体で、田んぼ1畑につき1枚の用紙を使って農薬や肥料を記録する取り組みをしています。
記録は大変だけれど、お米を作る過程・消費を含めて商品だと考えています！



熊井さん(右から2人目)の田んぼを訪問した6人の組合員

お米は「こはん」になるまで水加減

稲作で特に大変なのは、水管理。田植え後、急に暑くなったときに水管理を怠ると、水にフカアカと蒸が強いできて、稲の穂元を日光からささげり、稲の成長が悪くなってしまいます。しかも、風が吹くと稲に蒸気当たって倒れてしまうことも...と熊井さん。
私たちが田んぼに行ったらときは、稲の穂に穂葉を透るために数日間田んぼの水を枯らす「中干し」をしていました。

JA Iwate Deigoの方が、「お米はこはんになるまで水加減と書われます。買えるのお米を炊くのも水加減が大切なんです」とおっしゃっていたの意味がよくわかりました。



1つのサイロで500トンの稲が保管できるカントリーエレベーターが稲を保管するサイロです。

花巻東部カントリーエレベーターにて

カントリーエレベーターは、収穫したお米を保管に選んだ環境に乾燥、調整し、出荷まで保管すること、生産者のみならずが大切に育てたお米を一番おいしい状態で保管するための、12連のサイロの中にも風を流し、自然に近い乾燥方法で、いつでも新米のようにみずみずしいお米を提供できるシステムになっています。

地域一丸となって節減対象農薬・化学肥料を減らして栽培！ ～JA Iwate Deigoの花巻の皆さんに伺いました～

JA Iwate Deigoの宮野目地区では約80人の生産者全員が特別栽培米「ひとめぼれ」を育てています。農薬を減らすために一番大切なのは、気候や稲の状態などをよく観察して、イネや害虫やカメムシが発生する前に適切に農薬を使用すること、宮野目地区では、散布用ラジコンヘリコプターで地域一斉散布をしています。



JA Iwate Deigo, JA 全農Iwate Deigoの組合員の皆さん

皆さんにもっとお米のことを知ってほしい！

「組合員の皆さんには、もっともっとお米を作る過程のこと、お米のことを知ってもらいたい」と熊井さんが熱意を込めて語ってくださったのが印象的でした。

栽培の記録は、私たちの取り組みを伝えている一つです。

熊井さんのご自宅に撮影する農作業用の建物内で、熊井さんの「栽培管理記録簿」を見せていただきながらお話を聞きました。



暑い時期は毎日朝水を入れ替えて田んぼの水温を下げるんです。稲が蒸かしてはいけません。

JA Iwate Deigo

- お米の生産者数 約4,000人
- 水稲作付面積 1,382ヘクタール(2008年)
- コープの産地指定産地(米穀類)の産地でもある。2009年からは、コープと連携し、原料用米を栽培し、栄養穀に身を入れている。

② 交流支援が都市側に与えたインパクトとメリット

○子どもの農業教育、社会教育

農家の後継者不足を解消することを目的に、JA ふうらの農家の子供たちを神奈川県に招待し、「富良野で作った野菜がどんなふうに売られているの？」を知ってもらう体験会「ふうらのKid's 農業塾」を実施している。

COOP
コープかながわ

第4回ふうらのkid's 農業塾開催報告

8月3日（水）「ふうらのkid's 農業塾」を片倉店で開催しました。



試食販売

「富良野のミニトマト、食べてみてください！」
 「富良野のピーマンはおいしいですよ！」

小学4年生から中学1年生までの「JA ふうら」の生産者の子どもたち16人が来店し、「富良野で生産された農作物がどのように流通し、販売されているか」を体験して、消費者に喜ばれていることを実感しました。

店内放送

「今日は富良野のミニトマトピーマンがおすすめです！」

店内見学

お店のバックルームも見学

農産加工作業

納品された野菜を袋に入れて並べます

陳列作業

利用しやすい売場を作ります

体験報告

6月に宅配で募集した「産地の後継者育成を応援する組合員募金」(47万3800円)の一部を「ふうらのkid's 農業塾」に助成します。コープかながわ土屋専務理事が代表の渡辺真央さんに目録を贈呈しました。

未来の後継者（候補）の子どもたちから、楽しく体験しながら、売場でおすすめした富良野の農作物を買ってもらえたことに達成感を持ったことなどが報告されました。

☆一番印象に残っているのは、トマトの試食のとき、2才くらいの男の子が「トマトを食べて『もう1こ』といって食べてくれたことです。富良野の野菜はおいしいんだと思いました。」

☆ピーマンやトマトを売るのに、声をかけるのははずかしかったけど、買ってくれたのでうれしかったです。

店長より「おすすめをした時間帯はたくさん買っていただけました！」と報告がありました。



図 III-24 ふうらのKid's 農業塾

出典：ユーコープ事業連合資料

また、平成 21 年度からは「産地の後継者育成を応援する組合員募金」設立した。この募金は「ふらのKid's」等の販売体験などをはじめとした取り組みへの補助金に使用されており、毎年数十万円の寄付金が寄せられている。

○店舗での販売促進

店舗での販売促進・試食会では、生産者を招待しているが、組合員の「直の反応」が見えるために、生産者にも組合員にも評判がよい。産直販売は店舗の売上向上にも寄与し、各店舗で定期的に行われている。

コープの産直市開催！

「コープの産地指定 茶美豚」や、「コープの指定産地米 秋田あきたこまち」「コープの指定産地米 特別栽培米岩手ひとめぼれ」、地場野菜の生産者を各県に招きました。生産者の皆さんは、自分たちが育てた商品をおすすめしながら組合員の皆さんと交流しました。



コープかながわ

東戸塚駅前店で月末市と同時開催。岩手の茶美豚の生産者(写真左)、秋田あきたこまちの生産者、地元海老名市のコープの産直きゅうりの生産者(写真右)が、各売り場で試食をおすすめしながら交流しました





市民生協やまなし

おうちCO-OP甲府センターに茶美豚生産関係者と秋田あきたこまち生産者が来場。試食コーナー(写真上)やステージでの茶美豚クイズ(写真下)などで交流をおすすめしました。※市民生協やまなしのみ、「東日本大震災被災地支援企画 チャリティーバザー&フリーマーケット」の企画の一部として開催



コープしずおか

ミオクチーナ富士中央店で月末市と同時開催。鹿児島茶美豚生産者(写真左上)、特別栽培米岩手ひとめぼれの生産者(写真中)のほか、地元富士宮市の長ねぎ生産者(写真右下)が来場。各売り場で試食をおすすめしながら交流しました



図 III-25 店舗での産直市

出典：ユーコープ事業連合資料

○宅配事業での販売促進

ユーコープ事業連合の宅配事業「おうち CO-OP」は、食品を中心に毎週約 2 千品目以上の商品をカタログで案内している。メインカタログである「お買物めも」の第 1 面は、特に販売に力を入れている商品が掲載されるが、この第 1 面に産地との交流事業について掲載し、組合員に紹介することで、販売促進につながる。

2011.11月2週 まいにちの食とくらしを楽しむ週刊カタログ

お買物めも

COOP おうちCO-OP

11月2~4週利用キャンペーン実施中!!

自動掃除機「ルンバ」が当たる!

100名様に1,000ポイントが当たる!

www.ouchi.coop

INDEX

コレ買つて!

2-3ページ コープフェア 人気商品 集めました

4-5ページ コープフェア 人気商品 集めました

6-7ページ コレも買つて! インカメラマン 野菜

10-15ページ おうち CO-OPの デリ

16-21ページ 子どもが喜ぶ 動物さん料理

22-23ページ お肉

24-25ページ 北海道 フェア

26-27ページ お魚

28-30ページ 豆腐 納豆

31ページ 練り製品 漬物 和総菜

32-33ページ 弁当材 冷凍野菜 たまご

34ページ 加工肉

35ページ パン チーズ シュウ

36-37ページ 乳製品 卵料理 アイスクリーム お菓子

40-41ページ 飲料

42-43ページ 調味料 漬物 スープ・味噌

44-47ページ お米 お酒

48-49ページ

「食のまんなか、ごはん。」

ニッポンの元気を支えているのは、ほかほかツヤツヤのごはんです!

コープは、さまざまな取り組みを通じてお米づくりを応援し、ごはんを中心としたバランスのよい食生活をおすすめする「おいしいごはんプロジェクト」を展開しています。

「岩手ひとめぼれ」の産地へ

今年も行ってきました! ~JAいわて花巻へ~

今年も7月11~12日、組合員6名がJAいわて花巻を訪問。産地での取り組みを直接確かめ、生産者・JAのみなさんと交流しました。

つくる人の情熱を、肌で確かめに行く。

コープいわて 大谷合淳子さん

市販生産者さん 岩手ひとめぼれさん

コープなかむら 山村山歌子さん

ひとめぼれは、産地のみなさんが情熱と愛情をもって育てているお米であることや、収穫後も営みずみずしいお米を提供するためにしっかりと管理されていることが、とてもわかりました。

ひとめぼれが、まじめにきちんと生産されているように感じました。生産者の方のお話を聞いて、たいへん有意義な見学でした。

田んぼを実際に見学させていただき、お米づくりにはたくさんのお労があるということを知りました。これからは産地の気持ちとともに、たくさんのお米を食べようと思います。

うま味と、さっぱりとした口当たりのバランスがよい!!

炊きたてはもちろんのこと、お弁当に入れてもおいしい!

★mikumさん ★クルミさん

今年もゆたかに実りました!

0101常 無洗米 特別栽培米 無洗米・岩手ひとめぼれ 5kg おためし価格 1,880円

0102常 特別栽培米 岩手ひとめぼれ 5kg おためし価格 1,780円

23年度、少々がふくらんだ食感、適度な粘りとさっぱりとした口当たりのお米です。

削減対象農薬・化学肥料を5割削減して育てた特別栽培米です。

新米に合うおかずだよ!

詳しくは中面をチェックしてね!

0427 茶葉で作ったロールキャベツ

16 コンソメなどお好みのスープを煮るだけ!

29 冷凍卵料理が食卓から、食べやすい!

0622 かわいみりん漬(骨・皮取り)

32 うま味まろやかな野菜漬です

0726 野沢菜漬(二度仕込み)

48 北海道の秋鮭を手でほくしました

1032 鮭加はくし(北海道産秋鮭使用)

図 III-26 宅配事業のメインカタログ「お買物めも」

出典：ユーコープ事業連合資料

【参考】ユーコープの販売事業

ユーコープの主たる事業である「販売事業」には、店舗事業と宅配事業がある。

○店舗事業

店舗では、食料を中心に毎日の暮らしに必要な商品を販売している。店舗形態は店舗面積の大きさ別に3種類が展開されている。また、青果を中心に価格競争力を強化した「営業力強化店舗」も8店舗展開している。

分類	店舗の概要
小型店	売り場面積 50 坪、身近で便利な店舗
中型店	売り場面積 450 坪未満
大型店	売り場面積 450 坪以上、生鮮品の調加工設備を併設

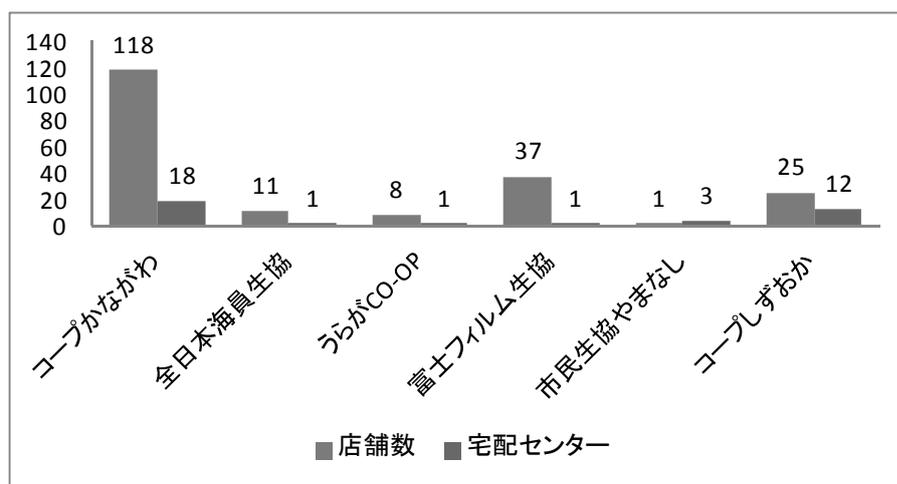
○宅配事業「おうち CO-OP」

食品を中心に約 2,500 品目以上の商品をカタログ（メインカタログ「お買物めも」など）で案内し、神奈川県・静岡県・山梨県の約 44 万世帯に商品を届けている。お米や水などの重い商品を中心に、特に小さなお子さんがいる方や高齢の方、共働き世帯などを中心に登録者を増やしている。

宅配事業に登録している組合員の約 85%が、宅配で何かしらの商品を購入した経験がある。

○店舗事業と宅配事業の違い

店舗での販売平均単価は約 2 千円となっているのに対し、宅配事業の販売平均単価は約 5 千円となっている。ただし購買頻度については、宅配事業は週 1 回であるが、店舗の場合は 2 回か 3 回の来店がある。



＜コープの店舗数と宅配センター数＞

出典：ユーコープ事業連合「CSR 報告書 2011」

○産地のファン獲得

組合員は、「まるごと産直」の産地で様々な体験・見学ツアーが開催されることで、複数回参加しても常に新しい体験をすることができ、また、その産地の生産者との交流が深まることで、その産地のファンになり、安心して「まるごと産直」の商品を購入するようになる。

ユーコープでは多くの商品を取り扱っており、同じ品目でも複数の産地と取引を行っている。「産直」に比べて、「まるごと産直」の場合は組合員に「産地のファン」を根づかせることができ、売り出したい「特集商品」はもちろんのこと、それ以外の商品も「同じ産地」ということで売れやすい。

○体験ツアー準備の負担軽減

ユーコープではこれまでも「産直」を行っており、産地への体験・見学ツアーなども実施してきた。「産直」は基本的に品目ごとに行っており、体験・見学ツアーを行うための調整は、農協などではなく、場合によっては農家と直接行う必要がある。

全ての体験・見学ツアーに共通することであるが、ツアーを成功させるためには受入側との意思の疎通を図る必要があり、取引があるだけではツアーを受け入れて貰うのは容易ではない。そのため、体験・見学ツアーを実現するためには、非常に長い準備期間が必要となる。

まるごと産直の産地で体験ツアーを開催することで、体験ツアーの準備が簡易となり、ユーコープ事業連合にとっても生産者にとっても負担が軽減される。

○体験ツアーのマンネリ化対策

体験・見学ツアーに参加する方は、農業や農作物に興味・関心のある方であり、組合員に占める割合としてはそれほど高くないため、参加者が固定化される傾向にある。初めての参加の場合は問題ないが、複数回目の参加の場合、体験・見学ツアーが「マンネリ化」してしまう可能性もあった。

「産直」から「まるごと産直」に移行し、これまでの品目単位から産地単位になったため、体験・見学ツアーを実施する場合は、農家ではなく農協等の組織と調整を行えばよい。それにより体験・見学ツアーの内容についても、同じ産地で様々な品目の体験・見学ツアーを実施することが可能であり、「マンネリ化」という課題にも対応することが可能になる。

○震災時の助け合い

東日本大震災では、これまでのコープのネットワークがうまく生かされた。

まず、組合員による被災地支援では、被災地支援募金として2億円以上集まった。また、別に生産者支援基金を呼びかけたところ、4千万円以上集まった。

その後は、募金ではなく「買い支える」という協力をとっており、「被災地支援セール」1%相当額を義援金として提供している。

生協の職員も震災後、すぐに全国の生協と協力して、同じコープの仲間である「コープ東北サンネット事業連合」を支援した。ユーコープから人員を派遣し、物流支援・店舗支援を行った。

東日本大震災以外でも、「まるごと産直」の産地である南島原市は普賢岳噴火の被害地域であるが、産地ツアーに被災地見学などを組み込むことによって被害の風化を抑止している。

③ 今後の展開と課題

農業生産者の後継者が不足しており、その対策として生産者に対する「後継者育成募金」を実施しているが、金額も含めて課題である。

体験ツアーにも課題がある。体験ツアーを多く実施したいが、受入側の負担になるため、多頻度化は困難な状況である。また、田んぼを見るだけではつまらないという声もあり、ツアーの内容も検討する必要がある。せつかくなので観光ツアーと組み合わせたいが、観光が主となつては本末転倒になるというジレンマもある。さらに参加を促すために参加費を抑えたいが、その分、事業連合の費用負担が増加してしまう。特に遠くの産地は、費用に加えて移動時間の制約も課題となっている。

最後に、組合員間の興味、関心の差が大きいと感じている。関心のある組合員と関心のない組合員とでは産直商品の購買頻度、購買金額が異なる傾向が若干見られる。

ユーコープは神奈川県、静岡県、山梨県が対象地域であるが、この3県で作られる農作物を用いて、地産地消のさらなる展開をする仕掛け作りが課題となっている。

(5) 「農村体験交流による CSR と社員研修」(ドクターリセラ株式会社:大阪市)

○事業の概要

化粧品・美容商材・健康食品の開発・販売を主な事業とするドクターリセラ株式会社は、新人研修の一環として、島根県江津市の農山村集落において、農業体験や清掃活動などの活動を行っている。平成 21 年には、事業拡大に伴うコールセンターや直営サロンを江津市内に開設し、事業と直結した、企業と地域との密な連携関係を構築している。

○企業の概要

名称：ドクターリセラ株式会社
本社：大阪府大阪市東淀川区
資本金：1,000 万円
年商：約 40 億円（2010 年度）
事業内容：化粧品・美容商材・健康食品の開発・卸売業・医療コンサルタント
創業：1996 年

① 交流支援の概要と経緯

平成 5 年、創業者である現社長が、大阪府大阪市で薬局を開業し、その後エステティック、化粧品販売といった事業へと展開していった。

平成 16 年には社長の実弟が中心となり、グループの事業として高齢者福祉施設「グループホームひのき」を江津市内に開設した。これが江津市内での最初の事業展開であったが、この時点では、グループと地域との連携等は特になく、行政との関係も開設に伴う手続き上のやりとりにとどまっていた。

むしろ、高齢化が進む地域において高齢者福祉施設の利用ニーズはあるものの、産業振興の点では地域に大きな雇用や経済効果をもたらすものとして捉えておらず、さらに地域外からの進出であったことなどから、地域から積極的な支援や協力が得られる状況ではなかった。

平成 20 年ごろ、化粧品販売の拡大にあわせてコールセンターの設置を検討していたところ、関西江津会において、社長はじめ会社幹部と江津市長が顔を合わせた際に、江津市内へのコールセンター誘致の話が立ち上がり、行政からの積極的な支援もあり、平成 21 年 6 月、江津駅前にコールセンターを開設した。

江津市内に開設したコールセンターは、平成 21 年の開設当初は 10 名からスタートし、現在は 22 名体制となっている。平成 23 年には、増員により手狭となった江津駅前から市内のショッピングセンター内に事務所を移転し、あわせて同ショッピングセンター内の空きテナントに直営サロンも開設した。

島根県江津市にコールセンター設置 島根県知事・江津市長との 覚書調印式 実施

化粧品販売・卸のドクターリセラ㈱は、6月に島根県江津市にコールセンターを開設するため、島根県庁において、溝口島根県知事と、田中江津市長、そして当社代表の奥迫との間で覚書調印式を行った。



当社代表の奥迫は、創業以来からの想いである社会貢献の一環として、自身の生まれ育った島根県に恩返しにと

「グループホーム ひのき」を5年前から設立運営。今回の江津市コールセンター設置にあたっては、お客様からの通販製品のご注文をお受けするための体制強化だけでなく、江津市の雇用の促進と地域の活性化を目的としている。

当社の想いを汲んでくださった島根県や地元江津市が市を挙げて協力してくださり、島根県は企業立地促進条例に基づき約700万円の補助、江津市も5年間通信費の半額などを助成してくださることが決定した。

コールセンター開設当初は、正社員として約20名採用予定であるが、5年後には約100名に増やす方針。そして同じく5年後には売上高を約100億円に引き上げたいと考えている。



左から溝口島根県知事・ドクターリセラ㈱代表奥迫哲也・田中江津市長
(島根県庁において)

江津市出身の社長は、もともと故郷に強い思いを持っていたこともあり、都市部での事業の成功を故郷に還元する意味も含めて、江津市内を第二の拠点として事業を展開している。

一方、平成 19 年から、江津市内の社長の実家を拠点として、農業体験、清掃などの地域支援活動を行っている。この活動は、新人研修の一環として実施しており、新入社員全員が参加している。

平成 21 年には、江津市が進める 1 社 1 村運動として、毎年恒例としている幹部職員有志による出雲大社参拝に合わせて、別の農村集落（江津市松平地区）にて農業体験交流を実施している。

② 交流支援の実施に企業や社員へのインパクト・メリット

○社員教育、人材育成

農業体験は、新人研修として、食や環境の大切さ、辛抱強さ、感謝の気持ち等を体感する貴重な機会となっている。

また、創業者の故郷、実家で体験を行うことにより、創業の理念や経営哲学の背景・ルーツを肌で知ることができ、人材育成にはきわめて有効である。

1 社 1 村運動での農村交流においても、食や環境の大切さを理解するとともに、地域住民との顔が見える関係づくりにつながっている。

○経営資源の効果的活用

江津市は、社会貢献の場と事業拠点が一体となった地域であり、都市と地方との連携・交流という意識はそれほど持っていないが、それは事業に取り組むにあたり、都市と地方の違い感じず、安心して取り組むことにもつながっている。

研修を、社長の実家を滞在拠点として実施することは、様々な準備や対応を柔軟にやりやすいというメリットもある。また、市内にグループの拠点があることにより、農業体験で使用した田んぼのコメを、グループホームで利用するなど、グループ内の資源がうまく循環している。

○地域との密な連携

松平地区の農業体験は、平成 21 年の活動以降、スケジュール等があわず、活動は行っていないが、その時の交流がきっかけとなって、地域内の空き家を社宅として活用することにつながっている。

また、事業拠点の設置をきっかけに、行政の方もよくフォローアップしていただいております、逆に社員も、地域の会議等に顔を出して、地域の産業振興に取り組んだりしている。



図 III-27 1社1村交流に関する新聞記事

(平成 21 年 11 月 8 日山陰中央新聞)



1社1村交流での地元住民との交流

(写真提供：ドクターリセラ株式会社)



農業研修の様子

(写真提供：ドクターリセラ株式会社)

③ 今後の課題

コールセンターを開設する際には、行政側から助成金などの情報が積極的に入り、様々な支援・協力が得られた。しかし一方で、グループホーム開設時は行政側からの支援や協力はほとんどなかった。

同じ優遇措置等の制度があるわけではないが、企業に対する情報提供はよりわかりやすくしてほしい。情報が多くあればあるほど、企業に多くのチャンスが生まれると思う。

2. 自治体が中心となった交流支援の事例

(1) 「姉妹都市間のスポーツ交流」(千葉県流山市)

○事業の概要

流山市と福島県相馬市は、かつて流山周辺に住んでいた千葉一族の相馬氏が、鎌倉時代末に奥州相馬に移ってきたことが縁で姉妹都市となり、昭和 52 年 1 月 14 日に姉妹都市となった。その後毎年、両市のスポーツ少年団（少年野球、少年サッカーなど）による交流が実施されている。

東日本大震災が発生し、少年野球交流は実施されなかった。しかし、もうひとつの姉妹都市である長野県信濃町との少年野球交流が契機となり、相馬市に対して流山市と信濃町による支援が行われた。

○流山市の概要

流山市は千葉県の北西部に位置し、東は柏市、西は江戸川を隔てて埼玉県三郷市と吉川市、南は松戸市、北は野田市に接している。首都圏北東部にあたり、都心から 25km 圏に位置している。平成 17 年 8 月 24 日には、つくばエクスプレスが開業し、東京秋葉原とは約 25 分で結ばれるなど利便性が高まっている。

人 口	166,495 人(H24.02.01 現在)
世 帯 数	66,404 世帯(H24.02.01 現在)
面 積	35.28k m ²
位 置	

出典：流山市 HP

○相馬市の概要

相馬市は、福島県浜通りの北部に位置し、東は太平洋に面し、西は伊達市、南は飯舘村と南相馬市、北は新地町と宮城県丸森町と隣接している。

市街地から一般国道 115 号に沿って西に 57 k m で県都福島市に至り、また常磐線および一般国道 6 号が南北に走り、南は 300 k m で首都東京に、北に 53km で東北の都仙台に達する。福島県北沿岸交通・文化の中心地である。

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災により、死亡者 458 人という大きな被害を受けた。

人 口	36,768 人(H24.02.01 現在)
世 帯 数	13,715 世帯(H24.02.01 現在)
面 積	197.67k m ²
位 置	

(出典) 相馬市 HP

① 「姉妹都市間のスポーツ交流」の概要

○交流のきっかけ

流山市と相馬市は、かつて流山周辺に住んでいた千葉一族の相馬氏が、鎌倉時代末に奥州相馬に移ってきたことが縁で姉妹都市となり、昭和 52 年 1 月 14 日に姉妹都市となった。

流山相馬両市民相互の連携を深め、地域の活性化と両市の地域特性を生かしながら、政治、経済、産業、文化、教育などのあらゆる面での交流を促進するための拠点として、また、夏季においては、一部期間を林間学園とし、児童・生徒に相馬地方の自然・文化等体験学習のカリキュラムを確立し、姉妹都市交流の動機付けと豊かな情操教育を展開しようとする二つの考えのもとに、平成 3 年 6 月に「流山市民ふれあいセンター相馬ユートピア」を相馬市に建設した。しかし、利用者が年々減少したこともあり、平成 20 年 3 月で廃止された。

○災害時の応援に関する協定

流山市では、隣接する自治体との間で「消防相互応援協定」を締結していたが、平成 8 年に、隣接していない自治体として最初の相手として、相馬市との間で「災害時の応援に関する協定書」を締結している。

表 III-13 消防・防災等に係る協定（流山市）

協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
流山市・野田市消防相互 応援協定	野田市	昭和 47 年 4 月 1 日	火災及び救急時にお ける相互応援
災害時における東葛飾地 域市町村間の相互応援に 関する協定	東葛管内市町	昭和 50 年 7 月 24 日	災害時における相互 応援
柏市・流山市消防相互 応援協定	柏市	昭和 62 年 4 月 1 日	火災及び救急時にお ける相互応援
千葉県流山市・埼玉県三 郷市消防相互応援協定	埼玉県三郷市	平成 3 年 4 月 1 日	火災及び救急時にお ける相互応援
千葉県広域消防相互 応援協定書	千葉県下各市 町村及び事務 組合	平成 4 年 4 月 1 日	災害時における相互 応援
災害時における千葉県内 市町村間の相互応援に関 する基本協定	千葉県内 80 市町村	平成 8 年 2 月 23 日	災害時における相互 応援
災害時の応援に関する協 定書	福島県相馬市	平成 8 年 5 月 30 日	災害時における相互 応援

出典：流山市 HP

災害時の応援に関する協定書(流山市・相馬市)

(趣旨)

第1条 この協定は、流山市長(以下「甲」という。)と相馬市長(以下「乙」という。)との協議により、流山市又は相馬市において、災害が発生し、被災市独自では十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条第1項の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、基本的な事項について定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 甲及び乙は、各々の市における防災担当を窓口とし、災害が発生した場合は、相互に連絡するものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供
- (7) 前各号に定めるもののほかに特に要請のあった応援

(応援要請の手続き)

第4条 応援を要請しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面によるものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信等により要請することができるものとし、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量並びに職種別ごとの人員
- (4) 応援の期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(自主応援)

第5条 被災地市長から応援要請の依頼がない場合においても、事態が緊急を要すると判断した場合は、前条の規定による要請の有無にかかわらず、必要な応援を行うことができるものとする。

(指揮権)

第6条 応援に従事する職員は、被災地市長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、応援を受けた市で負担するものとする。

- 2 応援を受けた市で前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた市の求めにより応援した市は、当該費用を一時繰

替えて支弁することができるものとする。

3 前 2 項の規定によりがたいときは、甲及び乙がその都度協議して定める。

(情報の交換)

第 8 条 この協定に基づく応援を円滑に行うため、地域防災計画その他防災に関する情報を相互に交換するものとする。

(その他)

第 9 条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成 8 年 6 月 1 日から施行する。

2 この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 8 年 5 月 30 日

東日本大震災の発生後、相馬市に対して「災害時の応援に関する協定書」に基づく支援が実施された。

平成 23 年 3 月 12 日には、避難所での食料などが不足している状態にあることを受け、流山市の支援物資、毛布 650 枚、水 920 本、アルファ米 4 千食などを積み込んだ車両を出発させた。また同日中に、給水車と第二陣の支援物資（毛布 1,000 枚、水 1,040 本、アルファ米 20,350 食など）を送った。その後も、市民から提供のあった支援物資や義援金を相馬市に送った。

また平成 23 年 4 月 4 日から 1 人、概ね 1~2 週間の交代で、建築技師、土木技師、税務職員、保健師を相馬市に派遣した。派遣された職員は、公共施設等の復旧支援、避難所での被災者の健康管理などの支援活動を行った。なお、相馬市への職員派遣は平成 23 年 10 月 29 日に終了している（延べ 109 名の職員派遣）。



図 III-28 流山市から相馬市に送られた支援物資

出典：流山市広報「ぐっと流山」

○姉妹都市少年スポーツ交流

流山市では、青少年育成事業のひとつとして「姉妹都市少年スポーツ交流事業」を行っており（生涯学習課）、姉妹都市の盟約を結んでいる流山市と相馬市の少年達がスポーツ（少年野球、少年サッカー、剣道）等の交歓を通じ、相互の親善と理解を深めることによって、両市のより緊密な関係を推進し、併せて少年達の健全育成を図ることを目的に、交流が行われている。

【少年野球による交流】

昭和 53 年に発足した「流山市少年野球連盟」と姉妹都市交流を続けている「相馬市少年野球連盟」との間で、毎年 7 月に「流山市・相馬市姉妹都市交流少年野球大会」が両市で交互に開催されている。

平成 22 年は流山市総合運動公園野球場をメイン会場として開催され、平成 23 年は相馬市で開催の予定であったが、東日本大震災が発生したため、流山市・相馬市姉妹都市交流少年野球大会は開催されなかった。

【少年サッカーによる交流】

昭和 51 年に流山市で最初に発足したサッカーチームが、流山市少年サッカー連盟を代表して、毎年 7 月下旬に「相馬市交流大会」が両市で交互に開催されている。

平成 22 年は相馬市で開催され、平成 23 年は流山市で開催される予定であった。東日本大震災が発生し交流大会の中止も検討されたが、5 月に流山市少年サッカー連盟の代表者が相馬市を訪問し、遠征の受入体制が出来ていることから、9 月 23 日と 24 日に「第 24 回相馬市・流山市サッカー交流会」が流山市上耕地グラウンドで開催された。



交流サッカー大会

出典：相馬市 HP

【剣道による交流】

毎年 8 月に「姉妹都市交流少年剣道大会」が開催されている。少年野球や少年サッカー同様、毎年両市が交互に会場を移して開催しており、平成 23 年度は流山市で第 26 回大会が開催された。

**相馬市の野球少年100人が来流
姉妹都市交流少年野球大会**

(2010. 7. 25)

第26回流山市・相馬市姉妹都市交流少年野球大会が、7月25日(日)、流山市総合運動公園野球場をメイン会場として開催されました。当日は、両市の選手団約210人、8チームが参加し、5試合で対戦しました。



この大会は、姉妹都市の両市が野球を通して親睦を図ることを目的に、毎年、両市交互に会場を移しているものです。今年も、約100人の相馬市少年野球選手団が来訪し、親交を深めました。

開会式では、主催者を代表して白川少年野球連盟会長、流山市からは井崎市長、鈴木教育長が歓迎の挨拶を行いました。相馬市からは、選手団を代表して菊池連盟会長が挨拶に立ちました。また、両市の参加チームのキャプテンが、選手団を代表して、二人で元気に選手宣誓を行いました。



交流試合は、午前の部では流山チームが2勝1分、午後の部では流山市が2敗という対戦結果でした。開会式では、相馬市の選手全員に交流記念メダルが流山市から贈呈され、来年の相馬市での再開を約束しました。

また翌26日には、相馬少年野球団の代表が市役所を訪れ、石原副市長に交流試合の報告を行いました。交流試合結果は次のとおり。

- 相馬市A(八幡・桜丘)6-6 流山市(曙ヶ崎ジュニアフリス)
- 相馬市B(東部・愛宕)3-4流山市(東深井ファイナルス)
- 相馬市C(飯豊)3-4 流山市(江戸川台フェックス)
- オール相馬5年チーム 5-3 オール流山5年チーム
- オール相馬6年チーム 11-5 オール流山6年チーム



図 III-29 平成 22 年度姉妹都市交流少年野球大会

出典：流山市広報「ぐっと流山」

② 交流支援が都市側に与えたインパクトとメリット

○相馬市に対する子供の興味誘発

スポーツ団に所属している子供達は、交流事業を通して、他地域の友達が作れるメリットがある。年に1回の開催ではあるが、隔年で開催地が変わるため、相手側地域にも訪問でき、試合以外にも観光などの体験ができる。特に相手側の地域を訪問する際は、相手側地域についての「予習」も行うことで、都市に対する興味を引き起こすことにもつながっており、学習面への効果もある。

なお、このような体験は「個人」としては実現が困難であるが、「チーム」に所属するからこそ得られる体験である。

○スポーツチームの特徴づくり

スポーツチームからすれば、通常時は同じ市内の他チームとの試合もできることに加え、他地域のチームとも対戦できることが大きなメリットとなっている。同じ市内のチームとの対戦はある程度行われるため、悪い意味での「マンネリ化」もあるが、他都市のチームとの対戦は年に一度のため、通常の試合にはない体験が可能となる。

また、他地域との交流試合があることは他チームとの「差別化」にもつながり、チームの特徴づくりにも寄与している。

○民主導の交流事業の展開

他地域とのスポーツ交流を継続していることで、スポーツチーム（及び連盟）は、長年の経験から交流事業の準備が可能となっており、特に行政が主導となつて関与しなければならないことは少ない状況となっている。

また、違う地域との交流が生まれる可能性がある。流山市の場合、東日本大震災によって相馬市との少年野球交流事業が実施できなかったが、友好都市である長野県信濃町と少年野球交流事業を開催できた。これは、長年交流事業を継続してきたことによって、流山市側に事業を開催する「ノウハウ」が構築されていたことが大きい。

また、これまでは2地域間の交流事業であったが、今後は3地域間の交流事業へと発展する可能性がある。

○様々なレベルのネットワーク化

スポーツチーム団体同士の交流は長年行われており、スポーツ団体同士のネットワークが構築されるのはもちろんのこと、市民にも事業がある程度浸透しているため、市民間同士によるネットワークも構築される。また、両市の職員も必然的にネットワークが構築される。

○震災発生時の迅速な支援

流山市は東日本大震災の大きな被害はなかったが、相馬市が大きな被害を受けたことで改めて「姉妹都市」であることが認識され、特に「姉妹都市少年スポーツ交流」は約 30 年の歴史があり、相馬市のスポーツ団体との間に「顔の見える交流」があったため、支援が迅速に行われた。

4 月には、流山市少年野球連盟に所属する 16 チームや連盟委員が集めた相馬市への義援金 85 万円が流山市長に渡され、相馬市に送られた。非常に短期間に多くの義援金を集めることが出来た理由として、流山市・相馬市姉妹都市交流少年野球大会を通じて実際に相馬の皆さんと交流があったことが挙げられる。



少年野球連盟による支援

出典：流山市 HP

その後も、子どもたちの野球を通じた交流を絶やさないために、5 月には流山市少年野球連盟から段ボール箱でグローブ 7 箱、スパイクやユニフォーム 1 箱、バッド 100 本、ボール 3 ダースなどが寄贈された。



少年野球連盟による支援

出典：流山市 HP

流山市少年サッカー連盟に加盟しているチームからの義援金も渡された。少年野球同様、顔の見える交流を行ってきたことが、迅速に義援金を集まることにつながった。また、震災のわずか 6 か月後に、相馬市の児童を受け入れて、スポーツ交流大会を開催できたのも、日頃の交流によって信頼関係が構築されていた方と推察される。

○流山市が仲介となった相馬市支援の実施

6月に、もう一つの姉妹都市である信濃町の野球チームを招いて親善試合が行われた。その際、信濃町の野球チームから児童らの集めた寄付金100万円が相馬市震災孤児等支援金として手渡された。信濃町と相馬市との間には姉妹都市関係はないが、双方の姉妹都市である流山市が縁を取り持つ形で、新たな交流が始まるきっかけとなった。



信濃町野球チームによる支援

出典：流山市 HP

○プロスポーツ選手との交流

こうした支援を行ったことによって、相馬市出身のプロ野球選手との交流も生まれた。故郷の福島県相馬市が東日本大震災で、膨大な被害を受けた際、流山市から支援物資、野球用品などが届いていた事に気づき4月に流山市少年野球連盟のもとに訪れたことが縁で、平成24年1月に野球教室が実現した。

○震災対応への意識喚起

平成23年11月に実施された相馬市長による講演会には多くの市民や職員が参加した。講演会では、震災対策の陣頭指揮を執った相馬市長から市民や市職員等に対して、災害直後に対策本部を立ち上げ、応急対策、復旧・復興対策の指揮をとったその対応と教訓等についての情報提供が行われた。実際に被害を受け、その対応にあたってきた自治体の市長から直接、災害対応の話を聞いたことで、行政も市民も災害に対する心構えとノウハウを身に付けることが出来たのは、一連の支援が実を結んだ結果である。

○更なる震災対策

震災を機に、石川県能都町との姉妹都市締結が行われた。

能都町とは、平成17年7月には災害応援協定を結んでおり、平成19年3月の「能登半島地震」の際には、地震発生から3日後に流山市と流山市議会から義援金が送られるなどの関係が構築されていた。

東日本大震災の影響で、「水問題（東京近辺の水道水から、小さな子どもたちに飲ませることができないレベルの放射性ヨウ素が検出）」があった際に、能登町に対して水の支援を要請し、3月24日に約10トンの海洋深層水が届けられた。その後、6月には能登町から地元名産品「のと海洋深層水（2リットル）」の寄贈が提案され、11千本のペットボトルが寄贈され、中学校の「防災備蓄倉庫」と「もりのまちエコセンター」内に備蓄することが出来た。

こうした交流の結果、平成24年1月17日に、流山市役所で石川県能登町との姉妹都市締結調印式が挙行された。

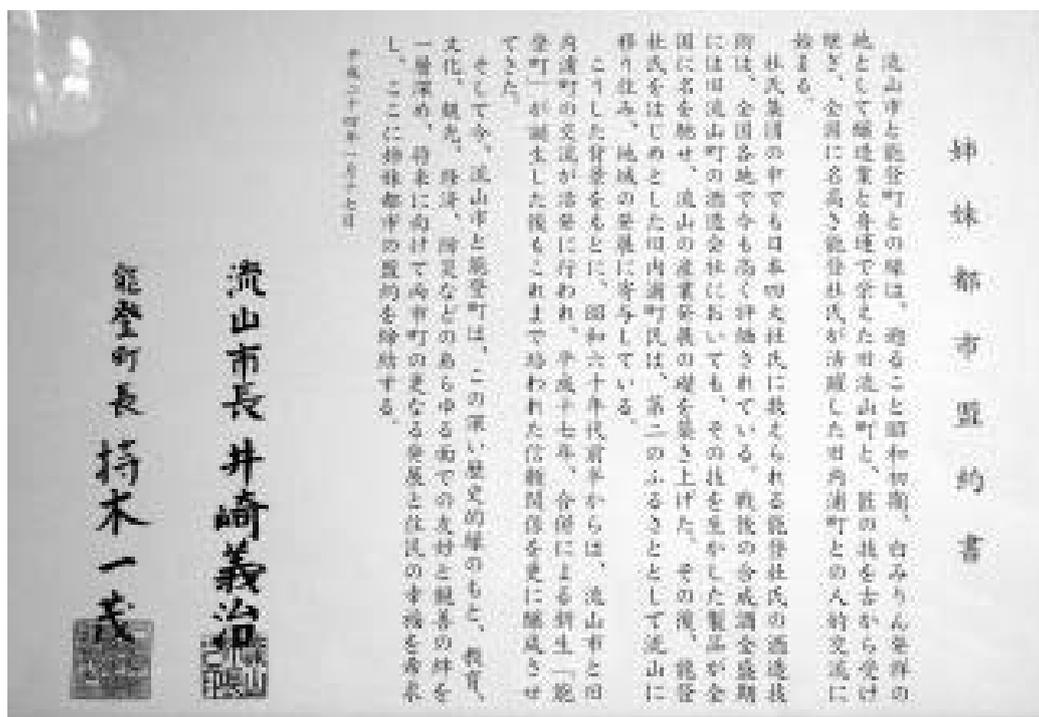


図 III-30 能登町との姉妹都市盟約書

出典：流山市 HP

③ 今後の展開と課題

「姉妹都市少年スポーツ交流」を支援するために、「流山市・相馬市少年スポーツ交流事業費補助金」として年間約50万円程度が予算化されている。各団体の協力が不可欠ではあるが、今後も「姉妹都市少年スポーツ交流」は必要であるとの認識である。

(2) 「甘楽-北「食」交流事業」(東京都北区)

○事業の概要

昭和 59 年、北区の「区民が良好な自然環境の中で、スポーツレクリエーションを楽しむ自然休暇村構想」と東京都の農村漁業体験協会の紹介による甘楽町の農業活性化を図る特定の都市の選定構想が合致し、相互の交流が開始され、昭和 61 年 4 月に北区と甘楽町は正式に「自然休暇村事業協定」を締結した。

平成 7 年からは、北区の小中学校に設置した生ゴミ処理機からできたコンポストを甘楽町に運び肥料にし、その肥料でできた野菜や果物を給食の食材に利用したり（現在は利用されていない）、区内のエコー広場館（4 館）で販売を行う「甘楽-北「食」交流事業」が行われ、NPO 法人北区リサイクラー活動機構がその事業の担い手となっている。

○北区の概要

北区は東京 23 区の北部に位置し、東西に約 2.9km、南北に約 9.3km と南北に細長い形状となっている。面積は東京 23 区中第 11 位となっている。

北は荒川および荒川放水路を隔てて埼玉県川口市・戸田市に、東は荒川区と隅田川を隔てて足立区に、西は板橋区に、南は文京区、豊島区に接する。

JR の駅数が 23 区中で最も多く（10 駅）、区内のほとんどの住宅地が駅からの徒歩圏内にあるのが特徴である。

人 口	332,577 人 (H24.02.01 現在)
世 帯 数	169,085 世帯 (H24.02.01 現在)
面 積	20.59k m ²
位 置	

出典：北区 HP

○自然休暇村事業協定の概要

昭和 59 年、北区の「区民が良好な自然環境の中で、スポーツレクリエーションを楽しむ自然休暇村構想」と東京都の農村漁業体験協会の紹介による甘楽町の農業活性化を図る特定の都市の選定構想が合致し、相互の交流が開始された。

昭和 60 年 5 月、戦時中に甘楽町小幡へ学童疎開していた児童（当時、王子区立第二岩淵国民学校の 5 年生と 6 年生）が甘楽町を訪れ、疎開先だった町内の寺院や民家に宿泊し住職や友人たちと再会するイベントが実施された。その後、親子緑化教室、スポーツ少年団、高齢者等の交流等の体験活動を経て、昭和 61 年 4 月に「自然休暇村事業協定」が締結された。

昭和 63 年には「農業体験実習施設及び区民自然休暇村事業施設の管理運営に関する基本協定」が締結され、農業や地域の伝統文化をテーマとした交流・体験として宿泊機能を備えた「甘楽ふるさと館」が完成した。また甘楽町の特産品（野菜等）を北区民に届ける「城下町ふれあい便」「有機野菜オーナー便」も始まった。

○甘楽町の概要

甘楽町は群馬県南部に位置し、藤岡市、富岡市、高崎市、下仁田町に隣接している。過去には富岡市等との合併も検討された経緯がある。

人 口	14,018 人 (H24.02.29 現在)
世 帯 数	4,657 世帯 (H24.02.29 現在)
面 積	58.57k m ²
位 置	

出典：甘楽町 HP より

① 「甘楽-北「食」交流事業」の概要

○交流のきっかけ

北区と甘楽町との間で「自然休暇村事業協定」が締結され、甘楽町の特産品(野菜等)の産直販売である「有機野菜オーナー便」等の交流が昭和 63 年から行われていた。

有機野菜オーナー便は、甘楽町の甘楽町有機農業研究会が窓口となっていた。甘楽町有機農業研究会は昭和 61 年に、消費者に農薬や化学肥料を一切使用しない安全な野菜を食べてもらうことを目的として設立された。甘楽町有機農業研究会の有機野菜は、北区を含む首都圏などの契約者向けに宅配が行われていたが、特に北区区民との交流はなかった。

しかし、平成 5 年の「東京都廃棄物の処理及び再利用に関する条例」をきっかけに、北区の小中学校に生ごみ処理機が導入されることとなった。初年度は 2 校で試験運用され、3 カ年かけて全 64 校に導入された。

小中学校の生ごみ（主に給食の残飯）を生ごみ処理機で堆肥化し、できた堆肥（コンポスト）は学校菜園や希望家庭への配付等に活用されていた。しかしながら、処理できないコンポストの量が非常に多く、その有効活用を検討していた。そこで、甘楽町有機農業研究会に受入を依頼することとなった。

甘楽町有機農業研究会で検討を行ったところ、わらやもみ殻などを混ぜて二次発酵させれば使えることが明らかとなったため、コンポストを受け入れることとなった。

平成 7 年、小中学校に設置した生ゴミ処理機からできたコンポストを北ノ台エコー広場館に保管し、月に一度、甘楽町有機農業研究会が北区内の 4 つのエコー広場館に直売用の農産物を配送し、その帰路に、北ノ台エコー広場館に保管されているコンポストを持ち帰るといった仕組みが構築された。

さらに、平成 10 年からは北区の小中学校の学校給食の食材として利用され、給食の食べ残しである生ごみが再び給食で利用されるという循環が完成された。しかしながら、有機野菜の価格は一般に入手できる野菜より価格が高く、現在では学校給食への提供は現在には行われていない。

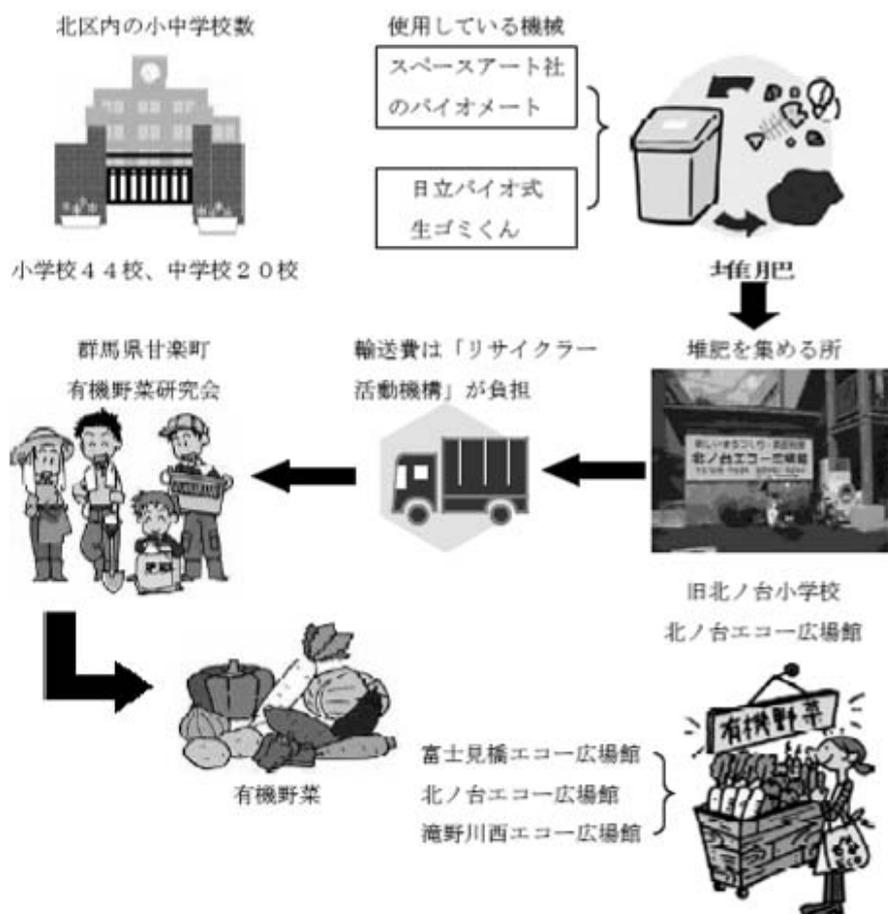


図 III-31 食の交流事業の概要

出典：北区リサイクラー活動機構資料

<参考>学校給食への提供

江戸時代に北区滝野川で栽培されていた「滝野川ごぼう」を、甘楽町有機農業研究会が栽培に成功し復活させた。

平成 9 年 11 月、滝野川ごぼう復活を機に、根菜類を学校給食に提供することとなり、区内の 13 小学校で「ごぼう、にんじん、里芋」等が甘楽町有機農業研究会から小学校に配送された。

その後（平成 18 年頃）、学校給食の栄養士の離退職に伴い、学校給食への提供は中止された。栄養士の離職の他にも、有機野菜の価格が高いこと、転校等の影響もあり、必要な有機野菜の量を毎回確保することが困難なこと、さらに地元の八百屋さんや食材を納品している業者への配慮、等が中止の理由として挙げられている。

○交流の役割分担

甘楽-北「食」交流事業では、北区の他に、区内の4つのエコ広場館での直売（フリーマーケット）を行っている NPO 法人北区リサイクラー活動機構と、コンポストの受入と有機野菜の栽培を行う甘楽町有機農業研究会の3者が役割分担しながら事業を展開している。

【北区（主にリサイクル清掃課）】

リサイクル清掃課は平成3年に設置され、「環境に配慮した生活文化の創造」と「ごみ減量・リサイクルの推進」のため、区民参加型の循環型社会の構築に向けた施策を推進している。

区内64の小中学校に導入された生ごみ処理機の維持管理や学校から北ノ台エコ広場館までコンポストを運ぶ運搬費用を負担している。

表 III-14 北区の費用負担状況（年間）

生ごみ処理機の導入費用	1台約300万円（合計約2億2千万円）
生ごみ処理機の維持管理費	約1千万円 （発酵菌の費用、保守点検費用等を含む）
コンポスト運搬費用	約100万円

また、毎月の直売会で販売する野菜の取扱量を決めるために、NPO 法人北区リサイクラー活動機構と甘楽町有機農業研究会の両方の調整役も行っている。

【北区リサイクラー活動機構】

北区リサイクラー活動機構は平成4年10月に発足し、平成6年1月から富士見橋エコ広場館の管理運営を北区から委託されている。現在は、指定管理者として、区内にある4つのエコ広場館（富士見橋、北ノ台、滝野川西、赤羽）を管理運営している。

表 III-15 北区リサイクラー活動機構の概要

名 称	特定非営利活動法人 北区リサイクラー活動機構
設 立 年 月 日	平成4年10月
会 費	正会員(総会における議決権あり) 5千円 賛助会員(総会における議決権なし) 1千円
事 業 内 容	◇区内4箇所のエコー広場館管理運営事業 (指定管理者) ◇リサイクル回収事業(6種類) ◇機関紙「かわら版」発行事業 ◇リサイクルに関する研修、情報収集事業 ◇交流事業 ◇販売事業 ・有機野菜(甘楽町) ・滝野川ごぼう(甘楽町) ・有機堆肥「北そだち」 ・トイレトペーパー「北くるり」

出典：北区リサイクラー活動機構パンフレット

北ノ台エコー広場館から甘楽町へコンポストを運ぶための費用は北区リサイクラー活動機構が負担している。1回当りの費用は3万円程度である。

この運搬費用は、北区リサイクラー活動機構の「明日(アース)基金事業」から支払われている。「明日(アース)基金事業」は、区民から提供された大型資源や、区内外から持ち込まれる衣料品・雑貨品を販売するバザー(毎月2回開催)であり、その収益金が明日基金となっている。

また、毎月一回(第2日曜日)開催されている有機野菜販売(フリーマーケット)は北区リサイクラー活動機構が担っており、販売スタッフのアルバイト募集等も行っている。なお、アルバイト代(1回当り4箇所で約10人、合計金額約5万円)は北区からの委託費用に含まれている。



図 III-32 エコー広場でのフリーマーケット・有機野菜販売

出典：北区リサイクラー活動機構資料

【甘楽町有機農業研究会】

甘楽町有機農業研究会は昭和 61 年に、消費者に農薬や化学肥料を一切使用しない安全な野菜を食べてもらうことを目的として設立された。

表 III-16 甘楽町有機農業研究会の概要

名 称	有機農業研究会
設 立 年 月 日	昭和 61 年 4 月
会 員 数	21 名(設立時は 28 名)
JAS有機認定の会員数	14 名 ※平成 12 年 6 月の JAS(日本農林規格)法の改正により、「有機農産物」を掲げるには、国が定める機関による認定が必要となっている。

出典：甘楽町 HP

表 III-17 甘楽町有機農業研究会の栽培作物

栽 培 作 物	JAS認定
有機野菜全般 有機キウイフルーツ	○
有機野菜全般 なす 養鶏(有性卵)	○
有機野菜全般 有機キウイフルーツ	○
家庭菜園 稲作	
有機野菜全般 有機キウイフルーツ	○
有機野菜全般 なす 有機キウイフルーツ	○
有機野菜全般	○
有機野菜全般 稲作(れんげ米) 有機キウイフルーツ	○
有機野菜全般 養鶏(有性卵)	○
有機野菜全般 有機キウイフルーツ 椎茸(原木)	○
有機下仁田ねぎ 野沢菜 ごぼう 他	○
小ねぎ 野沢菜 他	
花栽培 こんにやく	
こんにやく 小ねぎ 有機キウイフルーツ	○
野菜 ゆず	
家庭菜園 稲作(れんげ米)	
有機キウイフルーツ 有機下仁田ねぎ 他	○
有機野菜全般	○
じゃがいも 玉ねぎ 他	○

出典：甘楽有機農業研究会 HP

甘楽町有機農業研究会では、北区から持ち帰った堆肥にわらやもみ殻などを混ぜて二次発酵させて「完熟堆肥」をつくり、有機野菜の栽培に利用している。

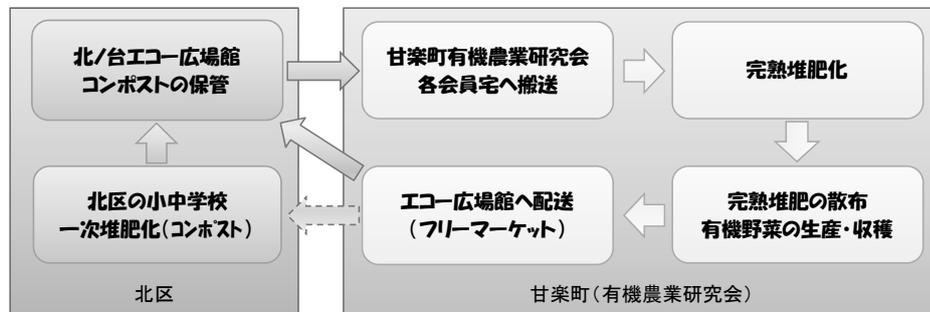


図 III-33 リサイクル循環型・有機栽培活動の流れ

出典：甘楽町有機農業研究会 HP

フリーマーケットには、季節にもよるが、約 20～30 種類の野菜が提供される。まず、甘楽町有機農業研究会から北区リサイクル清掃課に対して、出荷する品目と出荷可能な量の情報が伝えられる。北区リサイクル清掃課は FAX で区内 4 つのエコー広場館にその情報を伝える。各エコー広場館はこれまでの販売実績等を勘案して入荷量を決め、FAX で北区リサイクル清掃課に提出する。最後に、北区リサイクル清掃課が希望量を甘楽町有機農業研究会に連絡する。

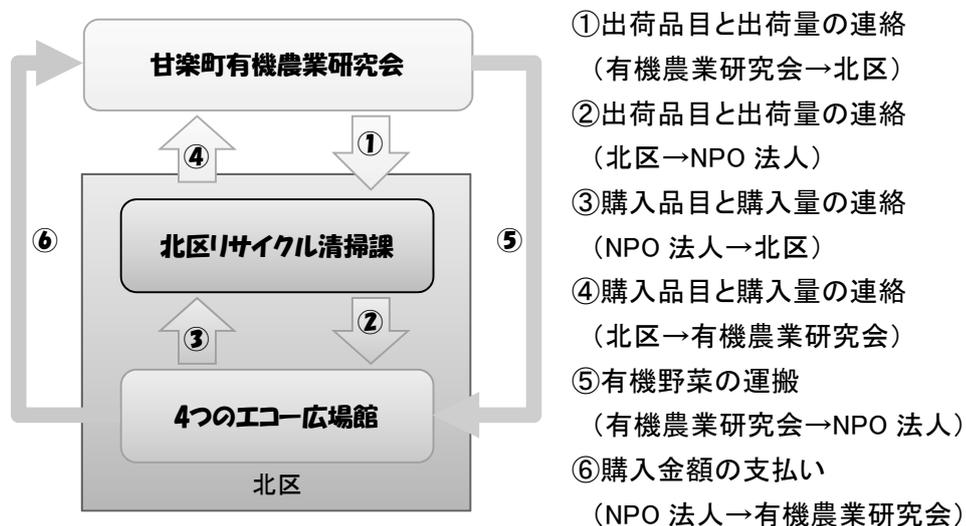


図 III-34 有機野菜販売までの情報とお金の流れ

平成 24 年 1 月に実施されたフリーマーケットでは、レンゲ米やネギ、里芋などの 26 品目が甘楽町有機農業研究会から配送された。NPO 法人北区リサイクラー活動機構から甘楽町有機農業研究会には購入金額が支払われた。

② 交流支援が都市側に与えたインパクトとメリット

○ごみの減少とリサイクル教育

小中学校では、学校からでるごみの量を減らす必要があり、給食の残飯などの生ごみを減らすための対策が必要であったことから、生ごみ処理機が導入された。導入後、児童や生徒のごみに対する意識は高まり、給食時の残菜の減少効果もあった。また、ごみの分別もできるようになり、小中学校のごみは各日に減少した。

また、教育という観点からも、生ごみ処理機からできるコンポストを使って、野菜が作られるというという「リサイクル教育」が現場で実践できる。小学校では、総合的学習の時間でこの仕組みを勉強するというカリキュラムが構築できており、エコ広場館への見学など、地域との連携にも寄与している。

さらに、小中学生の子供がいる世帯に対してもリサイクル意識を喚起することにもつながっており、当初の目標は十分に果たされた。

○実のある交流への発展

北区は、そもそもは「ごみの削減」という視点から小中学校に生ごみ処理機を導入したが、その生ごみ処理機からできる「コンポスト」という副産物が、それまではあまり密な関係にはなかった甘楽町有機農業研究会との「濃厚な連携」につながった。甘楽町有機農業研究会と濃厚な連携ができたことで、多くの区民に対して安全で美味しい有機野菜を提供できる「食の交流事業」へとつながった。

○NPO 法人と区民との交流

NPO 法人北区リサイクラー活動機構は、区内 4 つのエコ広場館で区民対象の体験教室や講習会などを開催しているが、その活動メニューのひとつとしてフリーマーケットでの有機野菜販売も実施している。有機野菜販売は多くの区民からの評判も良く、この販売を通じて NPO 法人の知名度向上にも寄与している。

また NPO 法人では、甘楽町有機野菜研究会とコンポストの使い方を検討し、コンポストから「北区だより（7kg 入りが 840 円、1kg 入りが 210 円）」という商品開発にもつながった。「北区だより」の売上は、NO 法人北区リサイクラー活動機構の活動費用となっている。

なお、NPO 法人北区リサイクラー活動機構は、「市民が創る環境のまち“元気大賞”」の特別賞を 2003 年に受賞している。

特別賞

■団体名

特定非営利活動法人
北区リサイクラー活動機構

■分類別

資源循環・
環境パートナーシップ

■プロジェクト名

都市と農村「食」の交流事業
(生ごみたい肥と農産物の資源循環事業)

◆都市と農村をつなぐ

生ごみたい肥と農産物の資源循環を通じた、都市と農村の新しい関係をつくるため、平成8年、北区リサイクラー活動機構は、区内の小・中学校64校が実施している学校給食残飯等の生ごみの「たい肥化」と、群馬県の甘楽町有機農業研究会をつなぐ「食の交流事業」を開始しました。

◆コンポスト回収事業

区内小・中学校64校では、給食残飯等の生ごみを24～30時間かけて約1/7に減容し、コンポスト化。そのコンポストを米袋に詰め、毎月第4木曜日に区の委託業者のトラックで、「北ノ台エコー広場館」(北区リサイクラー活動施設)に集め一次保管されます。

そうして保管されたコンポストを、甘楽町

から野菜を運んできた戻り車でまた甘楽町へ運ぶという仕組みをつくりました。

◆たい肥(コンポスト)を利用し、 有機農産物をつくる

甘楽町に運ばれたコンポストは、町内農家21名で構成された「甘楽町有機農業研究会」の施設で※二次発酵し、完熟たい肥を作ります。そのたい肥を利用し、研究会員の農地にて有機野菜を生産しています。

※二次発酵(甘楽町の場合)・・・

コンポスト1に対し、おがくず・もみがら等を4の割合で混ぜ、トラクターで切り返しながらかけて3～6ヶ月かけて完熟したたい肥にしている

◆食材利用の促進

甘楽町で出来た有機野菜は、有機野菜ふるさと便やデパート等に流通するほか、区内



の小・中学校や病院等の給食に使用して食材利用の促進を図っています。また、区内3ヶ所(富士見橋・北ノ台・滝野川西)のエコー広場館で毎月第2日曜日に開かれるフリーマーケットでも販売し、その収益で野菜とコンポストの輸送費もまかっています。

◆お互いの顔の見える信頼関係

また、親子ふるさと体験、スポーツ交流、

地域の祭り、イベントへの参加や、宿泊交流、市民農園での体験学習など“人と人”との交流も活発です。こういった活動によって、お互いに「顔の見える関係」をつくり、信頼関係を築いてきました。

循環型社会の形成と、自然環境や人体への負荷が少ない有機農業・有機農産物への関心の高まりにあったこのリサイクルシステムは、現代に合った仕組みとして評価されています。



図 III-35 市民が創る環境のまち“2003年特別賞”

出典：NPO 法人持続可能な社会をつくる元気ネット HP

○新たな魅力の開発

甘楽町有機野菜研究会との連携が深まったことによって、かつては北区の名産品であった「滝野川ごぼう」を復活させることができ、地域ブランドづくりにつながった。

○官主導から民主導へ

現在、NPO 法人に一部業務を委託しているが、小中学校から滝野川エコー広場館へのコンポスト搬送や甘楽町有機野菜研究会との連絡等は行政（リサイクル推進課）が担ってきた。

しかし、長年事業が継続され、NPO 法人側に「ノウハウ」が構築されてきたこともあり、平成 24 年度からは NPO 法人にさらに業務委託の内容を拡大する予定となっており、官主導の交流から民主導の交流へと展開される。

行政の金銭的な負担は多少増えるものの、行政の事務的な負担は減少することから、より質の高い区民サービス提供につながると考えられる。

○甘楽町への訪問機会の増加

「有機野菜オーナー便」は現在も実施されており、多くの北区区民が利用している。また、「甘楽ふるさと農園」では栽培講習会や収穫感謝祭、農園作りコンテストなどを実施されており、有機野菜の購入だけでなく、ゴボウなどの有機野菜の収穫を体験するために甘楽町を訪問している。

さらに、甘楽町有機野菜研究会はコンポストを使って「レンゲ」を育て、そのレンゲを使って「レンゲ米」という商品開発につなげた。レンゲを育てたことがきっかけとなり「レンゲ祭り」を開催することが可能となり、このレンゲ祭りに多くの北区区民も参加しており、甘楽町への訪問機会が増える結果となった。



図 III-36 甘楽北部ほ場整備内の田んぼで行われるレンゲ祭り

出典：甘楽町 HP

③ 今後の展開と課題

平成24年度からは有機農業研究会との連絡業務等が北区からNPO法人北区リサイクラー活動機構に委託される予定である。その結果、北区リサイクル清掃課はコンポスト製造に関する部分のみ担当することとなる。

有機農業研究会のメンバーが減少しており、また高齢化という問題がある。今後も、今と同量のコンポストを受け入れてくれるかわからない。

また、活動機構メンバーおも高齢化しており、委託業務増加に伴う人員手配等に課題がある。

活動機構の財源確保も大きな課題であり、特に、有機野菜の販売は季節の影響を受けやすく、採算がとれない。

(3) 「世田谷・川場区民健康村による交流」(東京都世田谷区)

○事業の概要

世田谷区と群馬県川場村は、都市と農村との交流を通して、自然とのふれあいや人との出会いを大切にしながら、相互の住民と行政が一体となって“村”づくりを進めていこうという趣旨で、昭和56年に「区民健康村相互協力に関する協定(縁組協定)」が締結された。

区民健康村とは、都会で望めなくなった豊かな自然の恵みに触れながら、地元の方々と相互に協力して都市と山村の交流を深めていくことを目的とした「第二のふるさと」という位置づけである。澄んだ空気、清らかな流れ、豊かな緑に囲まれた自然の中で、ゆったりとした時を過ごしたり、地元村民との交流を深めるなどの活動拠点として「ふじやまビレジ」「なかのビレジ」がある。

なお、健康村で行う事業や施設の維持運営等については、指定管理者である世田谷川場ふるさと公社が行っている。

○世田谷区の概要

世田谷区は東京23区中の西南端にあり、東は目黒区・渋谷区、北は杉並区・三鷹市、西は狛江市・調布市、南は大田区とそれぞれ接し、さらに多摩川をはさんで神奈川県川崎市と向かい合っている。

東京23区の中では大田区に次いで2番目の面積となっている。

人 口	840,810 人 (H24.02.01 現在)
世 帯 数	437,146 世帯 (H24.02.01 現在)
面 積	58.08k m ²
位 置	

出典：世田谷区 HP

① 交流事業の概要

○交流の経緯

世田谷区内では、北は北海道から南は沖縄まで全国の多くの自治体と、ふるさと区民まつりや各商店街主催のイベントなどでの物産展や、小学校の相互交流学習などの交流が行われている。

また、自治体交流の一環として、区の物産と交流自治体の特産品をあわせて新しいメニュー開発を行う「食文化の交流」も行われており、群馬県川場村（ぎんひかりのスモークムニエルバターソース～大蔵大根のグラッセ添え～）、新潟県十日町市（妻有ポークと大蔵大根の豚トロ丼）、島根県隠岐の島町（白バイ貝と大蔵大根の塩焼きそば）の3市町村と交流事業を展開している。

特に群馬県川場村とは都市と農村との交流を通して、自然とのふれあいや人との出会いを大切にしながら、相互の住民と行政が一体となって“村”づくりを進めていこうという趣旨で、昭和56年に「区民健康村相互協力に関する協定（縁組協定）」を昭和56年に締結している。

その後、昭和61年4月に世田谷区民健康村が開設された。

○区民健康村の概要

区民健康村とは、都会で望めなくなった豊かな自然の恵みに触れながら、地元の方々と相互に協力して都市と山村の交流を深めていくことを目的とした「第二のふるさと」という位置づけである。澄んだ空気、清らかな流れ、豊かな緑に囲まれた自然の中で、ゆったりとした時を過ごしたり、地元村民との交流を深めるなどの活動拠点として「ふじやまビレジ」「なかのビレジ」が設置された。

なお、健康村で行う事業や施設の維持運営等については、指定管理者である世田谷川場ふるさと公社が行っている。世田谷区とふるさと公社との間では、「健康村推進会議」という幹事会を月1回開催しており、交流事業内容の確認・検討を行っている。また、ふるさと公社は宿泊者などに対してアンケート調査や意見交換を実施しており、その結果をプログラム修正に反映している。

【(株)世田谷川場ふるさと公社の概要】

世田谷川場ふるさと公社は、区民健康村づくり事業の推進役として、施設の維持管理や利用者サービスに柔軟迅速かつ現実的に対応できることおよび様々な活動へのニーズに柔軟に対応する組織であることが求められ、

- (1) 行政の補完的役割を果たす団体として、公益性の高い分野のサービスを提供する。
- (2) 事業実施の適正な受け皿として、運営の簡素化、効率化、労働力の有効な活用を図る。
- (3) 地場産品の掘り起こしと活用、地元雇用の拡大を図る。

ことを目的に、世田谷区と川場村の両自治体の共同出資により設立された。

表 III-18 株式会社世田谷川場ふるさと公社の会社概要

商号	株式会社 世田谷川場ふるさと公社
設立年月日	昭和 61 年 4 月
所在地	群馬県利根郡川場村大字谷地 1320 番地
資本金	4,000 万円
 	
	<p style="text-align: center;">ふじやまビレジ</p> <p style="text-align: center;">なかのビレジ</p>

出典：株式会社世田谷川場ふるさと公社 HP

表 III-19 株式会社世田谷川場ふるさと公社の沿革

昭和 54 年 4 月	世田谷区基本計画の重点プロジェクトの一つに区民健康村づくり計画を位置づける
昭和 56 年 11 月	世田谷区と川場村との間で、区民健康村相互協力協定締結
昭和 61 年 4 月	(株)世田谷川場ふるさと公社設立 世田谷区民健康村「ふじやまビレジ」と「なかのビレジ」開設
平成 4 年 1 月	世田谷区・川場村縁組協定 10 周年記念事業「友好の森」事業に関する相互協力協定締結
平成 5 年 3 月	川場村てんぐ山公園(野球場兼サッカー場等)開設
平成 7 年 4 月	友好の森事業「やまづくり塾」開始
平成 11 年 6 月	友好の森事業の拠点施設「森のむら」「森の学校」開設
平成 13 年 8 月	区民健康村利用者 100 万人を達成
平成 17 年 7 月	新たな交流事業共同宣言 「やまづくり塾」「農業塾」「茅葺塾」「川場村農産物のブランド化」「後山整備」の 5 事業を展開
平成 18 年 4 月	指定管理者として選定(3 年単位)
平成 21 年 4 月	指定管理者更新(3 年間)
平成 23 年 4 月	「やまづくり塾」と「茅葺塾」を再編成し「里山塾」をスタート

出典：株式会社世田谷川場ふるさと公社 HP

○里山塾

かつての農山村の人々は生活の一部として里山からの恵みを上手に活用し、木材生産林、屋根材としての共同草地からの茅、旬の食材としての山菜きのこ、木質燃料など里山からの恵みが生活に密着していた。そのような里山の知恵と作法を受け継ぎ、そして大切な自然環境を荒廃させないためにも、区民と村民が協働して健全な里山環境の育成・保全、さらに育てた素材の上手な活用方法などを楽しく学ぶことを目的に、里山塾が開催されている。

里山塾には、親子で森林に親しむ体験「体験教室」、里山ならではの様々な知識や基礎技術を学ぶ「養成教室」の二つのプログラムが用意されている。

里山塾の主なフィールドは、「なかのビレジ」の裏山にある約80haの『友好の森』であり、利根川の上流域の川場村と、その水を享受している下流域の世田谷区の両住民が、共に汗して森を守り、育てるところであり、学び、遊び、そして憩うための森として管理されている。

表 III-20 里山塾のプログラム概要

プログラム	概要
体験教室	<p>身近にある里山でいろいろなことを体験し、楽しむ教室。</p> <p>川場村を舞台に自然体験や森林作業体験、森の恵みや豊かさを感じる企画が用意されている。</p> <p>開催時期は7月（ホタル、ブルーベリー摘み）と3月（残雪と芽を出し始めたフキノトウ）。</p> <p>【参加費（交通費別）】 大人 6,700円 小人 5,500円。 （宿泊、食事、保険代等含む）</p> 
養成教室	<p>人の手がいらなくなると次第に荒れてしまう里山を、様々な知識や基礎技術、そして多くの人々が協力しながら1年間で学び、楽しみ、体験できる教室。</p> <p>講師陣には大学（東京農業大学）の教員をはじめ、さまざまな専門家や技術者、地元の方々が担当。</p> 

出典：株式会社世田谷川場ふるさと公社HP

○こども里山自然学校

こども里山自然学校は、世田谷区と川場村の小学生4年生から中学生までを対象に、夏休みと冬休みの年2回開催されている。

こども里山自然学校では、森や川に生息する生き物探しや、自然散策、森林体験、夜の森を歩くナイトハイクや農作業体験など、生活環境の違う同世代の子どもたちが生活を共にし、共通の体験をすることを中心に実施されている。特に森林に親しみながら里山に暮らす人々との交流を深めるプログラムづくりが実施される。

表 III-21 こども里山自然学校のプログラム概要

プログラム	概要	
夏の教室	<ul style="list-style-type: none"> ●実施日：毎年8月、4泊5日 ●内 容：自然散策・下草刈り体験・農家体験・ナイトハイク・屋外宿泊体験など ●参加費 小学生：23,900円（宿泊・食事・保険代・交通費含む） 中学生：29,800円（宿泊・食事・保険代・交通費含む） ●定 員：50名 	
冬の教室	<ul style="list-style-type: none"> ●実施日：毎年12月、3泊4日 ●内 容：自然散策・間伐体験・ナイトハイク・雪遊びなど ●参加費 小学生：18,800円（宿泊・食事・保険代・交通費含む） 中学生：23,600円（宿泊・食事・保険代・交通費含む） ●定 員：50名 	

出典：株式会社世田谷川場ふるさと公社HP

なお、世田谷区立小学校の5年生については、毎年、“移動教室”で群馬県川場村を訪問し、「なかのビレジ」「ふじやまビレジ」で2泊する事業が実施されている。

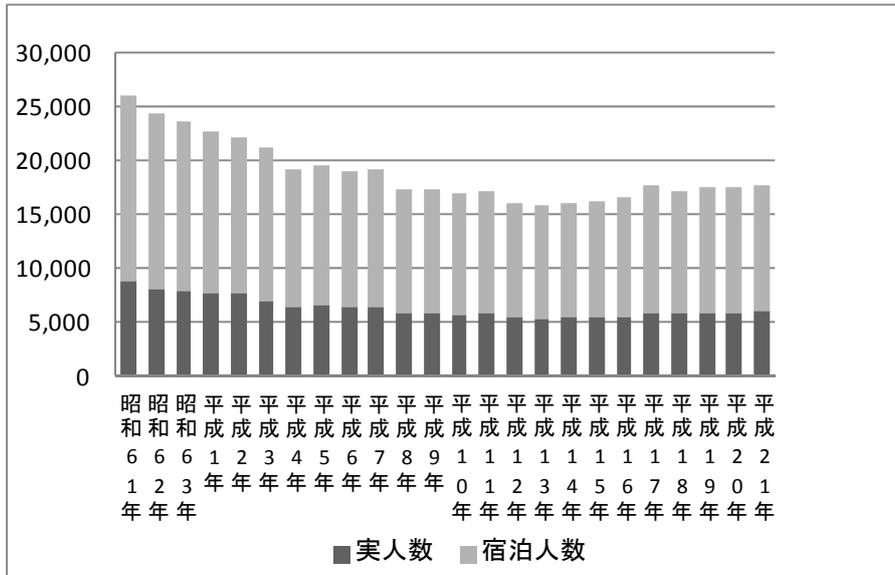


図 III-37 移動教室の実績 (単位：人)

出典：株式会社世田谷川場ふるさと公社

○日帰りバスツアー

夏はブルーベリー、秋はブドウにりんごと季節に応じた果物の収穫などを行う、日帰りのバスツアーが開催されている。ツアーでは必ず「道の駅田園プラザ」に立ち寄る。田園プラザでは周辺で採れた新鮮な野菜の買物が楽しみ、地元の食材を活用した昼食が提供されることもあって、ツアーは非常に参加者が多い。また、健康村の施設では温泉入浴もできるようになっている。

表 III-22 日帰りバスツアーのプログラム概要

年 6 回程度	<p>●参加費 大人 7,000 円・小人 5,500 円 (バス代・昼食代・入浴代・収穫代・保険代)</p> <p>●定員 各日程 45 名 (抽選) 最少催行人数 25 名</p>	
---------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

出典：株式会社世田谷川場ふるさと公社 HP

○世田谷区民健康村への来訪者数

一般区民による宿泊者数は、平成8年の約5万人をピークに減少傾向にあるが、現在でも年間4万人以上が宿泊しており、利用頻度は非常に高い。これは川場村への交通アクセスが優れていることと、宿泊施設が安いことも理由として挙げられる。

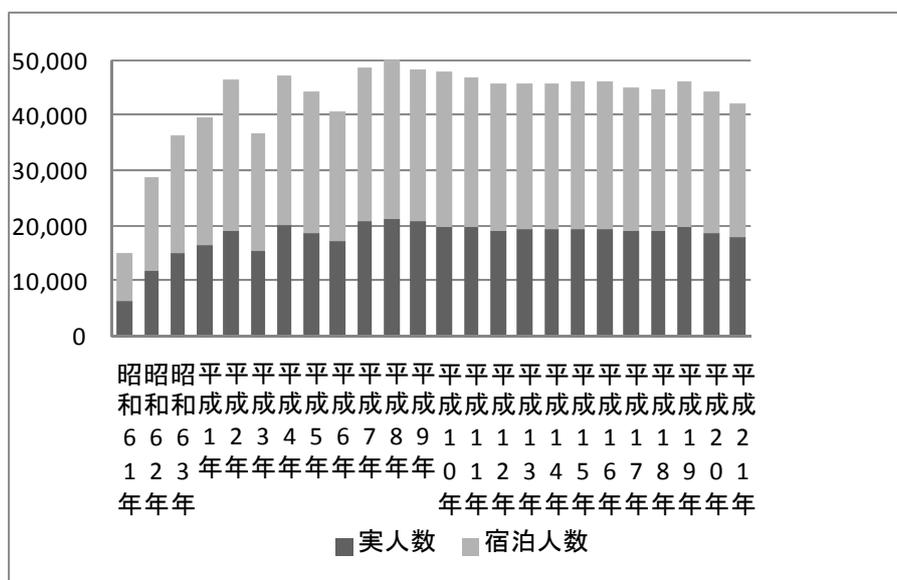


図 III-38 宿泊施設の利用実績 (単位：人)

出典：株式会社世田谷川場ふるさと公社

表 III-23 健康村の通常宿泊費用 (区民、5月1日～10月31日の期間)

大人(中学生以上)			小人(小学生)			幼児(食事付)	
施設利用料	夕食代	朝食代	施設利用料	夕食代	朝食代	夕食代	朝食代
2400円	1600円	700円	1200円	1600円	700円	1000円	300円
4700円			3500円			1300円	

(注意) ふじやまビレッジのみ1泊につき入湯税150円(大人)が加算される

出典：株式会社世田谷川場ふるさと公社HP

また、世田谷区民健康村健康村への日帰り訪問者数(他地域からの施設を含む)は3,999人(平成21年、ピークは平成12年の5,885人)となっており、そのうちの20.3%が世田谷区民となっている。

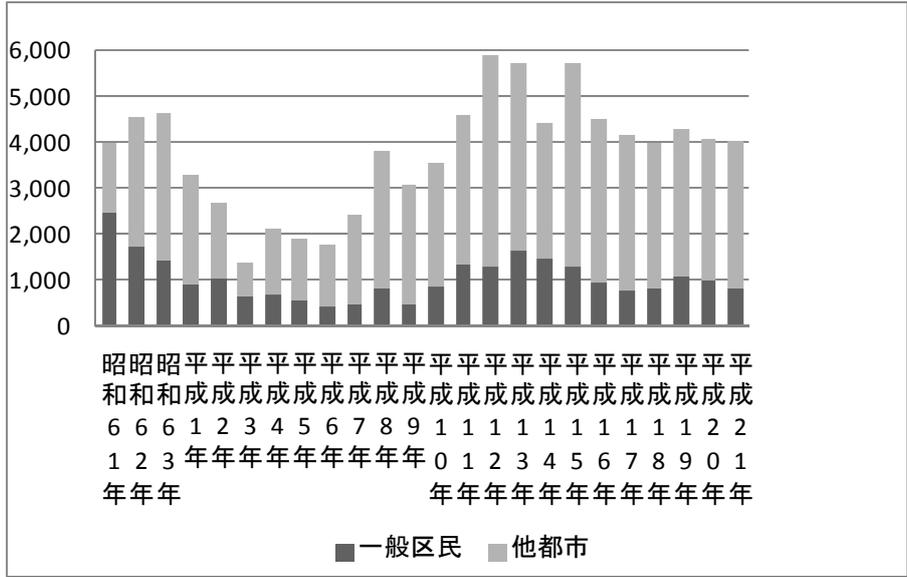


図 III-39 宿泊施設の利用実績（単位：人）

出典：株式会社世田谷川場ふるさと公社

② 交流支援が都市側の住民に与えたインパクト・メリット

○継続できる体制づくり

世田谷区は川場村と共同出資の世田谷川場ふるさと公社を設立し、区民健康村づくり事業についての業務を委託している。しかし、世田谷川場ふるさと公社とは定期的に事業内容についての打合せ等を行っており、意思の疎通が常に図られる仕組みが構築されている。

区民健康村で実施される事業については、基本的には世田谷川場ふるさと公社主導で業務が行われている。世田谷区はホームページや広報誌などで、里山塾やバスツアーなどのイベント開催情報を区民に提供するのが役割となっている。そのため、世田谷区（職員）にとって大きな負担とはなっていない。つまり、世田谷区民健康村交流事業は、当初から公社を設立し、世田谷区と川場村と世田谷川場ふるさと公社の3者が役割分担しながら、事業を進めてきたことが、30年にわたる交流の継続につながっている。

○災害時における援助

また、川場村との交流を活用して、数年前から世田谷区職員の新人研修が健康村で実施されている。以前は川場村との縁組協定を知らない区職員も存在していたが、研修を行うことで相互交流が進み、職員の意識喚起にも寄与している。例えば今回の東日本大震災の時も、川場村から連絡があり、いざというときは区民健康村に被災者を受け入れる体制が構築されていた。

なお、世田谷区と川場村の間では、平成7年に「災害時における相互援助協定」が締結されている。

災害時における相互援助協定書

世田谷区（以下「甲」という。）と川場村（以下「乙」という。）とは区民健康村相互協力協定の精神に基づき、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の援助に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかの地域で災害が発生した場合において、被災地独自では十分な応急対策等が実施できない場合に、相互に援助協力することにより、被災地域の応急対策等を円滑かつ迅速に実施することを目的とする。

（要請）

第2条 甲及び乙は、応急対策等に必要な物資、機材（以下「応急物資」という。）、及び職員等について自ら十分な調達ができない時は、連絡担当課を通じて、相手方に対し、必要事項を示して援助を要請するものとする。

(協力)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その内容に従って可能な限り応急物資を供給し、応援職員等を派遣するものとする。

(援助内容)

第4条 前条の規定により、甲又は乙が供給する援助内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 食糧品
- (2) 生活必需品
- (3) 被災者の収容のための施設
- (4) その他応急対策用資機材及び応援職員等

(応急物資等の輸送)

第5条 応急物資及び応援職員等の輸送は、援助する側が行うものとする。ただし、双方協議により相手方に依頼し又は分担することができる。

(連絡担当課)

第6条 相互援助のための連絡担当課（甲においては生活文化部区民健康村・ふるさと交流課、乙においては企画課）は、年1回の連絡会議を開くこととし、災害が発生したときは、速やかに情報交換を行うものとする。

(ボランティアへの支援)

第7条 甲及び乙は、区民健康村相互協力協定の趣旨に鑑み、個人又は団体から援助の申出があった場合は、その内容を把握整理し、適切な支援が図れるよう努めるものとする。

(啓発事業への協力)

第8条 甲及び乙は、それぞれが実施する防災啓発事業に積極的に協力するものとする。

(経費の負担)

第9条 供給援助に要した経費（輸送費を含む。）の負担は、双方協議のうえ定めるものとする。

第10条 この協定の解釈について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、双方協議のうえ決定するものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成7年7月29日から施行する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各一通保有する。

平成7年7月29日

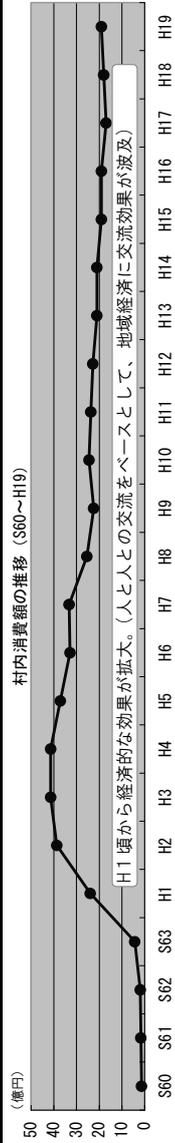
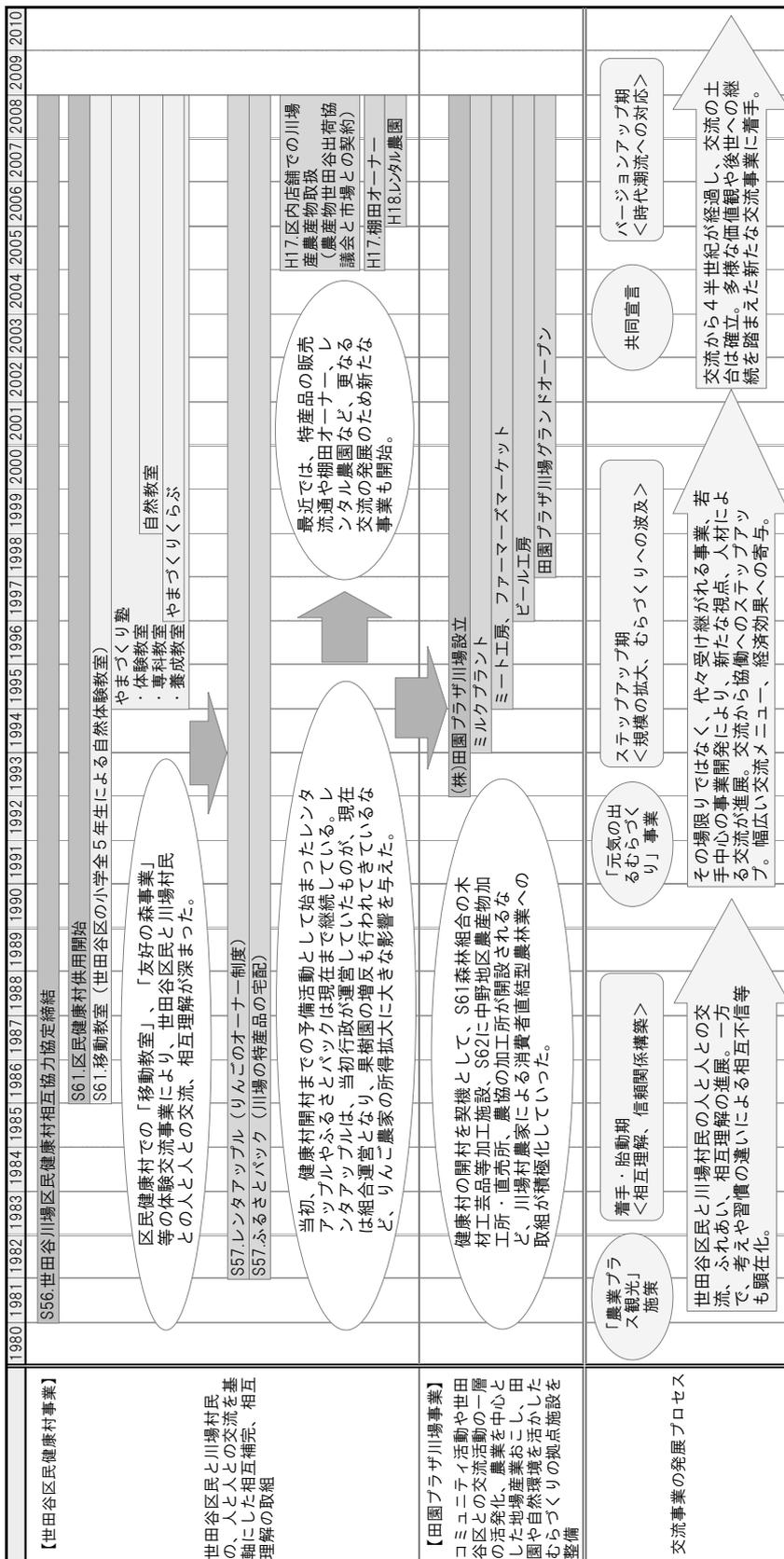


図 III-40 世田谷区と川場村の交流の経過

出典：国土交通省「平成20年度都市農山漁村連携交流推進調査報告書」（平成21年3月）

○大学との連携

交流支援事業があることで、大学等の研究機関との交流も行われている。特に東京農業大学（宮林教授）の研究室は当初から里山塾に関与しており、毎年スタッフとして学生が参加する（カリキュラムとなっている）など、交流事業を支援している。学生は「リーダー」となり、現地でのプログラムに参加している。

○区民健康村の利用頻度

健康村の施設としてふたつの宿泊施設が整備されているが、両施設とも利用頻度は非常に高い。これは、世田谷区の小学校5年生が移動教室で必ず利用することや、里山塾等の世田谷川場ふるさと公社が実施しているイベントの参加者だけでなく、多くの一般区民が利用していることも大きい。このことから、世田谷区民にとって川場村が「第二のふるさと」として定着していることがうかがえる。

なお、世田谷区の経済的負担は決して小さくはない。その理由として、ふたつの宿泊施設の維持管理費用が大きいことが挙げられる。特に、「安全・安心」という視点からの耐震補強などの費用負担が大きな割合を占めている。しかし、特定の世田谷区だけでなく、一般区民により利用状況も高いことから、行政としては安心して事業を継続することができる状況となっている。

○区内イベントの活性化

また、交流事業を行っているため、世田谷区内の催し（お祭りなど）では川場村の特産品が販売されている。なお、物産販売には川場村から地元の業者がやってくるが、物産販売のために金銭的支援などは全く行っていない。区内で年間約50回程度の物産販売が実施されており、特に多くの区民が集まる世田谷区民祭りや梅祭りでは、区民からの評判も高い。

○区内イベントへのボランティア参加

近年、里山塾の修了生を中心とした「やまづくりクラブ」という組織が設立された。「やまづくりクラブ」は、里山塾（茅葺塾）で学んだ技術を活用し、区内の古民家（2カ所）の屋根全面葺き替え工事や砦クライנגルテンの丸太小屋づくりなどの活動に、ボランティアとして参加・協力している。

○参加のしやすさ

里山塾やバスツアーなどは、世田谷区のホームページや広報誌などで情報提供されるが、主催者は世田谷川場ふるさと公社であり、企画によっては最小人数の設定があるものの、ほとんどの企画は開催される。つまり、区民からすれば、参加機会が非常に多く設定されており、参加したい時に参加可能となっている。

また、毎週土曜日・日曜日と夏休み・冬休み・春休みの毎日になると、世田谷区役所から健康村への直通シャトルバスが運行されており（宿泊予約した区民のみ、また利用人数が10名以下の場合には運行されない）、健康村に行きやすい環境も提供されている。

公社のイベントの中では、里山塾などの「宿泊」を伴うイベントの人気の高い。これは、参加費用が低くおさえられていることと、里山塾の講師として参加された地元の方とお酒などを飲みながらの交流ができることが人気の理由となっている。

○交流事業後の交流

里山塾を修了した区民の中には、個人で川場村を訪問し交流を深めている例もあるが、個人としての活動には限界がある。そうした経緯もあり、里山塾修了生を中心とした「やまづくりクラブ」が設立され、世田谷川場ふるさと公社のイベントとは関係なく、川場村を訪問し地元の方との交流を楽しむ機会が設けられている。また、里山塾のスタッフとして里山塾を支える側にまわるなど、継続的に参加できる環境の構築が進められている。

○区民への意識啓発

小学校5年生は移動教室で必ず区民健康村を訪問するが、移動教室の前に川場村を学ぶための総合的学習授業を行っている。世田谷区と川場村の交流の経緯や歴史などを学ばせ、児童に「第二のふるさととしての川場村」を認識させることが可能となっている。

また、世田谷区では新設校である千歳台小学校と川場村の川場小学校の学校間交流があり、冬に川場村を訪問、スキー合宿やホームステイを実施している。この交流は平成21年で25周年を迎えている。

③ 今後の展開と課題

世田谷川場ふるさと公社への委託料は年間約3億円となっているが、これには川場村に設置した宿泊施設等の維持管理費が含まれる。特に、安全・安心対策として数年に一度は修繕が必要なため、費用負担が大きくなっている。しかしながら、特定区民だけでなく一般区民の利用も多い事から、今後も世田谷川場ふるさと公社に業務委託し、事業を継続する予定である。

区内ではイベント時に川場村物産販売が実施されているが、「アンテナショップ」は実施されていない。区議会でもアンテナショップの導入についての質問があったが、費用対効果を考えると、世田谷区が中心となって実施できない状況である。実際、川場村（個人の会社）から区内商店街の紹介依頼があり、世田谷区役所近くの松蔭商店街を紹介したが、アンテナショップ開設には至っていない。

今後の課題としては、事業で出来た「もの」を製品化することが挙げられる。例えば里山塾の養成教室では「茅」作りやその活用についての技術を身につける教室が実施されているが、川場村や世田谷区の古民家の屋根に活用する程度の活動状況であり、「製品化」には至っていない。

また、現在は区の広報誌を用いて事業紹介や参加者募集を行っている。広報は新聞の折り込み広告として配布されているが、新聞をとらない世帯も増加しており、全ての世帯に届けるには限界がある。小学生の子供がいない世帯や世田谷区への転居世帯など、川場村との交流事業を知らない区民も存在しており、それら区民への情報提供が課題となっている。

(4) 「ふるさと友好都市」(東京都狛江市)

○事業の概要

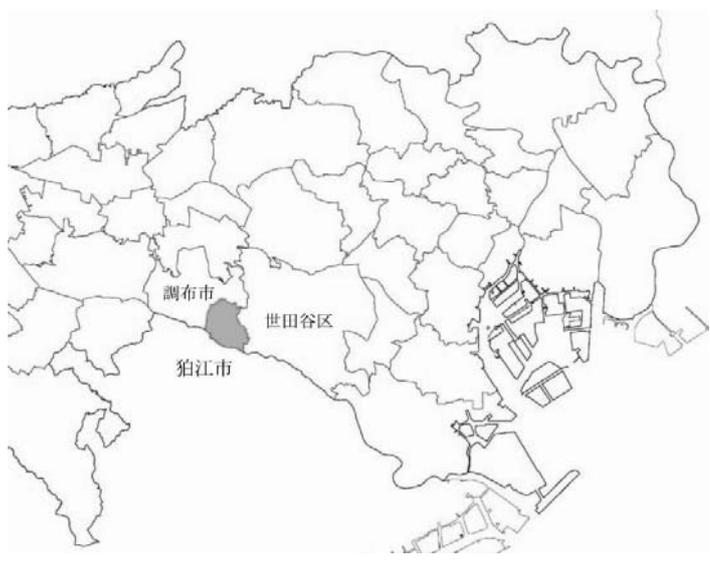
東京都狛江市では、新潟県長岡市川口地域(旧川口町)と「ふるさと友好都市」を昭和62年に締結し、狛江市で毎年開催される市民祭りで川口地域の物産販売を行う等の交流を進めてきた。また、川口地域の物産を販売する「ふるさと友の会」の募集が毎年行われており、多くの市民が利用している。

近年は、子供向けの「ふるさと交流キャンプ」事業と大人向けの「よりあっこ」事業を中心に交流が進められている。

○狛江市の概要

狛江市は、東京都下の多摩丘陵の東南端多摩川沿岸に位置する。東は世田谷区、西及び北は調布市、南は多摩川をはさんで神奈川県川崎市に接している。市の面積は東京都の市の中では最も小さく、埼玉県蕨市に次いで全国で2番目に小さい市となっている。

新都心新宿から電車(小田急線)で南へ20分の位置にあり、東京都区部のベッドタウンとしての一面を有している。

人 口	76,800 人 (H24.02.01 現在)
世 帯 数	38,325 世帯 (H24.02.01 現在)
面 積	6.39k m ²
位 置	

出典：数値は狛江市HP

○新潟県長岡市川口地域の概要

長岡市は新潟県の中央部に位置し、南北を貫流する信濃川を軸に海、川、山と多彩な自然環境に囲まれている。

平成 17 年度の周辺 9 市町村との合併により人口が約 28 万人となり、新潟県初の特例市となった。旧川口町は平成 22 年 3 月 31 日に長岡市に編入合併した。

	長岡市	川口地域
人 口	281,954 人 (H24.02.01 現在)	1,516 人 (H24.02.01 現在)
世 帯 数	101,284 世帯 (H24.02.01 現在)	4,954 世帯 (H24.02.01 現在)
面 積	890.91k m ²	50.03k m ²
位 置		

出典：長岡市 HP

① 「ふるさと友好都市」の概要

○交流の経緯

昭和 59 年度に始まった農林水産省の「都市と農村の交流促進事業」に当時の川口町が新潟県で唯一の指定を受けていたが、川口町は特定の都市との交流を強く望んでいた。

こうした川口町の取組みを知っていた、川口町出身で狛江市在住市民が川口町との交流を狛江団地自治会に提案し、住民交流が始まった。昭和 60 年には、住民交流に行政間の交流が加わることとなり、狛江市から川口町への視察が実施された。

狛江市は、豊かな自然や多摩川があることから「水と緑の住宅都市」を目指していたが、川口町視察の結果、狛江市民が求める自然が豊富であること、雪国の体験ができること、スポーツ・宿泊施設が完備されていること等が要因となって、昭和 62 年 7 月 25 日（川口町の町制施行 30 周年）に「ふるさと友好都市」提携の調印式が行われ、両市町の交流が本格的に始まった。

さらに、昭和 63 年には「川口町と狛江市との災害時における相互援助に関する協定」を締結し、消防団の研修や川口町・狛江市の交互で物資輸送等の訓練を行うことで消防団同市の信頼関係が構築され、相手地域の地理的条件の把握も行っていった。この結果、平成 16 年 10 月に発生した新潟県中越地震では、川口町周辺の主要道路が寸断されていたにもかかわらず、土地勘のある消防団を中心とした狛江市の応援隊が川口町の被災地に最も早く到着することができた。

川口町と狛江市との災害時における相互援助に関する協定

川口町（以下「甲」という。）と狛江市（以下「乙」という。）とは、ふるさと友好都市提携の精神に基づき、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の援助に関し、次のとおり協定する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかに非常災害が発生した場合において、応急対策等の相互援助に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲又は乙は、応急対策等に必要な物資、器材（以下「応急物資」という。）について、被災地域において十分な調達ができないときは、他方に対し応急物資の種類、数量、輸送方法その他必要な事項を示して、供給援助を要請することができるものとする。

（協力）

第3条 甲又は乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その内容に従って応急物資を調達し、他方に供給するよう努めるものとする。

（応急物資）

第4条 前条の規定により、甲又は乙が供給する応急物資は、次に掲げるものとする。

- (1) 食糧品
- (2) 生活必需品
- (3) その他応急物資

（応急物資の輸送）

第5条 応急物資の輸送については、供給を要請した側が行うものとする。ただし、特別の理由により要請した側において輸送が困難な状況にある場合は、協議によりその輸送を他方に依頼することができる。

（経費の負担）

第6条 応急物資の供給に要する経費（輸送費を含む。）は、当該供給を要請した側が負担するものとし、その額については双方で協議して定める。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項で特に必要が生じたときは、双方で協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

昭和63年7月30日

○ふるさと交流キャンプ

狛江市の小学生（4～6年生）が川口の豊富で雄大な自然を、川口の子供達や大人と一緒に体験し、健全育成を図る事業である（平成18年度～20年度までは「ふるさと自然体験塾」）。平成20年度までは狛江青年会議所に委託されていた。

この事業のきっかけは、平成17年に東京都市長会が「次世代を担う子供達の育成～玉子供体験塾への招待状～」という、新たな政策提言を行ったことである。平成18年度から子供達に様々な感動体験を提供し、この体験を通して子供達が夢と希望とたくましさを育むことができるように「ふるさと自然体験」事業が開始された。

平成21年度からは、事業コンセプトは同じであるが事業名を「ふるさと交流キャンプ」に改め、委託先を社会福祉法人雲柱社（児童センター管理）として展開している。

【事業目的】

都市化の進展、核家族化と少子化、家族形態の多様化、インターネット・携帯電話の普及などを背景に、子供達の遊びの時間・空間・仲間が減ったことや様々な人々、自然との出会いやふれあいが減り、子供達が社会性や自立性を学ぶ機会が減少しています。

次世代を担う子供達には「自分を表現する力」や「自分で判断し行動できる力」、自身の夢や希望にむかって自らの人生を切り開いていく「たくましさ」を身に付けること、また、子供達一人ひとりが自分を大切にするとともに、他人を大切に「思いやりの心」や「感性の豊かさ」が欠かせません。

そこで、ふるさと友好都市川口町（現、長岡市川口地域）の豊富で雄大な自然に触れ、様々な体験をすることにより、社会性や自立性を育み、感性を磨き、自然や生命の尊さを感じ取りながら、夢と希望とたくましさを育むことを目的とし、本事業を実施しています。

【実施内容】

狛江市の子供達が川口地域の子供達と一緒に、川口地域内で様々な自然体験を行う。（キャンプ、川遊び、収穫体験等）

【参加人数・参加費】

定員 30名、1万円

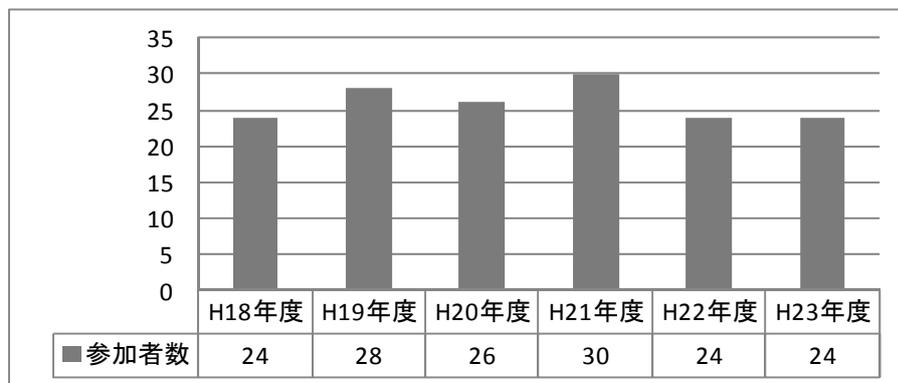


図 III-41 ふるさと交流キャンプの参加実績

出典：狛江市市民生活部地域活性化課市民活動推進係の資料

○狛江古代カップ多摩川いかだレース

狛江古代カップ多摩川いかだレースは平成2年に開始され、平成3年からは「川口町長賞」として、川口町から「ミニ米俵」を提供してもらっている。また、レース自体にも、平成12年から川口地域のチーム「游川の会」が参加している。

狛江古代カップ第21回多摩川いかだレース大会

81チームが参加、チーム・ラフティーがV10

夏の多摩川の名物行事「狛江古代カップ第21回多摩川いかだレース大会」(同実行委員会主催)が7月17日に催され、昨年を4艇上回る81の手作りいかだが強い日射しの下で水しぶきを上げながら熱いレースをくり広げた。

元冬季五輪選手の荻原次晴さんの選手宣誓で始まったレースは通称五本松から二ヶ領用水宿河原堰付近ま

で約1.3kmのコースで行われた。

参加チームは初出場が14にのぼり、狛江市内だけでなく、ふるさと友好都市の新潟県長岡市川口地域、住民交流友好都市の山梨県小菅村、多摩川流域の奥多摩町、調布市、稲城市、府中市、立川市、川崎市など多くの地域からエントリーがあった。ことしの多摩川は水量が多く、レースは順

調に進んだが、なかにはバランスを崩して転覆したり、途中でいかだが壊れてリタイアしたチームもあった。

所要時間を競うスピード部門

での注目は、チーム・ラフティーの大会初の10連覇。他のチームも連覇を阻もうと力漕したが、ラフティーは2位に1分以上の差をつけ、11分23秒でV10を達成した。

デザインやできばえを競う企画部門では、やまめの炭火焼き、黄と赤の羽を広げたフェニックス、海賊船など、アイデアをこらしたいかだが多く出場したが、ウェディングドレスなどの正装の「新郎新婦」が乗って白馬が引く馬車を作ったチーム太陽の西が大賞に輝いた。

主な結果は次の通り。
■レース部門■〈一般の部〉



①チーム・ラフティー②鶴見川育成会③奥多摩カヌークラブ《学生の部》①チビチビカンティブル②ボーイスカウト狛江第1団ボーイ隊《レディース・ジュニアの部》①プリプリカンティブル②稲六ボーイズ③稲六ビッグタディーズ5世号。

■企画部門■最優秀賞=チーム太陽の西、優秀賞=多摩源流1号、企画賞=狛江六小いかだファイターズB、西生田中おやし&ボーイズ、狛江市商工会、東京土建狛江支部青年部、東京土建多摩西武支部青年部。



図 III-42 第21回多摩川いかだレースの様相

出典：平成23年8月1日号市民活動情報誌「わっこ第96号」

○よりあっこ

平成15年から4つの地域センターと川口地域の住民とが実施している交流事業。川口地域の「木沢地区」で行われていた、各々がごちそう等を持ち寄り、近隣の関わりを深めるために、よもやま話に花を咲かせ、談笑する「よりあっこ」を参考に、地域同士の付き合いやつながり、助け合い等を学び、今後のセンター運営に生かそうとしたものである。

平成21年度からはそうした交流の形を狛江市民一人ひとりに還元しようと、有志市民からなる実行委員会(実行委員は4名)を組織し、宿泊事業を展開している。一般市民が川口地域を訪問し、川口地域の郷土料理や自然散策、陶芸体験等を行って川口地域への愛着を深めている。

【事業概要】

平成 15 年、市内に四カ所ある地域センター運営協議会の研修事業の一環として始まった「よりあっこ」。名称の意味は文字通り、川口地域における隣近所の「寄り合い」から来ています。地域における進行をコミュニティ形成の基盤になるものと捉え、都市部における地域連携の希薄化の中でより良いコミュニティのあり方を模索するとともに、ふるさと友好都市としての交流の活性化を目指すものです。

平成 15 年度から平成 20 年度までを表記の通り地域センター運営協議会の研修事業として行いました。その中で一定の交流が図られ、こうした事業を地域センター運営協議会のみならず幅広く市民に還元してはどうかという意見が挙がったことから、21 年度からの事業については実行委員を公募により市民から選出し、参加対象も広く一般市民を対象としました。

【事業目的】

狛江市と新潟県川口町は昭和 62 年の「ふるさと友好都市」提携以来、文化・スポーツ・教育など様々な形で交流の歴史を築いてきました。行政間での交流だけでなく、狛江市民と川口町民が気候・風土・生活環境等の違いを超え、心と心のふれあう交流を育んできた賜物です。市民まつりや地域センターまつりでの出店やわんぱく駅伝、いかだレースへの参戦といった川口町の方々に狛江にお越しいただき、お目にかかる機会は多彩になってきたように思います。

狛江市と川口町の双方に、ふるさと友好都市としてのお互いの魅力の再発見や、より積極的な住民の目線での相互交流を図るためのあり方について試行・模索いたします。

【実施内容】

狛江市民が川口地域を訪ね、地域の方が講師となつての郷土体験プログラムへの参加や、プログラムないで作った郷土料理等を川口地域の方々と一緒に味わい、親交を深める宿泊事業。二日目には川口地域の見所などを巡り、現地への愛着を育む。

出典：狛江市市民生活部地域活性課市民活動推進係の資料

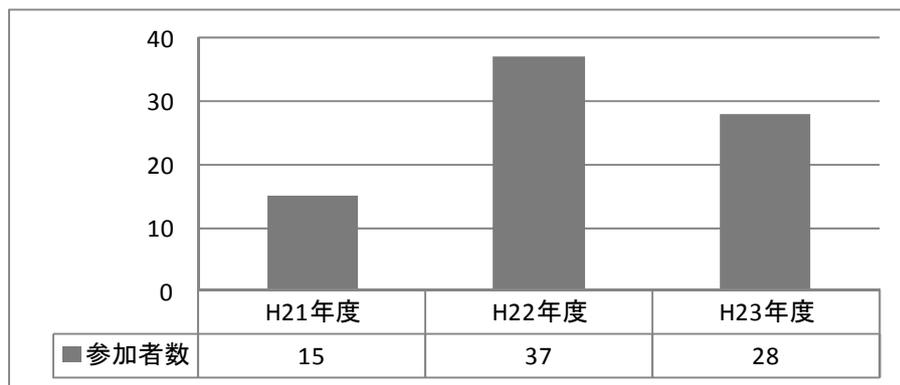


図 III-43 「よりあっこ」事業の参加実績

出典：狛江市市民生活部地域活性課市民活動推進係の資料

よりあっこ実行委員会設置規約

(目的)

第1条 狛江市民とふるさと友好都市である新潟県長岡市の住民との相互の交流及び理解を深めることを目的として住民交流事業「よりあっこ」を実施するため、よりあっこ実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) よりあっこに関する企画及び関係団体との調整並びに事業実施に関すること。
- (2) その他委員長が必要と認める事項

(組織)

第3条 実行委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 公募による市民委員4名以内
- (2) その他市長が認めた者2名以内

(委員長及び副委員長)

第4条 実行委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は実行委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 実行委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 実行委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 実行委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民生活部地域活性課において処理する。

(委任)

第8条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この規約は、市長決裁の日から施行する。

付 則（平成22年4月1日市長決裁）

この規約は、公布の日から施行し、平成22年3月31日から適用する。

出典：狛江市市民生活部地域活性課市民活動推進係の資料



よりあいつこの様子

出典：中越復興市民会議 HP

○狛江市民まつり

川口町が友好都市提携を行った昭和 62 年の第 11 回市民まつりから参加し、例年物産展を開いている。お楽しみ抽選会では例年、ミニ米俵が提供されている。

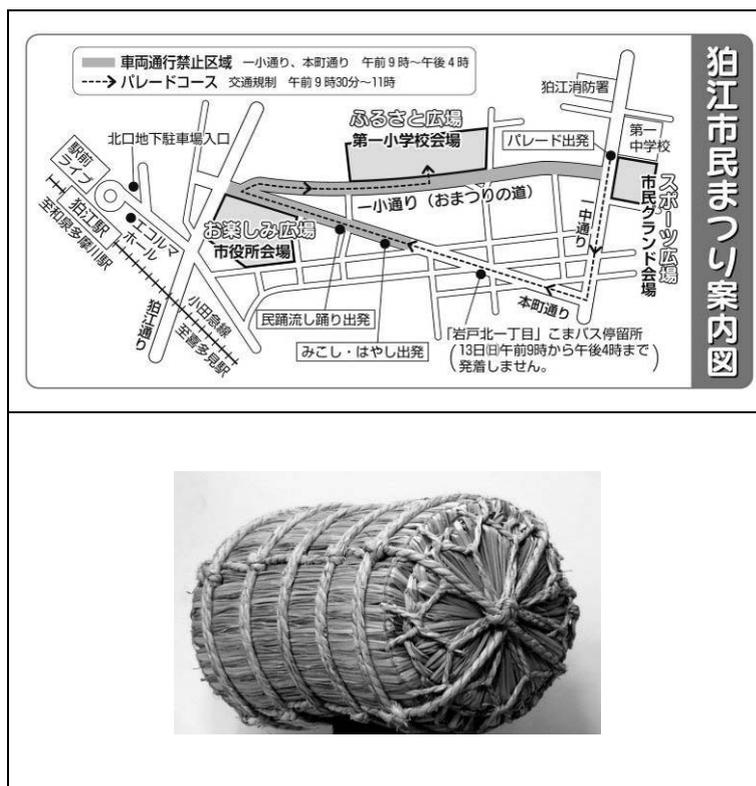


図 III-44 狛江市民まつりの開催場所と商品の「ミニ米俵」

出典：狛江市市民生活部地域活性課市民活動推進係の資料

○雪洞火ぼたる祭り（せつどうひぼたるさい）

毎年2月最終週に、川口町で実施されるイベントである。豪雪に見舞われる川口地域で、積もった雪をくりぬいて雪灯籠を作り、幻想的な風景を楽しむ。メイン会場では屋台や音楽イベント、雪積み大会等が行われ、夜には約300発の花火が打ちあがる。雪積み大会では「狛江賞」として例年景品が提供されており、狛江市職員も毎年大会に参加している。



雪洞火ぼたる祭り「雪積み合戦」の様子

出典：長岡市川口支所からのお知らせ（平成23年4月号）

○棚田オーナー制度

ふるさと友好都市交流締結20年を機に、新たな交流と平成16年に発生した中越地震復興を目的に、川口町の農家が古くから続く棚田を守るため共同で米を生産して出荷する「棚田オーナー制度」が平成19年から実施されている。棚田オーナーは狛江市民限定で募集されている。

棚田オーナーを募集しているのは平成16年10月の中越地震の震源地にあたる川口町武道窪地区である。武道窪地区では、新潟県の山間部で古くから続けられている「棚田」を守るために、平成17年秋に農事組合法人グループファーム武道窪が設立されている。

ファーム武道窪は、点在する集落の棚田を法人が所有するひとつの農場とすることで、農地の復旧や米の生産作業の個人負担を軽減し、離農者を防ぐことを目的に活動を行っている。

棚田オーナー制度の農地は約5千㎡で、50%以上の減農薬・減化学肥料で徹底した管理で米を育てるところだけに認められる、新潟県認証の特別栽培米（川口産こしひかり）を栽培している。年会費は1万円で、新潟県認証特別栽培米「川口産魚沼こしひかり」の玄米15kgが貰える他、田植えや稲刈りなどの農業体験イベントにも参加が可能となっている。



川口町武道窪地区の棚田

出典：長岡地域復興支援センターHP

○越後川口ふるさと友の会（物産通販）

越後川口ふるさと友の会では、越後ならではの「うんめえ」味を届ける物産販売を実施しており、毎年、「広報こまえ」で狛江市民に対して募集が行われている。ふるさと直送便は、お好みの特産品を選んでご注文できる「特別便（2万円）」と、季節の特産品がパックになった「普通便（1.5万円）」の2コースが用意されている。

○山菜採りツアー

川口地域の荒谷で、平成19年から毎年5月に「山菜採りツアー」が実施されている。山菜採りツアーは狛江市民限定のイベントではないが、狛江市からの参加が非常に多い。



川口地域荒谷で開催される山菜ツアー

出典：長岡地域復興支援センターHP

② 交流支援が都市側の住民に与えた影響

交流支援が都市側の住民に与えたインパクト・メリット

○住民主導による交流継続

川口地域との交流は行政主導ではなく住民主導で始まった。そのため、比較的スムーズに友好都市の構築を行うことができ、交流事業に対する市民の理解も高い。これは、川口地域が中越地震で被災地となった際に、市民の協力により多くの義援金や支援物資が集まり、他のどの自治体よりも早い支援を行うことができたことから伺える。

また、川口地域にスポーツ・宿泊施設が完備されているため、事業を実施するための初期費用も抑えることができたのも大きい。

狛江市は新宿区など東京都心部への交通利便性が高いこともあり、ベッドタウンとして発展してきた。そのため新住民も多く、住民間の交流を図ることは課題のひとつである。

その対策として市内の4つの地域センターで、川口地域における隣近所の「寄り合い」を参考に、地域同士の付き合いやつながりを深める「よりあっこ」事業を展開しており、その成果として、有志市民からなる実行委員会形式での事業実施が行われるようになってきている。実行委員会には「よりあっこ」事業に参加した市民が積極的に参加するなど、事業の成果は確実に出ている。また、実行委員会形式が定着することによって、行政の負担は多少減少された。将来的にはNPO法人が設立され、他地域のようにNPO法人に業務委託ができるようになることも期待されている。

○災害時の助け合い

平成16年の中越地震の際、発生翌日に市職員や消防団を派遣した。市民からの義援金は約19百万円も集まり、川口地域に義援金として届けられた。

また平成23年7月の新潟・福島地方豪雨の際、長岡市を支援した（市職員の派遣、土嚢袋の提供など）。短期間で1百万円の支援金が集まった。

災害時、これまでは川口地域が被災地、狛江市民が支援。逆となった場合、川口地域が支援してくれる。

○市民への多彩なサービス

川口地域との交流は、川口地域出身の狛江市民の提案から始まった。狛江市民にとって自然が豊富であることは魅力であり、また市内では体験できない雪国体験ができることも大きな魅力となっている。個人でこのような体験を行うためには「観光客」として訪問するのが一般的であるが、狛江市の交流事業を通じて参加することで、観光客としては味わうことができない体験ができるのも魅力となっている。

交流事業は日帰りよりも宿泊型のニーズが高い。これは、宿泊施設で川口地域の方々とお酒を飲みながらの「夜の交流会」を目当てにしているからであり、夜の交流会を通じて地元の方との親交がより深まる傾向が見うけられる。この関係は、一個人としては構築することは困難であり、市民にとって「よりあっこ」に参加することは大きなメリットとなっている。

狛江市民にとって、川口地域は「第二のふるさと」として定着している。4つの地域センターが中心となって、住民間交流が展開されるようになっている。

○川口地域への訪問機会

川口地域も高齢化や土地の荒廃という課題を抱えていたが、狛江市民が交流事業を通じて訪問してくれたり、棚田オーナー制度やふるさと友の会（物産通販）などを通じて間接的に支援をしてくれることで、農業振興や棚田維持、荒地整備などの効果が生じている。川口地域での活動には、定期的に多くの市民が参加しており、市民とすれば、交流事業があることによって川口地域に訪問する機会となっている。

また、「よりあっこ」事業の参加者はリピーターもいるが、新たな参加者もいるため、様々な交流ができることも受入側にとっては刺激となっている。

③ 今後の展開と課題

現在、狛江市が友好都市の関係を構築しているのは長岡市川口地域だけである。これまで順調に交流事業が展開されてきたことから、新たに友好都市の数を増やしてもいいのではないかという議論もあるが、今付き合っている川口地域とのバランスを含めて検討する必要があり、当分は増やす予定はない。

今後、行政が行っている連絡調整等を市民団体等に委ねたいと考えて、よりあいつこ個事業は実行委員会方式としているが、まだ実現するのは難しい状況である。なお、川口地域では、行政OBを中心とした団体があり、その団体との交流ができるようになることも期待される。

仮に、市民団体等に委ねる場合は、行政は資金の面でバックアップする予定である。現在もこの交流事業に対する年間経費は200万円以下であり、それほど大きな負担とはなっていない。

また、参加者の高齢化も課題のひとつであり、40歳代や30歳代も参加できるイベントを企画しなければならないと考えている。

(5) 「壁新聞を通じた被災地との交流」(神奈川県相模原市鶴の台小学校)

神奈川県相模原市は、市内に「宇宙航空研究開発機構（JAXA）宇宙科学研究本部相模原キャンパス」があり、同様に JAXA の研究施設が立地している都市（相模原市を含めて 4 市 2 町）の間で、「銀河連邦共和国」という仮想組織を構築し、子どもたちの留学交流事業を始め、スポーツ交流や経済交流、銀河連邦サミット・フォーラムの開催などを通じて友好を深めている。

銀河連邦には、東日本大震災で被災地となった岩手県大船渡市も参加しており、被災地支援の一環として、相模原市立鶴の台小学校と大船渡市立大船渡小学校の間で壁新聞を通じた交流が行われた。

○相模原市の概要

相模原市は、神奈川県内では横浜市、川崎市について人口規模を擁する都市であり、2010 年 4 月に政令指定都市となっている（全国 19 番目）。緑区、中央区、南区の 3 区で構成されている。

市内には大学が多く、周辺都市の大学も相模原市内の駅を最寄り駅とする場合もあり、さらに多数の大学が立地する八王子市への交通利便性が良いため、学生が多いのが特徴である。また、JAXA 宇宙科学研究所相模原キャンパスがあり、日本の宇宙科学の研究拠点としても知られる。

人 口	719,490 人 (H24.02.01 現在)
世 帯 数	306,972 世帯 (H24.02.01 現在)
面 積	328.83k m ²
位 置	

出典：相模原市 HP

○鶴の台小学校の概要

鶴の台小学校（相模原市南区旭町 24-5）は昭和 47 年に開校し、全児童数 727 人全クラス数 25 学級の小学校である（2011 年度）。

「壁新聞づくり」は 5 年生（126 人、4 学級）と 6 年生（126 人、4 学級）が取り組み、大船渡小学校に渡された。

○大船渡市の概要

大船渡市は、岩手県陸前高田市や宮城県気仙沼市とともに三陸海岸南部の代表的な都市のひとつである。

三陸町との合併を機に、JAXA 研究施設のある相模原市など国内 6 市町で構成する「銀河連邦」に属し、人材育成、観光物産振興などを目的とした都市間交流事業を積極的に展開している。

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災により、死亡者 340 人、行方不明者 84 人という大きな被害を受けた。

人 口	39,548 人 (H24.02.29 現在)
世 帯 数	306,972 世帯 (H24.02.29 現在)
面 積	323.30k m ²
位 置	

出典：大船渡市 HP

○大船渡小学校の概要

大船渡小学校（岩手県大船渡市大船渡町字笹崎 67-1）は明治 6 年に開校し、市内では 2 番目に古い歴史ある小学校であり、全児童数 269 人全クラス数 12 学級の小学校である（2010 年度）。

大船渡小学校は海岸線の近くに立地していたため津波が到来し、一部損壊の被害を受けたが、奇跡的に児童教員は無事だった。

① 「壁新聞交流」の概要

○壁新聞による交流

鶴の台小学校では、2011年度からの「新学習指導要領」に対応した授業の一環として、新聞を教材として活用する授業（Newspaper in Education、略称 NIE）に取り組んでいた。

震災後、5年生と6年生を対象とした授業で、東日本大震災で祖母を失った女子大生に関する新聞記事を取り扱った。その授業以降、東日本大震災の被災地を知る授業を行うこととなり、その対象地として銀河連邦のメンバーである大船渡市が選ばれた。また、児童らが調べた調査結果を発表する手法として、2年生の時から学んでいる「新聞づくり」を用いることとなり、総合学習の時間を使って壁新聞が製作された。

一方、相模原市教育委員会では東日本大震災発生後、友好関係にある大船渡市への教職員を派遣し、小学校の復旧支援活動を行った。その後、被災地から戻った教員等の話を踏まえ、被災地の小学生に対する「心のケア」のあり方を模索する中で、鶴の台小学校の児童が製作した壁新聞を被災地に届けられることとなった。



大船渡小学校に届けられた壁新聞

出典：相模原市鶴の台小学校

平成 23 年 6 月、鶴の台小学校の児童が製作した壁新聞は、鶴の台小学校校長先生によって大船渡小学校に届けられた。

<参考>鶴の台小学校における NIE の取組み状況

鶴の台小学校は「特色ある学校教育研究校」として相模原市教育委員会の委託を受け、平成 20 年度から児童の言語活動充実などに取り組んでいた。

平成 22 年度には 5 年生が総合学習で取り組んできた成果を「模擬裁判」として実施した。5 年生児童はこの模擬裁判を行うために、新聞を読んで関心を持ったテーマを選ぶ、NIE が実践されていた。

NIE は日本では 1985 年に提唱され、学校に新聞を提供する NIE 実践校制度は、1989 年に始まり、2004 年には学校総数の 1%である 400 校での実践が達成されている（出典：新聞協会 HP）。

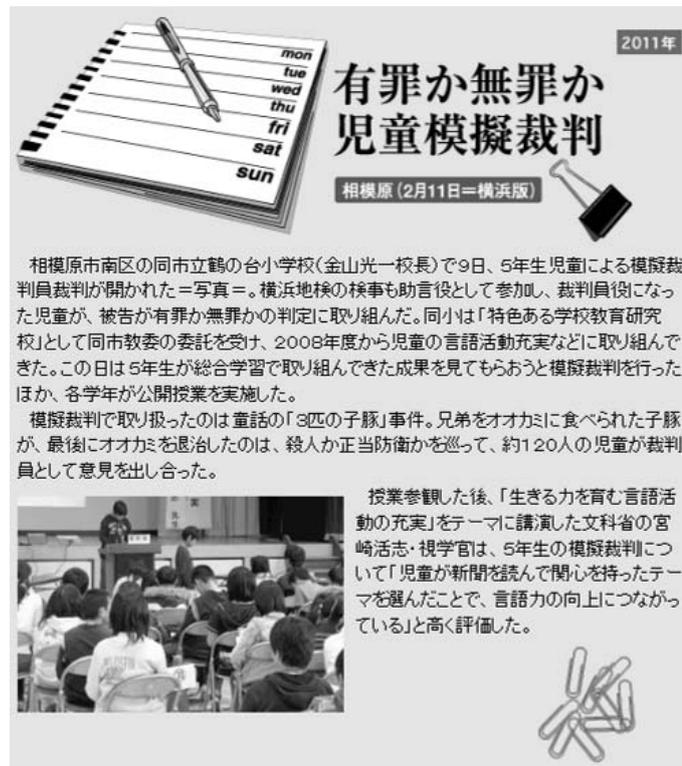


図 III-45 鶴の台小学校の取組紹介記事

出典：読売新聞 2011年2月11日記事

○相模原市での小学生交流

相模原市教育委員会は、被災した岩手県大船渡市の小学生を励ますために、大船渡市の小学生を相模原市に招待する「銀河連邦サンリクオオフナト共和国児童の体験学習」を開催した。

体験学習には、大船渡市内から6校102人の児童が訪れ、8月10日から12日までの間、相模川ビレッジ若あゆ（緑区大島）に宿泊した。

10日の入村式（歓迎セレモニー）には、相模原市教育委員会から相模原市内の小学校に対して参加要請があり、鶴の台小学校からは壁新聞を作成した5年生と6年生の児童合計40名が参加した。

歓迎セレモニーの時間は短かったものの、鶴の台小学校児童と大船渡市の小学生との間で交流が行われた。

表 III-24 銀河連邦サンリクオオフナト共和国児童の体験学習の概要

【 内 容 】	銀河連邦共和国の一員である相模原市への旅行を通して、大船渡の子どもたちに、豊かな体験を提供するとともに、被災地から離れ、集団宿泊体験活動を通して、子どもたちの心のケアの一助とします。
【 期 日 】	平成 23 年 8 月 10 日(水)から 12 日(金)まで(2泊3日)
【 対 象 】	大船渡市立小学校 6 年生(募集人数 200 人)及び引率教員
【 送 迎 】	観光バス 東北道ルート(約 10 時間)
【 日 程 】	<p>1 日目 10 日(水) 相模川ビレッジ若あゆ着、入村式(歓迎セレモニー)</p> <p>2 日目 11 日(木) 相模原市立博物館(全天周映画「HAYABUSA」鑑賞) 相模原市立博物館又は JAXA の自由見学 相模川ビレッジ若あゆでの体験活動</p> <p>3 日目 12 日(金) 退村式、相模川ビレッジ若あゆ発</p>

出典：相模原市報道提供資料（平成 23 年 6 月 30 日）



大船渡の小学生を出迎えた児童

出典：相模原市鶴の台小学校資料

○リアルタイム授業の実施

相模原市教育委員会は、平成 23 年 8 月以降、相模原市内の小・中学校の教職員を大船渡市へ派遣し、現地の学校において、授業支援や児童・生徒の心のケア、教育環境の整備など、学校支援に従事させることとなった。また、被災地における学校・地域の被害状況や防災体制についての現状を把握することにより、教職員としての資質の向上を図り、相模原市での防災体制や防災教育の向上・発展に資することも目的とされた。

表 III-25 大船渡市への教職員派遣の概要

派遣期間	派遣人数
8 月 22 日(月)～8 月 26 日(金)	中学校教職員 2 名
9 月 26 日(月)～9 月 30 日(金)	小・中学校教職員各 2 名 (合計 4 名)
10 月 3 日(月)～10 月 7 日(金)	小・中学校教職員各 2 名 (合計 4 名)
10 月 10 日(月)～10 月 14 日(金)	小学校教職員 2 名

出典：相模原市報道提供資料（平成 23 年 6 月 30 日）

鶴の台小学校の教員 1 名は、10 月 10 日から 14 日の期間に大船渡小学校へ派遣された。派遣期間の最終日に、鶴の台小学校教員が持参した通信機器を用いて、大船渡小学校 4 年生と鶴の台小学校 4 年生の教室をインターネット回線を利用する電話サービス（スカイプ）でつないだ。両教室のテレビに相手側の教室が映り、自分の質問がテレビの向こう側にいる相手に伝わり、反応があるだけで児童が非常に興味・関心を示し、活発な意見交換が行われた。この反応が非常に良かったことから、両校の間で調整を行い、実際の授業に取り入れることとなった。

授業は、両校の 4 年生の教室をインターネット電話サービスでつなぎ、社会科の単元「わたしたちの県とまちづくり」をリアルタイムで実施した。

鶴の台小学校の児童は、この授業のために自分たちの住む神奈川県について学習し、神奈川県観光ツアーパンフレットを作成し、お薦めの神奈川県観光ツアーを大船渡小学校の児童に紹介した。



リアルタイム授業の様子

出典：相模原市鶴の台小学校資料

なお、インターネットテレビ電話を行うためのノートパソコンなどの機材一式は、相模原市に住む市民から無償で提供された。

② 交流支援が都市側の住民に与えたインパクト・メリット

○小学校及び教員への影響

東日本大震災後、相模原市教育委員会や各小学校及びPTA等は、義援金や学習道具の提供などの支援活動が行われ、今も一部の活動は継続されている。このような支援活動も大事ではあるが、「小学校」という単位で見た場合、そのインパクト・メリットはあまりないように思われる。

小学校の教員は、平成23年から開始される新学習指導要領の「PISA型学習」に対応するための授業テーマの設定やカリキュラムの開発など、多くの準備をしなければならない状況下にあった。

しかし、これまで鶴の台小学校で行ってきた授業手法のひとつであるNIEを活用し、被災地についての授業を行ったことで、小学校として取り組むテーマが発見できた。そして、5年生と6年生が取り組んだ「壁新聞づくり」は、まさに新学習指導要領のPISA型学習に適した授業内容であり、新たな授業テーマの設定につながった。また、児童に地震に対する意識喚起も促せるという効果もあった。教員自身も、被災地の小学校と交流を行うことで、被災地への興味・関心が高まり、国語や社会科などの授業で地震をテーマにした授業を実践できた。

さらに、インターネットテレビ電話を用いて、遠く離れた小学校とリアルタイム授業を実施するという、新たな授業手法の開発にもつながった。これまでもプレゼンテーションを行う授業は行われてきたが、基本的には同じクラス、同じ学校の児童であり、児童間の「知識の差」がないため、比較的容易に実施ができていた。ところが今回は、相手校の児童にとっては知らない情報もあるため、相手の表情を見て、相手の理解度合いも考えながら説明を行うことが求められた。これは通常の授業では得ることができない効果であり、PISA型学習を展開していく上で、非常に有用な手段であることが確認できたことは非常に大きい。

また、これまでは被災地への「一方的な支援」が中心であったが、インターネットテレビ電話を用いることで、今後は両校が授業研究を行い、授業の質を高め合う関係が構築できるようになった。これにより、小学校も教員のレベルも確実に向上することが見込まれ、結果として、質の高い授業を児童に還元できることになる。

<参考>PISA 型学習

PISA とは経済協力開発機構（OECD）による国際的な生徒の学習到達度調査（Programme for International Student Assessment）のことであり、平成 12 年から 3 年ごとに調査が実施されている（～平成 21 年調査の計 4 回実施）。

参加国が共同して国際的に開発した 15 歳児を対象とする学習到達度問題を、「読解力」、「数学的リテラシー」、「科学的リテラシー」の 3 分野で調査している。

PISA に参加した結果、日本は他国と比較して「自由記述問題の無答率が高い」という傾向があり、つまり、「読んだことを根拠にして自分の意見や解釈が表現できない」という課題が明確になった（PISA2003、文部科学省 HP より）。この傾向は読解力だけでなく、数学や理科の分野でもみられる傾向であった。

この課題を解決するため、「PISA 型読解力」は、①情報の取り出し、②解釈、③熟考・評価の 3 段階と定義された。また PISA 型読解力を身に付けるために、「受信する→考える→発信する」に重点を置いた授業を行い、生徒（児童）が自ら筋道を立てて考え、その内容を発信する力を伸ばすことを目標にした「参加型授業」が実践されることとなった。

（出典）文部科学省 HP

○児童への影響

NIE の一環で東日本大震災の被災地となった大船渡市の学習を通じて、児童は地震に対する意識を持つようになった。また、自分たちが製作した壁新聞が被災地の小学校に届けられることで、被災した児童が励まされているという事実を知ったことで、より身近なものとして地震に向き合うことができるようになった。

また、インターネットテレビ電話で大船渡小学校の教室とつながることで、両校児童の「距離感」が縮まった。インターネットテレビ電話を繋げる学年は、教員の関係で、壁新聞を製作した 5 年生と 6 年生ではなく 4 年生が対象となった。4 年生の児童も新聞やテレビのニュースなどからある程度の情報は持っていたと思われるが、実際に津波を体験した大船渡小学校の校長先生の話聞き、地震や津波に対する意識を高める結果となった。また、同じ年齢の大船渡小学校の児童が、震災によって仮設住宅で生活するようになり、これまでとは生活環境が変わったことを紹介してくれたことで、相手を思いやるという気持ちを育むことにもつながった。

さらにリアルタイム授業で、自分とは違う地域で育っている同級生に対して説明を行う機会を得たことで、相手の表情を見て、理解度合いも考えながら説明を行うことの重要性も学ぶことができた。

○相模原市民への影響

東日本大震災は、相模原市と大船渡市が「銀河連邦」という枠組みを通じて友好関係にあることを知らなかった市民に、銀河連邦を知らせる結果となった。

平成 19 年から相模原市商店連合会を中心に開催されている「サンマまつり」は「復興サンマまつり」として 10 月に開催された。これまでは大船渡側から無償提供を受けていたサンマを、今年は復興支援のためすべて買い取った。



復興サンマまつりの様子

出典：相模原市広報（10/15）

また平成 23 年 11 月には、相模原市内で大船渡市復興支援『紫陽花コンサート』が開催され、会場内で大船渡市の特産品販売が行われた。

相模原市が市民に対して、被災地支援の募金を呼びかけたところ、わずか 1 か月で約 1 億円の義援金が集められた。また相模原市小学校 PTA 連合会は、大船渡の小学生に対してランドセルや学習道具の寄付を行った。さらに、これまで趣味で始めた水彩画個展の収益を相模原市に寄贈してきた市民が、大船渡市と鶴の台小学校の交流を知り、インターネットテレビ電話を行うための機材を提供する支援もあった。

○県央地域市町村の連携強化

東日本大震災を契機に、相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村の 8 市町は、震災のような大規模災害時に迅速に救援活動などを行うために「県央地域市町村災害時相互応援等に関する協定」を結んだ（平成 23 年 9 月 1 日）。この協定は神奈川県内最大規模で、さらに構成自治体の友好都市などが被災して支援要請があった場合、8 市町村がまとまって「友達の友達」も支援することも盛り込んだ、全国的にも珍しい協定となっている。

県央地域市町村災害時相互応援等に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町及び清川村(以下「構成市町村」という。)並びに構成市町村と友好協定等を締結している都市等(以下「友好都市等」という。)において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害が発生した場合に、被災した構成市町村(以下「被災構成市町村」という。)又は被災した友好都市等(以下「被災友好都市等」という。)の応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について必要な事項を定める。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 応急対策及び復旧対策活動に必要な資機材の提供
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続)

第3条 応援の要請をしようとする被災構成市町村又は被災友好都市等から応援の要請を受けた構成市町村(以下「応援市町村」という。)は、次に掲げる事項を明らかにし、第7条に定める連絡担当部局を通じて、他の構成市町村に電話その他の方法により応援を要請し、後日、速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 提供を要請する物資及び資機材の品名、数量等
- (3) 応援場所及び応援場所への経路並びに連絡窓口となる担当者名等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

2 被災友好都市等への応援は、前項の規定による応援市町村からの応援の要請に基づき、可能な限り応援を実施するものとする。

3 第1項の規定による応援の要請を受けた構成市町村は、応援要請をした構成市町村に対し、応援の内容を報告するものとする。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援の要請を受けた構成市町村は、極力これに応じ応援の実施に努めるものとする。

(被災構成市町村への応援経費の負担)

第5条 被災構成市町村への応援に要した経費は、応援を要請した被災構成市町村の負担とする。ただし、構成市町村間の協議によっては、この限りではない。

2 応援の要請をした被災構成市町村が前項に規定する経費を支弁する時間的余裕がなく、かつ、応援の要請をした被災構成市町村からの要請があった場合は、応援を実施した構成市町村は、一時、立替支弁するものとする。

3 応援を実施した構成市町村が、前項の規定に基づく経費の負担をした場合には、この協定等に基づき、負担した経費の精算をするものとする。
(被災友好都市等への応援経費の負担)

第6条 被災友好都市等への応援に要した経費は、応援市町村が、一時、立替支弁するものとする。

2 応援市町村が、前項の規定に基づく経費の負担をした場合には、被災友好都市等との協定等に基づき、負担した経費の精算をするものとする。
(連絡担当部局)

第7条 構成市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生した場合は、速やかに情報を相互に交換するものとする。
(他の協定等との関係)

第8条 この協定は、既に締結している他の相互応援協定を排除するものではない。
(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度、構成市町村が協議して定めるものとする。

③ 今後の展開と課題

鶴の台小学校では、インターネットテレビ電話という新しい IT 技術を活用すれば、2 箇所以上の場所と中継を行うことが可能になることから、複数の教室をつなげた事業の実施を検討している。例えば、仙台の小学校から ICT 教育をしたいというオファーがすでにあり、相模原市・仙台市・大船渡市の 3 都市の小学校をつないでのインターネットテレビ電話による授業を検討している。さらに、海外の日本人小学校との連携なども考慮に入れている。

また、インターネットテレビ電話を用いることで、これまで想像も出来なかった交流の仕方が考えられる。小学校間の交流だけでなく、例えば行政も巻き込んだ動きができるのではないかと考えている。

インターネットテレビ電話は、ある程度の機材などがあれば容易に利用できる。つまり、きっかけがあれば直ぐに展開が可能な分野である。しかしながら、相模原市の小学校の場合、セキュリティの問題で学校のネットワーク回線を使うことが出来ず、別途通信するための回線を開設する必要があった。

今後の被災地支援のあり方としては、小学校を活用するのがいいと思われるが、小学校なりに様々な制約があり、その活動が行いにくいという現状がある。例えば、外部からの寄付金にしても、寄贈手続きなどで非常に時間が掛かる。折角寄付をしようとしている市民などがいても、手続きの煩雑さでやる気を失ってしまうので、社会貢献のシステムをどう活用するかも重要になる。

今回は実験的にインターネットテレビ電話を活用した授業を行ったが、継続的に実施しないと効果が継続しないと思われる。しかし、小学校も予算などの制約事項もあり、今後も継続できるかは不明である。

3. 各交流支援事例から見た交流支援推進の課題とポイント

ここまでの企業、自治体双方の交流支援の事例について、その推進の課題やポイント等は以下のように整理することができる。

① 株式会社エステム

取組の概要	
<p>「海と顔の見える食育・学校給食」</p> <p>水処理のコンサルタント会社である株式会社エステムが、企業が有する全国の漁協とのネットワーク等を活用して、漁協と都内の学校とをマッチングさせ、給食食材の調達や食育の出前事業等の交流事業を支援している</p>	
交流支援の経緯	推進上の課題・ポイント
<p>エステム社が有する漁村とのネットワークと、社員のPTA 活動による学校とのつながりが、魚を活かした食育・給食に取組むきっかけとなっている</p>	<ul style="list-style-type: none"> エステム社が中心となって、関係協力機関と適切な連携・役割分担により、都市側、地方側双方のニーズと需要をとりまとめてマッチング 経費や設備だけでは継続できず、マッチングやコーディネートできる人材や組織の存在が重要 一方、交流支援には高度な経験とノウハウが必要で、人材育成をは難しい
交流支援の枠組み	
<p>The diagram illustrates the support framework for the 'Sea and Face Visible Nutrition and School Lunch' project. At the top, a box titled '「海と顔の見える食育・学校給食」' describes the goal: '地方漁村からの給食食材調達や小学校での漁師による出前授業等' (Procurement of school lunch ingredients from local fishing villages and field lessons by fishermen in elementary schools, etc.). Below this, a large dashed box represents the '都市側' (Urban Side), containing '学校（教育委員会）、児童' (Schools, Education Committees, Children) and 'とりまとめ' (Coordination). To the right, a box represents the '地方' (Local Area), containing '(漁協、漁業者)' (Fishing Cooperatives, Fishermen) and 'とりまとめ' (Coordination). A central box labeled '(株)エステム' (Estem Co., Ltd.) is connected to both sides by arrows, indicating its role in '食材取引や出前事業等の企画、コーディネート等の交流支援' (Exchange support such as planning, coordination, etc. for ingredient transactions and field activities). A horizontal double-headed arrow labeled '連携・交流' (Cooperation/Exchange) connects the urban and local sides. Below this arrow, text reads '関連・協力団体（アイ環境研究、漁港漁場漁村技術研究所等）' (Related/Cooperating Organizations (AIE Environment Research, Fishing Port/Fishing Ground/Fishing Village Technology Research Institute, etc.)).</p>	

② 三菱地所株式会社（三菱地所グループ）

取組の概要	
<p>「空と土プロジェクト」</p> <p>グループのCSR活動の一環として、山梨県北杜市の遊休農地を活用した都市農村体験交流活動を実施。グループ企業での山梨県産材の活用や顧客（テナント）と農産品とのマッチングなどの事業連携にも発展・波及してきている。</p>	
交流支援の経緯	推進上の課題・ポイント
<p>2008年のグループ社会貢献活動基本方針を策定し、この方針に即した活動として北杜市との都市農村交流に着手</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交流先（地方側：山梨県北杜市）に拠点を置き、都市農村交流の実績があるNPOと連携して事業を実施 ・ CSR活動として開始されたが、連携・交流を継続する中で少し筒事業との連携を挙げ、活動の持続性を担保 ・ 社員のみならず、入居者、テナント顧客等も対象に体験ツアー等を実施
交流支援の枠組み	

③ NPO 全国商店街まちづくり実行委員会

取組の概要	
<p>「震災あんぜんパック」 全国の商店街と連携し、年会費を支払うことで、あらかじめ登録した宿泊施設に災害発生時に疎開できるシステム。災害が起こらなかった場合は、疎開受入先の地域特産品を加入者に配布する仕組みとなっており、災害対策と地域間交流の双方の特徴を有するものとなっている。</p>	
交流支援の経緯	推進上の課題・ポイント
<p>1995年の阪神淡路大震災をきっかけに商店街同士の連携が強化。これら連携を活かした災害対策の商品として平成14年に前身の「震災疎開パッケージ」が販売開始</p>	<ul style="list-style-type: none"> 個人では限界のある災害時の疎開先確保を団体として、しかも都市住民に身近な商店街が窓口となっていく 加入者や疎開先が同時大量に被災する可能性は低い、疎開先（受入先）の拡大と、住民と商店街、加入者と疎開先等の、日頃からのコミュニケーション（下見ツアーなど）確保が課題
交流支援の枠組み	

④ ユーコープ事業組合

取組の概要	
<p>「まるごと産直」 「まるごと産直」は、生産者団体や農協などの産地単位で、その産地の商品を全て「まるごと産直」品と認定するものである。産地研修や産地確認会により直接的な交流活動も行うことで、生産者の顔が見えやすく食の安全・安心につながるものとなっている。</p>	
交流支援の経緯	推進上の課題・ポイント
<p>食の安全や農業農村支援の意識の高まりを受け、2010年から、生産組合や産地を単位とする産直、「まるごと産直」を開始</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一定の取引規模、多品種、長期扱い可能、交流活動の積み重ね 等の条件を満たした産地と協定締結 ・ 産地研修、産地確認会等により、組合員が産地を訪問する機会も確保し、産地単位で体験・見学ツアーも実施
交流支援の枠組み	

⑤ ドクターリセラ株式会社

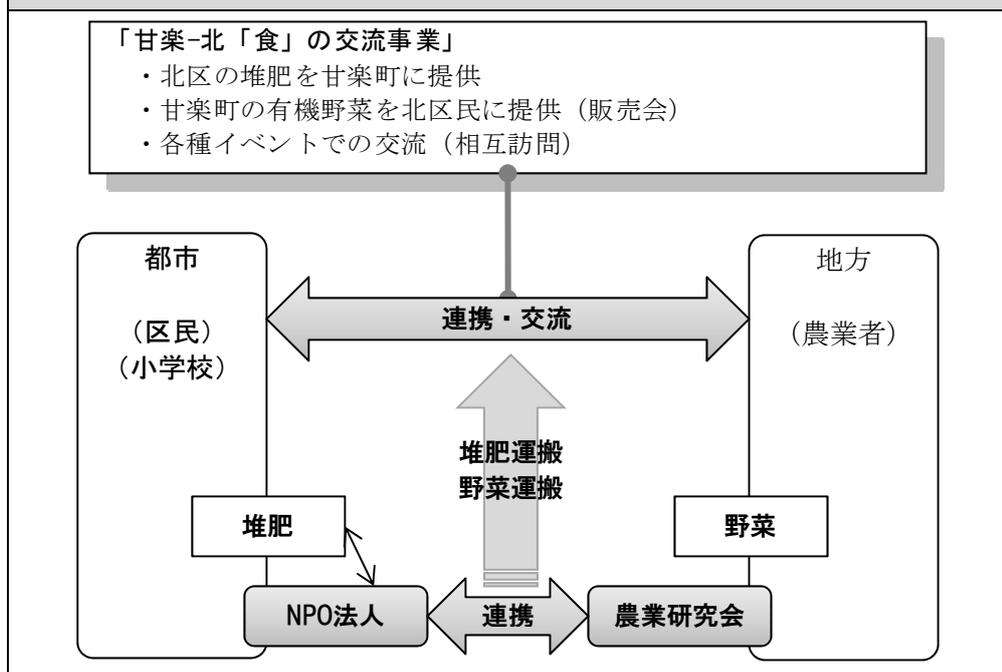
取組の概要	
<p>「農村体験交流による CSR と社員研修」</p> <p>ドクターリセラ株式会社は、新人研修の一環として、島根県江津市の農山村集落において農業体験交流等を行っている。江津市には事業拡大に伴いコールセンターや直営サロンも設置しており企業と地域との密な連携関係を構築している。</p>	
交流支援の経緯	推進上の課題・ポイント
<p>社長の出身地である島根県江津市において、農業体験を取り入れた研修を実施するとともに、市内集落と 1社 1村交流を実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社長の実家を拠点として、新人研修として農業体験や地域活動を実施 ・ コールセンター誘致に際し、行政側から積極的な連携アプローチ
交流支援の枠組み	
<p>The diagram illustrates the framework for exchange support. At the top, a box titled 「農村体験交流による社員研修と CSR」 (Employee Training and CSR through Rural Experience Exchange) includes the sub-points 「農業体験、1社1村交流」 (Agricultural Experience, One Company, One Village Exchange). Below this, a large double-headed arrow labeled 「連携・交流」 (Exchange and Cooperation) connects two main areas: 「都市 (社員)」 (Urban (Employees)) on the left and 「地方 (住民)」 (Rural (Residents)) on the right. Under the urban side, a box for 「ドクターリセラ(株)」 (Doctor Riser Co., Ltd.) is connected to the urban area by an upward arrow labeled 「研修の一環」 (Part of the Training). Under the rural side, a box for 「ドクターリセラ(株)」 (Doctor Riser Co., Ltd.) is connected to the rural area by a downward arrow. This rural box is further connected to a box labeled 「事業拠点」 (Business Base) by a downward arrow. A callout box labeled 「連携」 (Cooperation) points to the business base. An oval labeled 「江津市」 (Hatsuzaki City) is positioned between the urban and rural sides, with arrows pointing to the rural side's village and business base boxes.</p>	

⑥ 流山市

取組の概要	
<p>「スポーツを通じた姉妹都市交流」</p> <p>流山市では、福島県相馬市と姉妹都市交流を行っており、定期的に少年野球大会を実施。</p>	
交流支援の経緯	推進上の課題・ポイント
<p>流山市と相馬市、信濃町とは、歴史上のつながり等が背景となり、姉妹都市となった。</p> <p>姉妹都市となった後は、少年スポーツ大会を両方の都市で交互に開催することにより交流が継続している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災時には、日頃の交流を背景に被災地支援がなされたほか、流山市のもう一つの姉妹都市である長野県信濃町と相馬市との交流にもつながった。
交流支援の枠組み	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>「スポーツを通じた姉妹都市交流」</p> <ul style="list-style-type: none"> 相互開催による交流（野球、サッカー、剣道等） 他自治体も巻き込んだ支援（被災地支援） </div>	

⑦ 北区

取組の概要	
<p>「甘楽-北「食」の交流事業」</p> <p>自然休暇村協定に基づく住民同士の交流の他、北区の生ゴミからできた肥料を用いた野菜等を給食に利用するリサイクル事業も実施</p>	
交流支援の経緯	推進上の課題・ポイント
<p>北区と甘楽町との間で「自然休暇村事業協定」が締結され、甘楽町の特産品販売（有機野菜オーナー便）等の交流が昭和 63 年から行われていた。その後、北区で作られる堆肥をきっかけに、食の交流事業が開始された。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区内の全小中学校を巻き込んだことにより、区民への認知度を広め、区民のリサイクルへの興味関心を高めた。 ・ 堆肥を甘楽町有機農業研究会に提供し、その堆肥で作られる有機野菜を区民に還元する仕組みを構築した。 ・ 行政だけでなく NPO 団体が協力することで、幅広いリサイクル活動へと広がった。



⑧ 世田谷区

取組の概要	
<p>「世田谷・川場縁組協定」</p> <p>締結 30 年にわたる交流実績。区民健康村（宿泊施設等）での体験学習（移動教室、こども里山自然学校等）のほか、森林保全等の交流活動（里山塾等）も実施。バスツアーも多数開催し、区民に対して川場村を訪問する機会を提供している。行政同士で、災害時相互応援協定も締結している。</p>	
交流支援の経緯	推進上の課題・ポイント
<p>「世田谷・川場縁組協定」</p> <p>都会で望めなくなった豊かな自然の恵みに触れながら、地元の住民と行政が相互に協力して都市と山村の交流を深めていくことを目的に、群馬県川場村と昭和56年に縁組協定を締結していた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当初から、世田谷区と川場村の共同出資による公社を設置し、企画や運営、施設の管理を一元化してきた。 ・ 小学 5 年生の移動教室に健康村を利用するなど、健康村の利用促進と広報を展開してきた。 ・ 区民がいつでも簡単に参加できるような交流事業を展開してきた。 ・ 小学生のいない世帯や転入世帯への広報が課題となっている。
交流支援の枠組み	
<p>「世田谷・川場区民健康村による交流」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動教室（5年生）、こども里山自然学校 ・ 里山塾、日帰りバスツアー（区民対象） ・ 各種イベントでの交流（相互訪問） <p>都市（区民、児童、区職員） ↔ 連携・交流 ↔ 地方（農業者、児童、村職員）</p> <p>企画・運営 施設管理</p> <p>募集 → (株)世田谷川場ふるさと公社 ← 受入</p> <p>世田谷区 ↔ 共同出資 ↔ 川場村</p> <p>災害時における相互援助</p>	

⑨ 狛江市

取組の概要	
<p>「ふるさと友好都市」 川口の特産品を定期的に市民に届けるほか、市民が川口を訪問して住民間の交流を深めている。また、市内で開催されるイベント等では川口の特産品販売などが行われている。行政同市で、災害時相互応援協定を締結している。</p>	
交流支援の経緯	推進上の課題・ポイント
<p>「ふるさと友好都市」 川口町出身で狛江市在住市民が川口町との交流を狛江団地自治会に提案し、住民交流が始まった。 狛江市民が求める自然が豊富であること、雪国の体験ができることから、昭和62年に「ふるさと友好都市」となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民間の交流に、行政が支援することで、さらに深い交流へと発展 ・ 一方的な訪問だけでなく、相互訪問を行うことで対等な関係を構築 ・ 「よりあっこ事業」は市民代表者による実行委員会形式としているが、委員の確保（交代）が課題
交流支援の枠組み	
<p>「ふるさと友好都市」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ふるさと交流キャンプ（小学生対象） ・ よりあっこ事業（市民対象） ・ 各種イベントでの交流（相互訪問） <p>都市 (市民) (市職員)</p> <p>地方 (農業者)</p> <p>連携・交流</p> <p>協力</p> <p>実行委員会</p> <p>NPO団体</p> <p>今後連携</p> <p>災害時における相互援助</p>	

⑩ 相模原市

取組の概要	
<p>「被災地応援のための壁新聞交流からの発展」</p> <p>震災後、相模原市の小学校の壁新聞が大船渡市の小学校に贈られたのをきっかけに、小学生の訪問や交流従業に発展</p>	
交流支援の経緯	推進上の課題・ポイント
<p>JAXAの施設がある都市で構成している「銀河連邦」の加盟都市である大船渡市が東日本大震災で被害を受けたことから、大船渡市の児童を励ますために「壁新聞」を作成し、届けることとした。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 個人では限界がある被災地支援活動を、小学校が窓口となることで様々な支援が行える。 壁新聞の作成や地域を紹介する資料の作成は授業で行うことができ、また新学習指導要領にも対応した授業プログラム開発にもつながり、教員のスキルアップにもつながる。 物理的距離が遠いため、直接の交流はできないが、インターネット電話サービスを用いて、その距離感を克服する試みが行われている。
交流支援の枠組み	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>「被災地支援のための壁新聞交流からの発展」</p> <ul style="list-style-type: none"> 壁新聞による交流 被災地児童への体験学習の提供 インターネット電話サービスによるリアルタイム授業 </div>	

IV. 都市側からの交流支援によるインパクトやメリ ットの分析

1. 交流支援が都市側の住民等の行動に与えたインパクト

ここでは、各交流支援事例において見られた、交流支援の取組が都市側の住民や社員、児童、加入者等の行動に与えたインパクトについて整理した。

(1) 心身のリフレッシュ、癒し

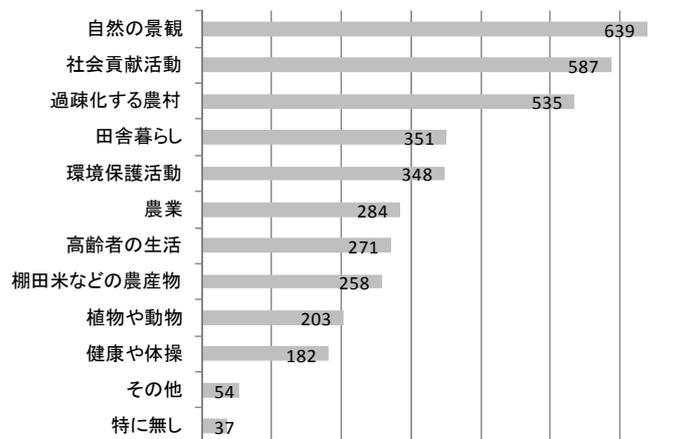
- 都市側の自治体や企業等による交流支援によって交流事業に参加した住民等においては、農山漁村地域の豊かな自然や文化と接したり、地域の人々と交流することで、都市部でのストレスから解放され、気分のリフレッシュがなされたり癒されたといったケースが多く見られた

(2) 地方の諸問題の再認識、理解

- 都市側の住民等が、地方との交流を通じて、農山漁村地域の実態と直接的ふれあい、体感することにより、地方農山村に対する重要性を再認識したり、地域の実態を直感的に理解するといったケースも見られた。
- その結果、環境問題、農業問題等の社会的課題に興味を持ち、その後の体験交流ツアーに継続的に参加したり、地域産品を積極的に入手するようになったりするなど、何らかの行動変容につながる例も見られている。

<参考：アストラゼネカ社¹ 2007年 CSR 参加者アンケート (n=1270) >

Q：(CSR で) 活動して、あなたの関心が高まったものはありますか？



¹ 医療用医薬品の開発・製造及び販売を行っているアストラゼネカ株式会社は、2010年まで、特定の1日に、全国各地の農山村で全社員が一斉に社会貢献活動(c-day)を実施している。

(3) 食の安心・安全や健康への関心

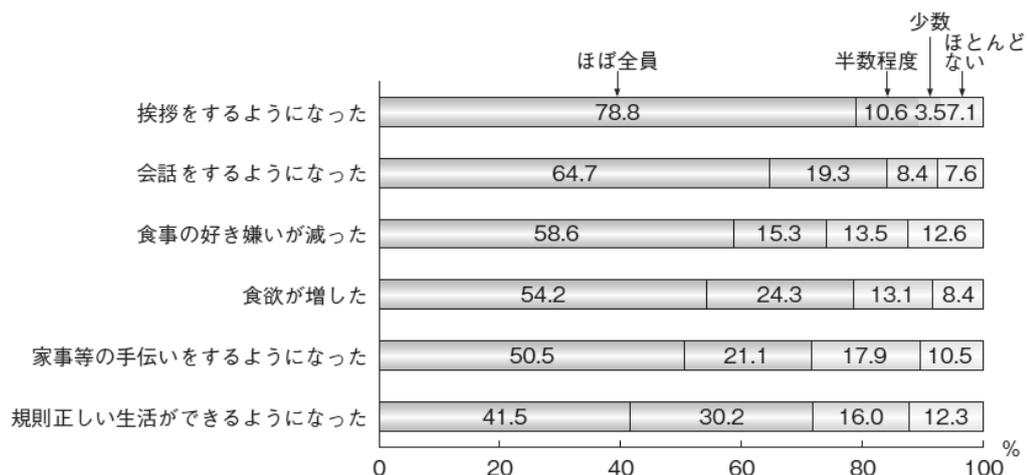
- ・ (1)(2)と関連して、都市側の住民が、生産地や生産者と交流する中で、食の安全・安心の確保やより質の良い産品を生産・流通させるための努力を目の当たりにし、その後の都市側での食の安全・安心への意識や、健康への関心が高まるケースが見られた
- ・ 例えば、株式会社エステムが交流支援を行った「海と顔の見える食育・学校給食」では、出前授業や産地の理解を通じて、給食の残食率が低下したり、日頃の給食においても栄養士や調理師が食材にこだわるようになったとの声が聞かれている。また、三菱地所グループ「空と土プロジェクト」においても、都内で行われる食材フェアや産品販売イベントにおいて、同プロジェクトで栽培・収穫された野菜等の販売が好調となっている

(4) 「第二のふるさと」を持つことによる安心感、相互支援関係の構築

- ・ 交流を通じて、都市側と地方側の双方の住民同士のコミュニケーションが活発化し、「顔の見える関係」が構築されることにより、都市側の住民が交流先を「第二のふるさと」と思うようになり、精神的な安心感に結び付くケースが見られた。
- ・ 特に自治体間の姉妹都市交流、友好都市提携等は、学校同士の交流やスポーツ・文化等の交流のきっかけとなり、定期的な交流に結び付いているケースが多い。例えば、流山市と相馬市との姉妹都市交流においては、日頃のスポーツ交流がベースとなり、東日本大震災後のスピーディな物資支援等に結び付いている。

(5) 社会教育・学習の端緒、きっかけ

- ・ 都市側の住民等が、地理的条件や社会的背景が全く違う地方農山村等と連携・交流することにより、社会科の教育や各種学習・研修をより深く進めていくきっかけになるケースが見られた。
- ・ 例えばドクターリセラ株式会社では、社長の創業地である農村地域での新人研修を通じて、自然や食の重要性を理解するほか、社長の創業マインド等の体感的理解につながっている。また、相模原市鶴の台小学校は、大船渡市の小学校との壁新聞交流をきっかけにインターネットのテレビ電話を活用した教育交流に発展し、双方の地理的条件の違いや災害対策等を、直接教育の現場に取り入れている。
- ・ また、子どもの体験交流等においては、子供の生活習慣や生活態度等への効果も見られている。



資料：農林水産政策研究所「教育交流による農村地域の振興への波及効果分析中間報告」（2009年10月公表）

図 IV-1 農山漁村交流による子供への効果

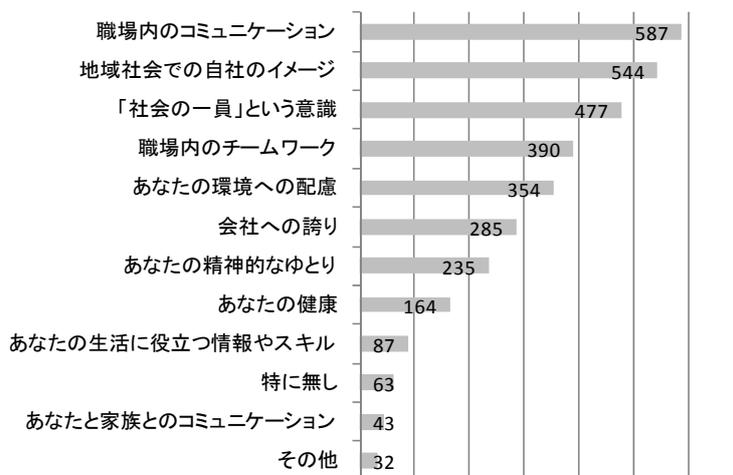
出典：農林水産省「平成 23 年食料・農業・農村白書」

(6) コミュニケーションの活発化

- ・ 企業等の社員や住民等が地方との交流を体験することにより、参加した社員間、住民間のコミュニケーションが図られたケースが見られた。
- ・ 企業や自治体による組織単位の連携・交流は、自ずと参加者が協力して一つの目標を達成する形態の活動となっており、非日常的な環境で体験活動を経験することが、参加者間の連携やコミュニケーション活発化につながっている。

【参考】：アストラゼネカ社 CSR 参加者向けアンケート>

Q：(CSR で) 活動して、向上したとを感じるものはありますか？



出典：アストラゼネカ株式会社 c-day2007 参加者アンケート (n=1270)

2. 都市側の自治体、企業等が組織的な交流支援を行うことのメリ

ット

本調査で対象とした事例に見られるような、個別の交流事業では無く都市側の自治体、民間企業等が組織的なアプローチによる交流支援を行うことにより、（個別に交流に取り組むことと比べて、）主に以下のようなメリットがあるものといえる。

(1) 地方側の交流事業運営に係る負担の軽減

- ・ 人材や資金に限られる地方側にとって、交流活動の実施に係る負担は大きいものとなっており、特に都市側の多様なニーズに対応しようとする、幅広い観点からの準備が必要となり、交流の持続性にも影響をもたらすものといえる。平成 22 年都市農山漁村連携交流推進調査では、体験型交流に関する取組の課題として、「コスト」「人材」「交流者・来訪者の維持確保」は特に課題として多くの地域が挙げており、人材や費用負担が多く地域で課題となっていることが明らかとなっている。

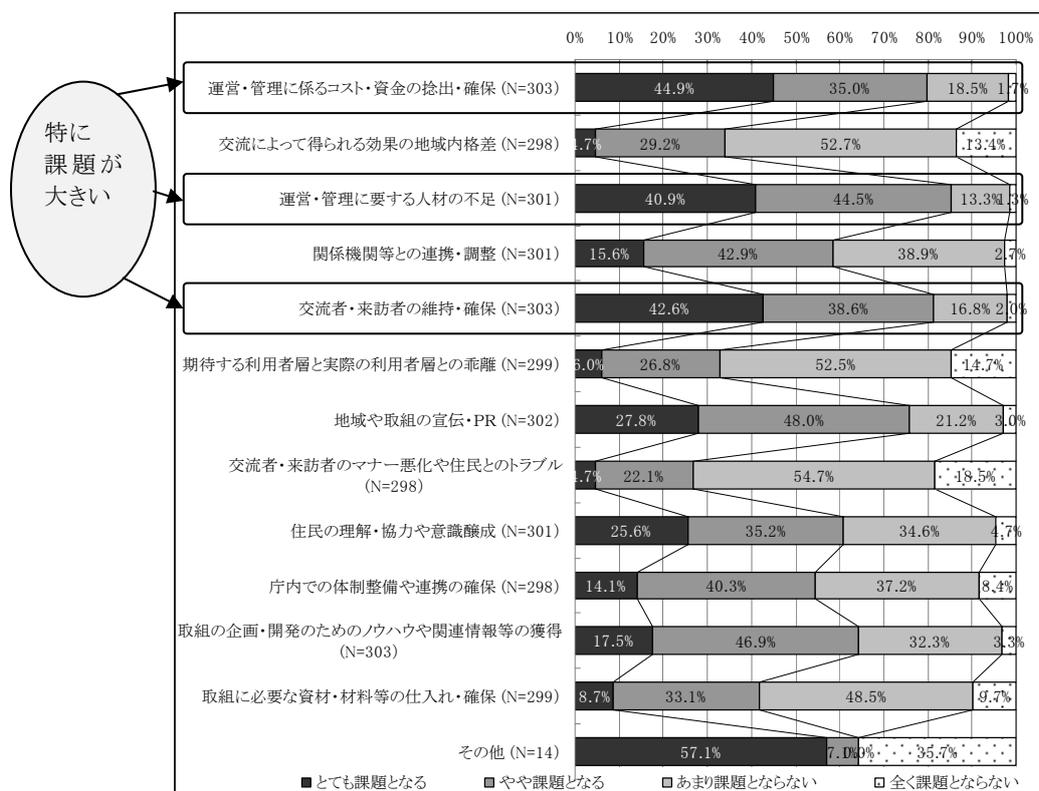


図 IV-2 体験型交流に関する取組の課題

資料：国土交通省「平成 21 年度都市農山漁村連携交流推進調査報告書」（平成 22 年 3 月）

- ・ こうした現状に対し、(個別の交流では無く、) 組織的な一定のまとまりを単位とした交流支援を都市側の団体等が行うことにより、地方側の負担を軽減することが可能となる。
- ・ 例えば、農業体験交流プログラムの場合、一般を対象にすると、利用者の体力、モチベーション等が多様であり、地方の受入側において、備品やインストラクターを数種類用意したり、様々な事象を想定した対応マニュアルの作成等が必要となるが、例えば特定の地域の学校のさらに特定の学年を単位としてターゲットを絞り、学校側(都市側)と地方側(受入団体)との組織的な連携を行うことにより、対象とする参加者層の体力、モチベーション等が同等となり、また事前の組織間の調整もしやすくなるなど事前の準備等は大幅に簡略化し、負担を軽減することが可能となる。
- ・ 本調査の事例においても、三菱地所グループの「空と土プロジェクト」においては、都市側において、グループ社員対象の「CSR ツアー」、マンション居住者対象の「収穫体験ツアー」、丸の内エリア就業者対象の「味噌づくりツアー」等、ターゲット層によって体験交流の内容を分けることにより、より効率的で効果的な連携・交流事業の実施が可能となっている。

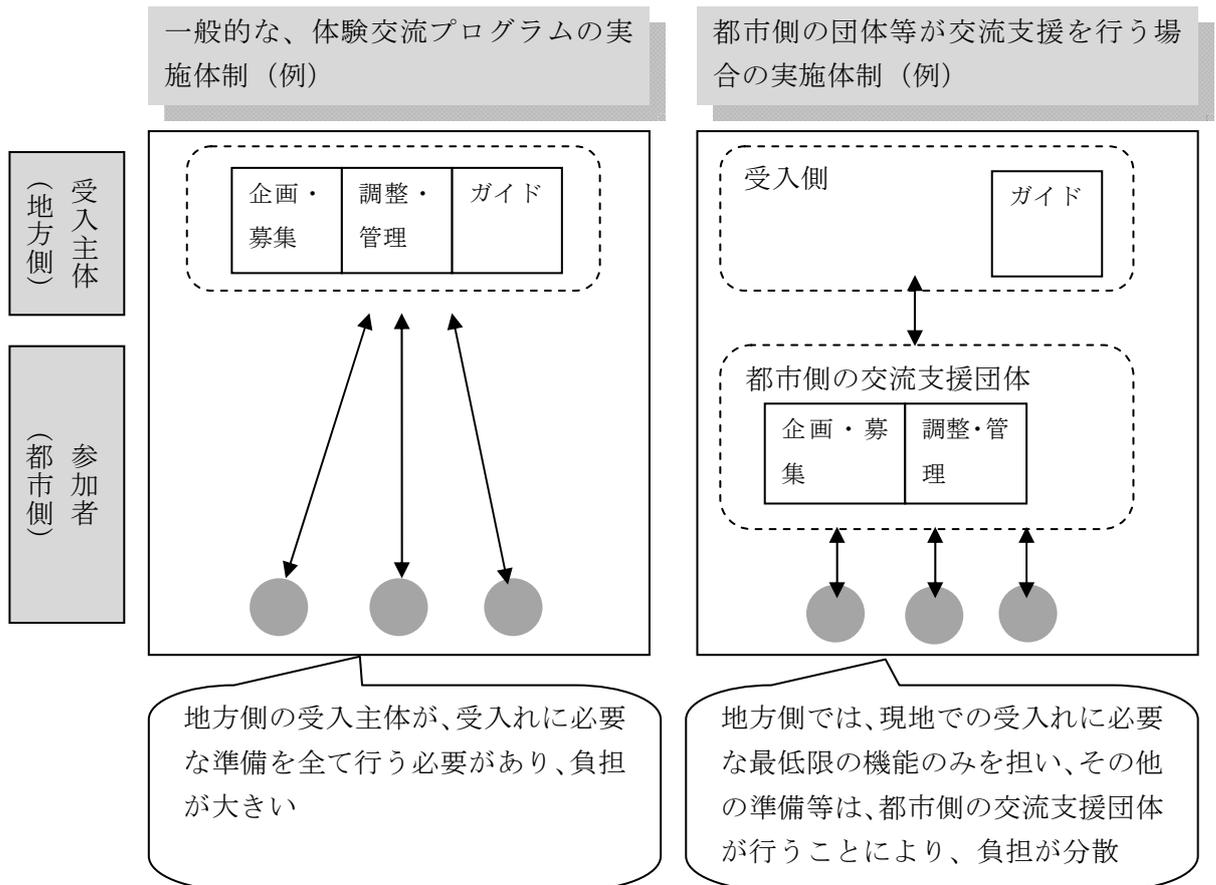


図 IV-3 都市側の交流支援による負担軽減のイメージ

(2) 組織が有するノウハウ・ネットワーク等の利活用

- ・ 都市側の企業等が組織として交流支援に取り組む場合、その企業がそれまでに既存事業等で培ったノウハウやネットワークをこれら連携・交流事業に利活用することで、より効率的で効果的な取組を行うことができる。
- ・ 例えば、NPO 全国商店街まちづくり実行委員会の「震災あんぜんパック」は、既存の商店会のネットワークを活かした仕組みであり、都市側、地方側とも、それぞれの地域内のネットワークの中で受入れ施設や顧客を確保している。そのため、個別に疎開先を確保しようとする場合は非常に困難なものであるが、各地域の商店街がそのネットワークの中で受入れ可能な宿泊施設を確保し、さらに商店街同士のネットワークを介することで、全国レベルで多様な受入環境が確保することが可能となっている。
- ・ また、株式会社エステムの「海と顔の見える食育・学校給食」においても、エステム社の本業で得られた全国の漁港・漁港等とのネットワークが、多様な食材調達先の多様性の確保に大きく影響している。

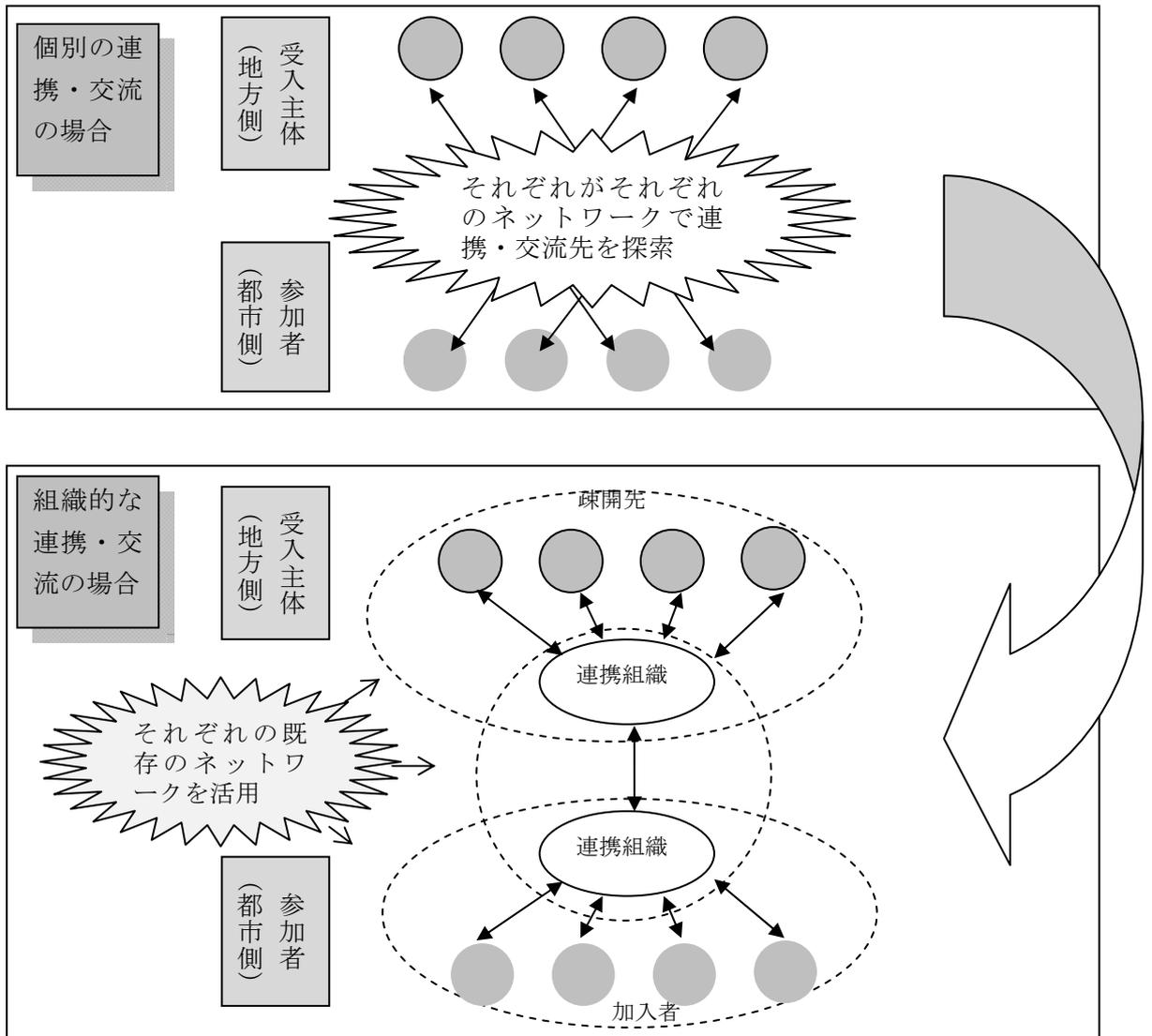


図 IV-4 組織の既存ネットワーク活用による交流支援のイメージ

(3) 効果的なPRやプロモーション及び情報発信

- ・ 組織や団体を単位とした連携・交流に取り組むことにより、メディア等の注目も高まり、PRやプロモーションの効果が高くなるといったメリットがある。
- ・ 個別の交流事業の場合、そのインパクトを受ける範囲・規模が小さく、メディア等に掲載されないケースが多いが、逆に大企業等が取り組む場合、プレスリリース等によりその取り組みが発信され大きなPR効果を生むケースがある。

【参考】メディア掲載の例①

「ビジネスマンが限界集落救う？ 作業手伝い、共同事業も」

2010/11/01 産経新聞 東京朝刊

過疎化などで高齢者が住民の半数以上を占める、いわゆる「限界集落」を企業人が手助けしようという取り組みが盛んになっている。人手不足に悩む農村の繁忙期をビジネスマンが手伝ったり、共同で新たな事業を始めたり。都市と農村の共生に向けた取り組みの今後に注目が集まる。(道丸摩耶)

◆全国61カ所で

10月8日朝、大津市仰木の農村に製薬会社「アストラゼネカ」(大阪市北区)の社員約70人が集合した。

一行は、地元の「平尾里山棚田守(も)り人(びと)の会」のメンバーらとともに、獣のすみかとなる竹やぶを整備。伐採した竹を加工用の作業場に運んだり、イノシシの進入を防ぐ竹柵を作ったりした。昼時には、米の収穫量や獣害被害額など地域の実情を学ぶクイズ大会も行われた。

同社はこの日、「高齢化する村を応援するプロジェクト」として北海道から沖縄まで全国計61カ所に約3千人の社員を派遣した。青森ではリンゴの葉摘み作業、九州や四国地方では棚田の稲刈りと、人手を必要とする限界集落の作業を手伝った。「地域のニーズに応じた作業を手伝うだけでなく、地域の人と交流し、高齢化に悩む多くの農村を元気にしたい」と同社。活動は今年で5年目となった。

◆事業につなげる

10月下旬、東京・丸の内のオフィスビルで、カブやサツマイモなどの野菜を売っていたのは「空と土プロジェクト」のメンバーだ。

プロジェクトは平成20年7月、三菱地所(東京都千代田区)グループのCSR(企業の社会的責任)活動として立ち上がった。「地域に支えられ、都市がなりたっている」との思いから、山梨県北杜(ほくと)市のNPO法人「えがおつなげて」と連携。同市の限界集落「増富(ますとみ)地区」で、農林業体験ツアーなどを行っている。

「最初は『よそ者が何をしに来たんだろう』と警戒されました」と三菱地所CSR推進部。だが、回を重ねるごとに連携は深まり、「温泉を掘ろう」「育てている小麦用にピザ窯をつくろう」など多くの提案が出るように。地域の人と都会の人が交流できるコミュニティーハウスも、メンバーの手で現地に建設中だ。

土地開発を行う企業でありながら、「実際の丸太がどれだけ重いかは体験しないと分からなかった」と同社。単なるグリーンツーリズム(農村地域での滞在型余暇活動)で終わらないよう、農産物を都会で売ったり、山梨県産の材木の製品化を進めたり、とビジネスにつながる成果も出ている。

一過性の交流にとどまらず、継続的に取り組むことが限界集落を救う力になるようだ。

【参考】メディア掲載の例②

[教育ルネサンス] 震災とNIE (9) 被災地と壁新聞交流 (連載) 2011/08/03 東京読売新聞 朝刊

大型漁船が市街地に乗り上げたままの岩手県大船渡市。がれきが残る一角にある同市立大船渡小学校に6月下旬、模造紙大の壁新聞十数枚が運び込まれた。

市同士で友好関係を結ぶ相模原市の市立鶴の台小学校から金山光一校長(59)が持参したこの壁新聞は、同小5、6年生の手作りだ。「運動会のソーラン節」「人気の遊び 1位は野球」「頑張っている事」……。壁新聞を手にも、金山校長が話しかける。「これはね、運動会でソーラン節を踊っているところだよ」

「僕たちもソーラン節、踊ります」と答える浅沼慶太君(12)は、「僕たちを気にかけてくれてうれしい」とほほ笑んだ。壁新聞を見て、涙をにじませて喜ぶ子もいた。

きっかけは6月初め、金山校長がかけた1本の電話だった。突然の支援の申し出を大船渡小が快諾して交流がスタート。まず、鶴の台小が壁新聞を作って自分たちのことを紹介し、被災した子どもたちを元気づけることになった。

被災地を知るため、既にいくつか授業が行われていた。その一つが、3月の津波で祖母を失った女子大生が相談する読売新聞記事を使った5月下旬の授業。「行け、行け」と言って女子大生を逃げさせた祖母と、背負って逃げなかったことを責め続ける女子大生の話には、児童250人は長い間、静まり返った。

授業後に書いた感想文には、「涙が出た」「愛するあなただけは助けたいと思ったんだと思う」「おばあちゃんはあなたの幸せを望んでいる。自分を責めないで」などと、子どもたちが感じた痛みがこぼれ出ている。

新聞作りでは、5、6年生がクラスごとに話し合い、「好きな遊び」「近所の自然」など自己紹介のテーマを決定。5、6人のチームで編集長を中心に制作を進めた。同小では2年生の時から新聞作りを学んでおり、総合学習の8時間、約3週間で完成。編集長の一人、石田大和君(10)によると、言葉で傷つけることがないよう気を配ったという。

大船渡小の柏崎正明校長(58)は「がれきの中を通う子もいる現状で、いまだにうなされる子もいますが、壁新聞からは心が伝わってきます。うれしいですね」と話す。

8月10日には、大船渡小の児童ら大船渡市の小学生約100人が2泊3日で、相模原市の招待で神奈川にやってくる。壁新聞で始まった2校の交流は、手探りながら一步一步、進んでいる。(住吉由佳、写真も)

【参考】メディア掲載事例③

2009年(平成21年)11月23日 月曜日 10版

過疎の村 企業が応援

江津・松平地区、国モデル事業

過疎・高齢化が進む江津市の集落を都市部の企業が支援する「1社1村交流」が今月、始まった。大阪市に本社がある化粧品会社の社員17人が2日間、地元のお年寄りから田植えばやしを教わったり、そばの収穫を手伝ったりした。国土交通省のモデル事業に選ばれた全国的にも珍しい取り組みだ。(彦山出)

2.11.23

舞台となった集落は江の川沿いの同市松平地区(人口約970人)。高齢化率が45%を超え、消滅集落も生まれている。地域の特産品を売り出す「1村1品運動」にちなんで命名した「1社1村交流」は、地域おこしの住民組織「松平村塾」と、今年7月に鳥根大教育学部の作野広和准教授(農業・農村地理学)が過疎研究の拠点として現地に開設した「松平ラボ」が企画した。国土省の今年度の「『新たな公』によるコミュニティー創生支援モデル事業」に採択され、同市出身で化粧品会社「ドクターリセラ」(大阪

市)を経営する奥迫哲也社長に呼びかけて実現した。奥迫社長は「生まれ故郷に貢献したい」と5年前、江津市に認知症の要介護者が共同生活をする福祉施設「グループホームひのき」を開設。今年6月には通販用のコールセンターを開設していた。奥迫社長ら男女社員17人と作野准教授、島根大生4人、塾のメンバー約20人は今月1日、地元の公民館祭りで石見神楽を観賞したり、地区に

古くから伝わる田植えばやしを練習したりした。夕方からは、江の川で取れたツガニやアユをさかなに大宴会。2日は同地区のそば畑で収穫を手伝った。

参加した社員の中西珠江さん(34)は「生まれて初めての体験ばかりで、農村の人とも交流できて楽しかった。食材への感謝の気持ちが生まれた」と笑顔を見せた。松平村塾理事長の佐々木建也さん(62)は「期待していた以上の手応えを感じた。都会の人に田舎の実情を知ってもらい、U、Iターンに少しでもつなが

れば」と語った。今回の交流を通じて、社員が地元の神楽社中や田植えばやし保存会に入ることや、来春の田植えを手伝うことが決まった。松平ラボは交流の成果をもとに、限界化した農村地域の活性化に向けた地域マネジメントを年度内に策定する。交流を側面支援する江津市農林商工課の中川龍一総括主任は「特定の企業との交流は一過性のイベントと違い、濃厚な支援を継続して受けられるメリットがある。高齢化した農村にとっては何よりです」と話す。

田植えばやし練習「そば収穫お手伝い」

1社1村交流」スタート

(4) 組織的な連携・交流を契機とした、個々の連携・交流の誘発・活性化

- ・ 自治体や大手企業など、安心感、信頼感のある団体が組織的に交流支援を行うことにより、当初は受動的に参加していた住民、社員等も、これらの交流経験がきっかけとなって、個々の自発的、自立的に連携・交流に取り組むようになっていくといった交流誘発の効果も見られている。
- ・ 例えば、世田谷区と川場村との交流では、「移動教室」や「里山塾」などの経験者が、個人的に川場村を訪れるようになるケースも見られており、組織間の交流の継続が長いほど、様々な個人レベルの交流への波及が期待されるものとなっている。

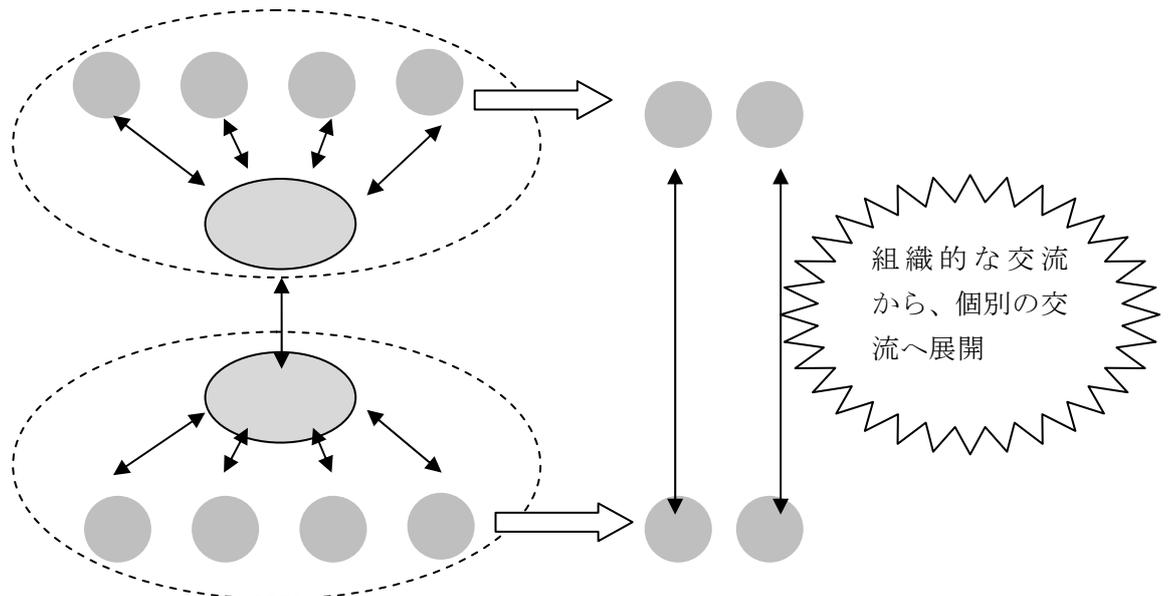
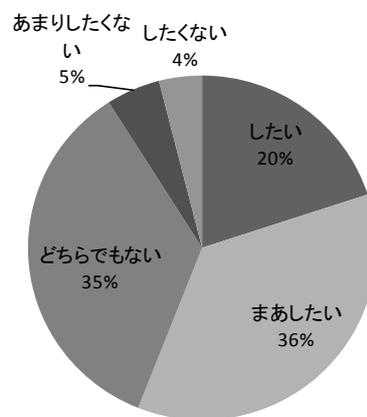


図 IV-5 組織的交流を契機とした個々の交流誘発のイメージ

【参考】アストラゼネカ社 CSR 参加者向けアンケート

Q：(CSR で) 活動した地区を、今後個人的に訪問したいですか？



半数以上が、個人的な訪問意向を持っている

図 IV-6 組織的な体験交流で訪問した地区への、個人的な訪問意向

資料：アストラゼネカ株式会社 c-day2007 社内アンケート

(5) スケールメリットを活かした効率性や収益性の確保

- ・ 個人間の規模の小さい連携・交流では、交流事業に係る人材や費用等のコストが相対的に大きくなり、事業を成立させづらい面がある。これに対し組織間の連携・交流により、一定の交流規模が確保される場合、規模の小さな地域資源を集約、大ロット化することにより、その魅力をより効果的に活用できるといったメリットがある。
- ・ 例えば、株式会社エステムがコーディネートする食育交流では、地方側ではロットが小さく、市場に流通させづらかった魚が、都内の学校給食で一定のロット、需要規模を確保することで市場性が確保され、売上増に結び付いている。こうした地方側での収益は、都市側での出前授業の費用等に充てられることにより、結果として、双方にとって WIN-WIN の関係が構築されている。

(6) 災害時の相互応援体制の構築

- 組織間の連携・交流の実績は、地域間の多様な交流主体の相互理解、信頼関係（顔が見える関係）を促し、それが背景・きっかけとなって自治体間の災害相互応援協定や、災害時の応援体制、復興支援体制が構築されるケースも見られている。
- 平成 17 年度に総務省が実施した調査によると、災害時相互応援協定を締結したきっかけとして「既に自治体間の交流があったから」が約 6 割を占めており、何かしらの既往の地域間交流が、災害時の協定に大きく影響していることがうかがえる。

表 IV-1 広域防災応援協定締結市町村数の推移

年度	広域防災応援協定 締結市町村数	全市町村数	割合 (%)
平成14年	2,289	3,218	71.1%
平成16年	2,305	3,100	74.4%
平成18年	1,457	1,820	80.1%
平成20年	1,656	1,788	92.6%
平成22年	1,571	1,727	91.0%
平成23年	1,476	1,618	91.2%

出典：総務省消防庁「消防白書」より作成

※各年 4 月 1 日時点の数値

※平成 23 年は、岩手県、宮城県及び福島県の市町村を除く

【参考】相互援助に関する協定を活かした、新潟県中越地震時の災害応援

狛江が救援一番乗り 新潟県中越地震で川口町へ 町民感謝

新潟県中越地震で震度 7 を観測し、一時孤立した川口町に、救援のため一番乗りしたのは友好都市、狛江市の応援隊だった。防災協定にもとづき 10 月 24 日に到着した隊員は、避難所にいち早く仮設トイレやテントを設置し、今は図書館など公共施設の片づけにあたる。新潟県の職員は発生直後 1 人だけ。260 キロの道のりを駆けてきた 27 人に町民らは感謝している。

狛江市は、川口町出身の市民がいた縁から、87 年にふるさと友好都市防災協定を結んだ。毎年、互いの祭りに住民らを派遣している。

地震から一夜明けた 24 日の昼すぎから夕方にかけて、市は職員 27 人を送り出した。備蓄していた仮設トイレ 20 基、毛布 720 枚などを乗用車 1 台、トラック 2 台、コンテナ車 3 台で運んだ。火事も想定してポンプ車など 3 台も出動した。

関越道、国道 17 号など町に入る道路は寸断され、孤立状態だったが、応援隊は、通行禁止のバリケードを越え、デコボコにうねる道を走り、倒木はチェーンソーで切り払い川口町をめざした。

現地に到着したのは 24 日午後 7 時。その日のうちに仮設トイレを設置した。27 日にはテント 11 張を運び込んだ。救援物資の仕分けや避難所への輸送、役場内の後かたづけなども担った。

新潟県職員は、地震当日の 23 日、たまたま町内を旅行していた 1 人が役場に駆けつけた。30 日に 4 人に増え、本格的な人的支援を始めたのは 11 月に入ってからだった。

町民 5700 人が被災し、約 100 人の町職員だけでは、とても手が回らない。内山敦夫助役は「混乱を極めた被災直後にいち早く助けにきてくれた。本当にありがたかった」と感謝している。

資料：朝日新聞 2004/11/05 朝刊 東京

3. 交流支援を行う都市側の自治体や企業等にとってのメリット

本調査で対象とした事例に見られるような、都市側の自治体、民間企業等が交流支援を行うことにより、その都市側の自治体や企業等の交流支援主体自体においても、主に以下のようなメリットが見られている。

(1) 職員・社員等の人材育成

- ・ 自治体、企業等が交流支援に取り組むことは、交流支援のスタッフとして動いた職員、社員等自身が地方との交流の最前線でその活動を経験することでもあり、結果として、交流に関与した職員、社員等の人材育成につながるケースが見られている。
- ・ 株式会社ドクターリセラでは、そもそもこうした効果を見越して社員研修に交流事業を取り込んだ形となっている
- ・ 例えば株式会社エステムが交流を支援する「海と顔の見える食育・学校給食」においては、子供の食育への影響に加えて、教師、栄養士さらには保護者にとっても、漁村や漁業の現実を知る機会となっており、スキル養成、モチベーションアップにも大きなメリットをもたらしている。
- ・ 三菱地所グループ「空と土プロジェクト」では、間伐材を活用したコミュニティハウスづくりに、人事部の呼びかけで内定者が参加し、建物づくりを自ら体験する機会にもなっている。

(2) 社会的責任、社会的課題解決への寄与

- ・ 都市側の企業等が地方との連携・交流を行う場合、CSR を念頭に置いた取組であるケースが多く、地方農山村との連携・交流は、企業としての社会的責任に、社会的課題解決への取組として捉えられているケースが多い。
- ・ 三菱地所グループの「空と土プロジェクト」では、グループ内の CSR 方針に基づいた取組であり、社会的課題の一つである過疎化した農山村の課題解決への寄与を大きなミッションの一つとしている。
- ・ ドクターリセラ株式会社においても、島根県江津市は社長の出身地であり、営業拠点も配置されているが、こうした連携・交流は、社長の地域還元の意識がベースとなっている。
- ・ 既往調査²によると、地方農山村との連携・交流に取り組む企業の 6 割が「社会的責任の達成」を効果の一つとして認識しており、「本業」目的とした場合、社会貢献を目的とした場合に関わらず、大きな獲得効果の要素となっている。
- ・ また、アストラゼネカ社が実施した CSR 参加者アンケートにおいても、活動後に関心が高まったこととして「社会貢献活動」を挙げる人が多く、企業全体の社会貢献意識の向上に大きく寄与するものとなっている。

獲得効果	回答数	割合	事業上の位置づけ別		
			本業	社会貢献	営業・PR
社会的責任の達成	15	60.0%	9	5	1
企業のPR・イメージアップ	13	52.0%	6	4	3
売上や収益の拡大	11	44.0%	10	1	0
社員の人材育成、教育、意識啓発	5	20.0%	2	3	0
社員の福利厚生の充実	2	8.0%	1	1	0
外部の組織や人材とのネットワークづくり	7	28.0%	3	3	1
本業に必要な知識・ノウハウの獲得	3	12.0%	3	0	0
本業に有効な資材等の確保	5	20.0%	4	1	0
企業が持つ技術・ノウハウ等の実証・検証	3	12.0%	2	1	0
その他	0	0.0%	0	0	0
回答者数	25	100.0%	15	6	4

図 IV-7 企業における連携支援型交流活動の効果

出典：国土交通省「平成 21 年度都市農山漁村連携交流推進調査報告書」（平成 22 年 3 月）

² 国土交通省都市・地域整備局「平成 21 年度都市農山漁村連携交流推進調査」。地方農山村との連携・交流に取り組んでいる企業 25 社に対してアンケート調査を実施している。

【参考】：アストラゼネカ社 CSR 参加者向けアンケート>

Q：(CSR で) 活動して、あなたの関心が高まったものはありますか？



出典：アストラゼネカ株式会社 c-day2007 参加者アンケート (n=1270)

(3) 事業連携、本業や関連事業への波及

- ・ 交流支援の取り組みを通じて、企業等が既存の事業と連携したり、新事業への拡大・波及に展開させている例も見られる。
- ・ 例えば、三菱地所グループでは、CSRの一環として農業体験ツアーに取り組みつつ、山梨県の農産物の丸の内エリアでの販売や、既存事業（住宅）での山梨県産材の取引等等、事業連携にも積極的に取り組んでいる。
- ・ また、ユーコープ事業連合では、「まるごと産直」の取組の一環として、産地研修や産地確認会を実施することで、既存事業における産地や製品への更なる信頼性向上といった相乗効果に結び付けている
- ・ また、自治体による交流支援においては、相模原市と大船渡市との、震災後の壁新聞交流は、その後インターネット **skype** を活用した教育交流に展開している。

①商業施設事業グループとの連携

- 山梨県食材フェア「おあんなって山梨」への協力:新丸ビル7階「丸の内ハウス」9店舗
山梨県商工会連合会事業費及び山梨県ブランドチャレンジ支援事業費にて実施(今年で3年目)
7/6 山梨食材発掘ツアー(シェフの生産地見学) 
10/15「SO TIERD」にてオープニングイベント 
10/14~10/25 「丸の内ハウス」9店舗にて開催
オープニングパーティに山梨県副知事が出席 
- 山梨県シェフ×丸の内シェフズクラブ「美味しい山梨を創るプロジェクト」
山梨県商工会連合会が、国の「平成23年小規模事業者地域力活用新事業全国展開支援事業(調査研究事業)」として、シェフ同士が交流し、生産地ツアー、共同メニュー開発を行い、11/28~12/11に参加店舗にてメニュー展開 →今後も、山梨県がブランド化を推進している、「甲斐サーモン」や「ジビエ」等の首都圏での食材活用を検討 


- レストランシェフの体験ツアーへの参加、協力
マンションツアー(8月)に丸ビル36階「アンティカ・オステリア デル・ボンテ」ステファノ料理長参加
酒米づくりツアー(2月)に丸ビル35階「銀座寿司幸」社長が参加予定
- 「青空市場」×「丸の内マルシェ」(6月・10月開催)
空土米、純米酒「丸の内」、野菜、花豆等を販売 
- シェフズランチ企画第4弾に参加「甲州ワインビーフ」
ハンバーグ企画の食材として、山梨のブランド牛が参加 

②三菱地所レジデンスとの連携

- 「三菱地所のレジデンス倶楽部」ツアー開始(第1回2011年10月29日)
10月に立ち上げたマンション契約者と入居者の会員組織「三菱地所のレジデンス倶楽部」(全国約19万世帯)を対象としたツアーを今後展開→2012年度から、年4回のツアーを実施予定
- 「晴海タワーズ クロノレジデンス」(2013年11月下旬竣工予定)との連携
・晴海タワーズの企画・販売・管理担当者約20名にて、開墾体験実施(11/9~10)
開墾後、マンション販売と「都市農村交流事業」の連携について
ワークショップを実施し、「メックファニチャー(間伐材の家具づくり)提案」
や「マンション内マルシェ提案」等の発表 


図 IV-8 三菱地所グループにおける、「空と土プロジェクト」と商業施設事業グループ及び三菱地所レジデンスとの連携内容

これまでの経過
 昨年は大船渡小学校を励ます学級新聞を作り、関係を深めた。今後の目標として両校の子どもたちが日本復興のために何ができるか skype を通して話し合う授業を行う。その第一ステップとして今回の授業を設定。

5月 校長室で両校の児童が電話会談。
 6月 校長が子どもの新聞を持って大船渡小学校を訪問。
 8月 相模川自然の村に大船渡の小学生40名が来村。本校児童40名が迎える。
 10月 本校教諭 大村が教員派遣で大船渡小学校を訪問、授業支援を行う。
 10月 4年生同士の skype による交流（大村教諭滞在最終日）。
 12月 通信機器の整備完了。
 1月 教員同士による skype 交流。
 1月 skype ランチ交流。
 2月 1回目の授業（お互いの県の特産物の紹介）4年社会科

※これまで被災地へは一方的な支援が中心であったが、これからはお互いが授業研究を行い、高め合う関係を作っていきたい。



図 IV-9 相模原市鶴の台小学校と大船渡小学校との交流の展開

資料：相模原市資料

(4) 社員や住民の満足度の向上による組織力、地域力の強化

- ・ 地方との交流を支援し、交流活動が活発化することによって、社員や住民の意識向上やコミュニケーション向上等のインパクトが得られているが、こうしたインパクトが継続的、相乗的に発現することにより、人材育成とあわせて、企業の組織力の強化や、住民の満足度、帰属意識の向上に基づく地域力の向上につながっているものといえる。

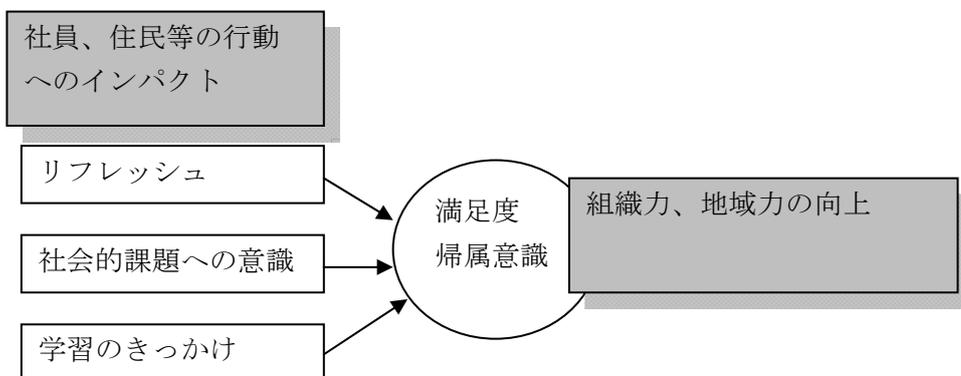
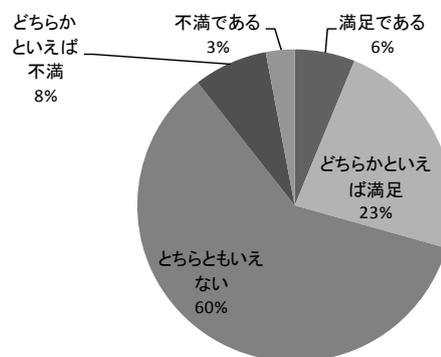


図 IV-10 社員、住民等のインパクトと組織力、地域力殿関係性イメージ

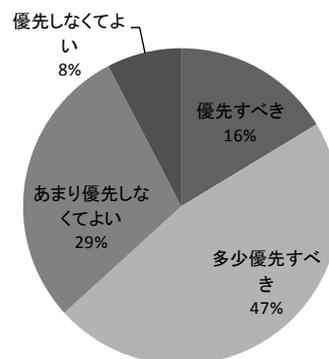
【参考】 狛江市市民アンケート >

「5 観光の推進と地域の活性化」(市民祭りの開催、友好都市との交流事業の実施)

【満足度】 n=908



【優先度】 n=876



資料： 狛江市市民アンケート

(期間：平成23年4月25日(月)～平成23年5月9日(月) 15日間)より

(5) 経営の持続可能性（事業継続）、災害対応力の向上

- 自治体や企業等が交流支援に取組、社員や住民等の交流が活発化することによって、交流支援を行う自治体や企業等においては、これらの連携・交流によって得られる相互理解や顔が見える関係を背景に、災害時の相互応援協定など、持続的な企業経営或いは地域経営につながる、組織的な提携関係の構築に発展・昇華させることができる。
- 平成17年度に総務省が実施した調査においても、災害時相互応援協定を締結している市町村が、協定先を選定した理由・きっかけとして「既に自治体間の交流があったから」が約6割を占めており、既存の連携・交流が災害時等の協定締結の大きな要素となっている。
- また、事業継続計画（BCP）の一環として、緊急時、被災時の生産協力協定を締結する例も見られており、東日本大震災後、実際に生産協力を行った例も見られている。

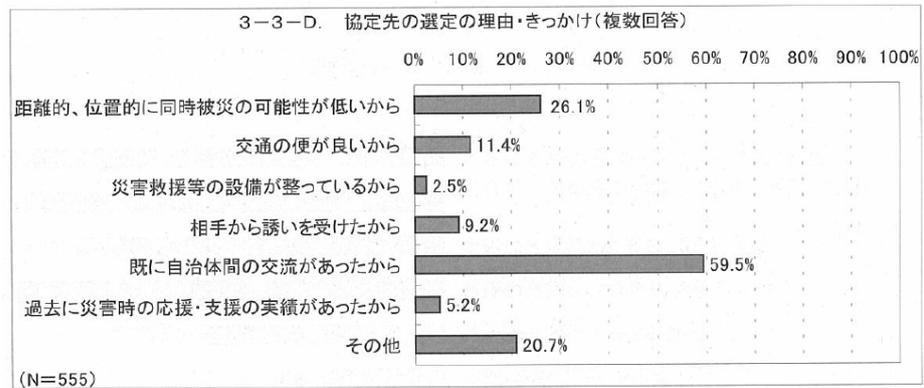


図 IV-11 災害時相互応援協定締結の理由・きっかけ

出典：総務省自治体行政局過疎対策室「過疎地域・都市間における自治体間交流に関する調査報告書」
(平成18年3月)

【参考】遠隔地の事業者間の代替生産契約の例

事例（遠隔地工業組合間での代替生産契約）：
 ●神奈川県メッキ工業組合と新潟県鍍金工業組合
 両組合は、災害時に各組合の企業間で代替生産などができる仕組みの構築を推進している。この仕組みは「お互いさま BC（事業継続）連携ネットワーク」といい、互いに加盟企業の情報を提供し合い、企業ごとに代替生産などを行う契約を結びやすくしている。遠隔地の企業と事前に契約しておくことにより、例えば神奈川県の企業が被災して事業の継続が困難になった場合、あらかじめ契約していた新潟県の企業が代替して生産する。
 現在までに100社以上の企業がこの仕組みに参加している。（2011年5月時点）
 （出典：日本鍍金新報 2011.5.24）

出典：新たな産業防災・減災のあり方検討会（中部経済産業局）「地域連携BCP策定ポイント集」（平成24年2月）

V. 多様なライフスタイルの提供に向けた国としての支援のあり方の検討

(1) 交流支援に関する情報の発信・共有

- ・ 都市と地方との連携・交流は、地方振興への効果はもとより、都市側の住民等においても様々なインパクトがもたらされるものであり、多様なライフスタイルの提供にも資するものでもある。
- ・ こうした都市と地方との連携・交流の活発化には、特に地方の過疎化や経済の衰退が見られる現状においては、都市側の自治体、企業等が積極的かつ組織的に交流支援を行うことが効果的であるといえるが、こうした交流支援の情報はまだ少ないのが現状である。
- ・ そのため、まずは、都市側の自治体、企業等による交流支援の事例について、そのプロセスやメリットに着目しながら情報を整理・発信していくことが必要である。
- ・ 自治体による交流支援については、既に多くの市町村が国内の姉妹都市提携等に取り組んでいるものの、その実態や効果についての情報は少ないことから、これらの現状等に関する調査の実施とあわせて、その効果やメリットを積極的に発信していくことが考えられる。
- ・ 企業等による交流支援については、今後の CSR への機運の高まりや、東日本大震災を踏まえた BCP（事業継続計画）策定の文脈の中で、都市と地方との連携・交流の効果を整理し、情報として発信していくことが考えられる。
- ・ また、先進的な取組事例について、表彰制度や PR 支援等を行い、交流支援の取組に対するインセンティブを与えることも考えられる。

(2) 都市側と地方側の団体のマッチング機会の創出

- ・ 都市と地方との連携・交流にあたり、特に組織的な交流支援により取組を図ろうとする場合は、組織同士の適切なマッチング機会を創出することが必要である。
- ・ そのため、都市と地方との連携・交流のサポートやコーディネートを行う機関や組織に関する情報をデータベース化し、公開することのほか、こうしたコーディネート機関や、地方との連携・交流に興味を持つ企業等が参加した交流会やシンポジウム等を開催することも考えられる。

(3) 関係機関の連携

- ・ 都市と地方との連携・交流による多様なライフスタイルの実現にあたっては、国土交通省における地域振興や国土の保全・管理といった視点に加え、農林水産政策、環境政策、教育政策、企業支援政策、地方自治政策、防災政策等、多様な施策分野と連携を図っていくことが重要である。
- ・ 特に、これまでは都市と地方との連携・交流に係る施策は、どちらかというところ地方側の暮らしや経済の活性化の視点から検討される面が多かったが、阪神淡路大震災、新潟県中越地震及び東日本大震災といった大規模災害を経験した中で、都市側においても、より幅広い選択肢の中での生活やライフスタイルの見直し、リダンダンシー確保やリスク分散等、地域間の連携の意義は益々高まっており、より包括的な視点から都市と地方との連携・交流を講じていく必要がある。
- ・ そのため、国の各省庁間の連携はもとより、国と地方自治体との役割分担を検討しつつ、都市と地方との連携・交流の効果や特性を把握するための実証調査等の実施を行い、多面的な視点からそのインパクトやメリットを計測・分析していくことが必要である。

(4) 人材や組織の育成・活用

- ・ 都市と地方との連携を継続的に進めていくためには、交流支援を担う人材の育成・確保も必要である。
- ・ 具体的な人材の育成は、自治体や各企業において主体的に進めることが必要であるが、まずは既存の専門家派遣制度等の活用や、既存のコーディネート機関への支援等を通じて、実践的な人材の育成を支援していくことが考えられる。
- ・ また、例えば、企業や団体のCSR担当者や、自治体の担当者を対象としたセミナー、勉強会等を開催し、情報交換を兼ねた人材育成の機会を設けることも考えられる。